

公立大学法人宮城大学 業務実績報告書  
(平成27年度～令和2年度)  
【中期目標期間評価】

令和3年6月

公立大学法人宮城大学



**法人の概要**

- (1) 名称  
公立大学法人宮城大学
- (2) 所在地  
宮城県黒川郡大和町学苑1番地1
- (3) 設立年月日  
平成21年4月1日
- (4) 設立団体  
宮城県
- (5) 中期目標の期間(第2期)  
平成27年4月1日から令和3年3月31日まで
- (6) 目的及び業務  
【目的】  
当法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき宮城大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。  
【業務】  
1 大学を設置し、これを運営すること。  
2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。  
3 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。  
4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。  
5 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。  
6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 資本金の額  
155億1,589万5,651円(令和3年3月31日現在)

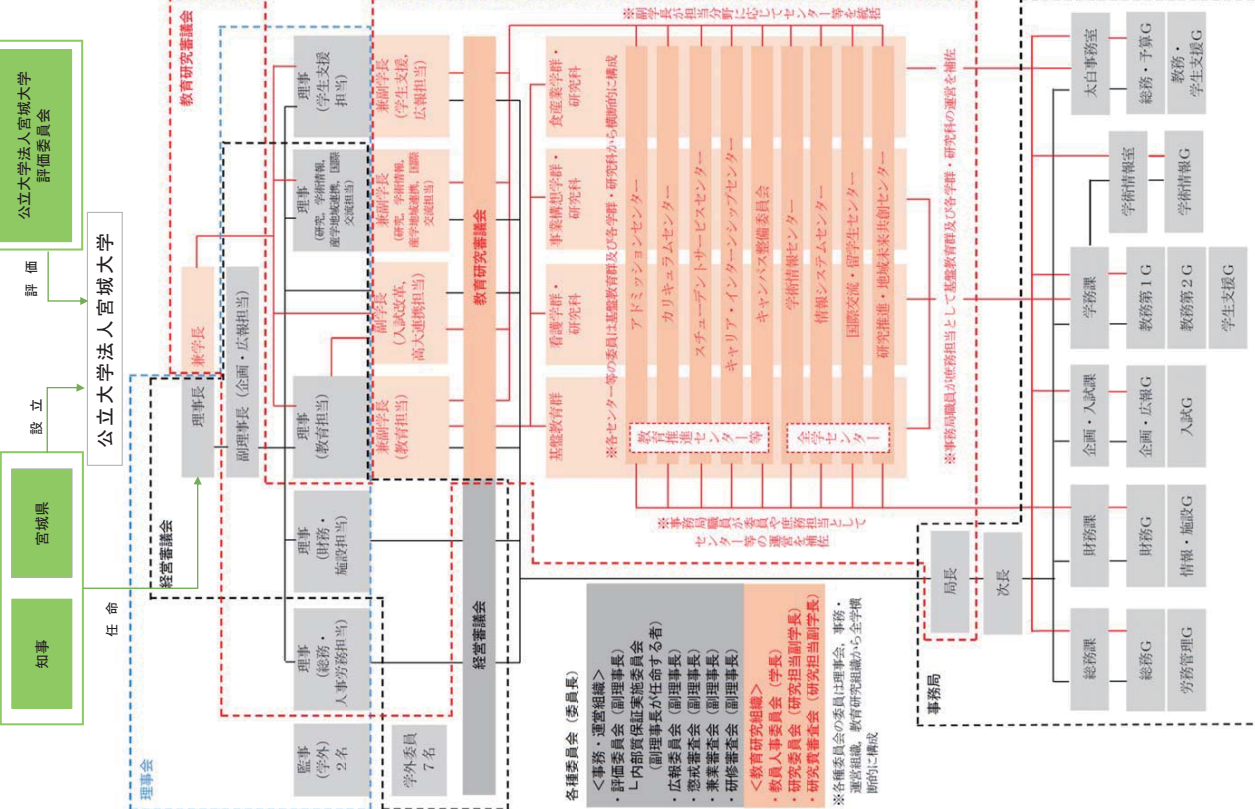
(8) 役員状況(令和3年3月31日現在)  
理事長・学長 川上 正  
副理事長(企画・広報担当) 西木 純  
理事(教育担当) 風見 正  
理事(研究、学術情報、産学地域連携、国際交流担当) 武田 淳  
理事(研究、学術情報、産学地域連携、国際交流担当) 西工 和  
理事(総務・人事労務担当) 鈴木 力  
理事(総務・施設担当) 柴田 浩  
監事 昭毅  
監事 純一

(9) 組織図  
右記参照

(10) 学生数(令和3年5月1日現在)  
【学群】  
看護学群(学部) 403人  
看護学群(学群) 866人  
食産業学群(学部) 538人  
小計 1,807人  
【大学院】  
看護学研究科 27人  
事業構想学研究科 33人  
食産業学研究科 32人  
小計 92人  
合計 1,899人

(11) 教職員数(令和3年5月1日現在)  
学長 1人  
副学長 4人  
教授 63人  
准教授 30人  
講師 16人  
助教 21人  
助手 3人  
専任職員 62人  
業務限定職員 2人  
有期雇用職員 38人  
合計 240人

(9) 組織図(令和3年4月1日現在)



全体的状況

第二期中期計画において、「人間性が豊かで、かつ、地域社会の発展に主体的に貢献できる資質と能力を持つ人材育成のための、社会の要請や学生への多様なニーズにしっかりと対応できるような教育体制の構築」及び「東北に息づく伝統・文化・風土を織り交ぜながら、新しい価値を創造する特長のある大学」を目指すことを掲げ、大学改革等に取組んできました。

第1 教育研究の質の向上に関する措置

1 教育に関する措置

(1) 入学者受入方針・入学者選抜

学群・学類への改編に合わせて、国が掲げる高大接続改革も見据え、平成29年度入学者選抜からの入試科目の見直しや10入試の新たな導入を通じ、知識や技能だけでなく、思考力、判断力、表現力等を備えた学生の獲得に努めるとともに、一般選抜後期日程の募集人数減及び一般選抜前期日程の募集人数増等により本学の第一志望とし、意欲のある学生の入学に一定の結果を得た。【4】

令和3年度入学者選抜試験の制度見直しにあたっては、アドミジションセンターが中心となっており、出願動向や入学後のアプレメントテストの結果等も踏まえて具体的な制度設計をまとめたほか、文部科学省が定める入学者選抜のルールに沿って適切に予告を行った上で、各入試の効率化を行った。【4】

平成30年度からインテグレーションシステムを導入し業務の効率化を図ったほか、入試関係のシステムやデータの整理を行うとともに、これらでは業務ごとに分断されていた入学前からの卒業後までのデータを一元管理するため、新入試システムの詳細設計を進め、入試関連データの下地を整えた。【3】

大学院課程においては、各研究科において大学院教育のあり方について検討を行い、令和2年度にはそれまで定員充足率の低かった事業構想学研究科が69.6%、食産業学研究科が93.8%となり、改善が見られた。【11】

(2) 教育の内容等

学士課程においては、平成29年度からの教育課程再編にあたり、豊かな人間性の形成、基礎的な科学力の向上、自立した人間としての総合力形成の基礎を確立することを目的として、「フレキシブルなコア」を核とした基礎教育の編成方針を策定し、それに基づいた体系的な教育課程編成を行った。【16】

平成29年度入学生（学群学類制）から、大学への学びや地域社会への導入、リテラシー、英語、ICT及びデジタルサイエンス等の15科目を「フレキシブルなコア」科目群として全学必修とし、宮城大生として必要な「技法知・学問知・実践知」を身につける教育を行った。また、25～27人のクラス編成を基準に、担任制及び種々のアクティブラーニングの導入、クラス担当者間の情報交換など、個々の学生に対するきめ細やかな教育を実現した。【17】

令和4年度カリキュラム改編に向けて、カリキュラム改編を担う全学組織として「カリキュラム改編本部会議」を設置し、各学群・研究科の連携を高め、カリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに、基礎教育科目と専門教育科目との連続性を高めるように科目配置及び内容の検討を行った。【15】

さらに、一貫性のあるキャリア教育プログラムを展開できるように科目配置及び内容の検討を行った。【15】

食産業学群食資源開発学類では、新学類では、新学類である生物生産学類の令和4年度からの開始を目指した準備を進めた。【13】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、年度当初より遠隔授業への切り替えが必要となったことから、急速ICTを活用した遠隔授業システム及びモニタリング等の整備を行い、前期においては遠隔授業を中心に、後期は遠隔・対面授業のハイブリッドで実施した。【14】

また、各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」を策定し、その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」を示した。【35】

また、教員の採用にあたっては、公募により様々な業績や経歴を有する優秀な人材を、年齢や性別、国際性等のパラメータに留意して確保することに努めてきた【36】ほか、再任審査については、引き続き職務能力向上計画書の提出を求め、今後の教育研究等の目標を確認して適切に行う。【37】

教育及び教員の質の向上については、平成31年度（令和元年度）に、新授業評価システム（nigala）が導入されたことにより、90%を超える学生から授業評価アンケートが回収されている。このことにより広範囲の学生の声を反映した、より的確な授業改善が図られた。さらに、授業評価結果に関しては、教員に開示し、教員が改善計画を記載して学生に公開する仕組みを採用してきた。【40】

（ラーニングコミュニティ）を整備したほか、デザイン研究棟の整備など教育環境の充実を図るとともに、最終年度の令和2年度には新型コロナウイルス感染症への対応を講じながら教育の維持を図った。さらには、社会の課題等に対応した研究を積極的に進め、その成果の還元や社会とのマッチングを積極的に進めること、外国人留学生数の割合や、外部資金獲得額など計画を十分に実施していない評価「II」に分類する項目があるものの、評定「III」以上の項目が9割以上に上ることから、第二期中期計画は概ね達成することができたと考える。

また、学群制への移行に伴い、授業評価結果のフィードバックを行い、それを踏まえての教員による授業改善計画の作成を義務付けるとともに、学群長による学群単位での教育改善計画の提出を義務付けて、科目及び計画全体でのPDCAの仕組みの構築を図った。【40】

さらに、教育活動の質の向上及び教員の教育能力向上のため、アカデミック・ディベロップメント（FD）、ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進できた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを整備・実施し、教育活動の更なる質向上を図る。【41】

教育環境の整備としては、平成30年度からは、「スチューデントコミュニティ」「グローバルコミュニケーション」「デジタルコミュニケーション」「データ&メディアコミュニケーション」の整備を大和・太白面キャンパスにおいて順次進め、新型コロナウイルス感染症予防対策として講ずる施設整備を優先し、令和3年度以降の整備とした太白キャンパスにおける「データ&メディアコミュニケーション」以外の計7つのコミュニティは、令和2年度当初に完了した。現在は各コミュニティにおいて、学生向けの各種企画を実施するとともに、コミュニティ運営に学生スタッフを参加させるなど、学生の主体的な活動の場としてのコミュニティの機能の充実を図っている。【43】

平成28年度には、本学の研究成果を公開するために学術機関リポジトリを構築し、本学がこれまで発行してきた記述はすべて電子化し公開した。さらに、令和5年度には、出版部準備委員会を立ち上げ研究ジャーナル発行に向けた体制を整え、令和2年度には、研究ジャーナルの創刊号を発刊した。【42】

学内情報ネットワークの向上を目的とした情報ネットワーク基盤システムの高速度化・安定化やセキュリティにおける安全性・機能性の向上を目的とした情報ネットワーク基盤システムの更新を行った。また、その後も要請保守に努め、適宜設定変更を実施し、安定した通信環境の提供を行い、令和2年7月には大和キャンパスサイエンス研究棟建設に伴うワークスペースの構築を行った。【44】

授業評価については、令和5年度より教学比較IRコミュニティに入会し、ALCS（Academic Learning and Cultivation Survey）学修行動調査を実施している。【43】

(4) 学生への支援

平成29年度末に「スチューデントサポートサービスセンター運営方針」並びに「学生健康支援基本方針及び健康支援運営方針」を策定し、平成30年度以降、これらの方針に沿って学生への支援を実施している。【50】

また、学群の教員を中心に欠席の多い学生など支援の必要な学生を早期に見出し、適切な支援を提供した。また、各学群の必要となる学生へのサポートセンターワーキンググループのミーティングに健康支援室のカウンセラーや健康相談員、教務グループ職員が参加し、必要に応じて情報共有を行うとともに連携して学生への支援を行う体制を整備した。休学率・退学率については、6年間を通じておおむね目標値（休学率2%以内、退学率1%以内）を達成している。【47】

令和2年度からキャンパス内完全禁煙を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症について、学生に対して感染予防を周知するメールを適宜配信するとともに、不安やストレス等への対応を支援する体制を整備し、各学群の学費や奨学金の貸与状況、各種奨学金の申請状況や奨学金の納付状況や奨学金の貸与状況、各種奨学金の申請状況等に関する情報を収集し、学生への周知・指導を細やかに行うとともに、令和2年度から実施された国の高等教育負担軽減制度（修学支援新制度）に合わせた学内の規程・内規の整備、修学支援新制度の対象にならない学生に対する大学独自の授業料減免制度の改正を行った。【52】

平成30年4月に、学生に対するキャリア科目による教育、インターンシップ、キャリア支援（就職支援、企業との連携強化を含む）、キャリア開発やインターンシップの業務を通じて収集された情報や大学に開示された情報（CIC）を一元化し、採用やインターンシップ、他部署との有機的な連携、同センターの広報パンフレットの制作を実施した。【53】

また、学生・教員の多様な生涯学習ニーズに応えるため、休日・夜間における開講、サテライトキャンパスの活用、遠隔システムの利用により教育環境の改善・整備を図った。【58】

第二期中期計画期間に、ABEイニシアティブ特別プログラムの学生として、アメリカから留学生7人（博士課程前期）を受け入れ、事業構想学研究科及び食産業学研究科で修士号を授与した。【54】

同様に、本学前期では、「アフォー母子保健実地実習コース」として、アメリカからの研修生60人を受け入れ、日本の母子保健の実態を教授した。令和元年度には、科学技術振興機構の「さくらサイエンスプログラム」に採択され、タイに所在する協定校玉立キングモックンクック工科大学より学生2人、教授1人を約1週間の招待し、主に食産業学研究科で研究教育を行っている食品の安全性管理とそれを支える先端技術に関する講義及び演習を実施した。【59】

### 2 研究に関する措置

(1) 研究水準及び研究成果  
学群横断的な研究の促進のため、研究費審査会による審議を経て、のべ22件の研究課題に指定研究費を配分したほか、平成28年度からは本学ならではの優位性・独自性を有する研究の創出に向けた新たな指定研究費の種目「特別推進研究」を設けて複数年度の研究課題を採択し、戦略的な研究費の配分を実施した。**【62】**

平成30年度からは専門分野だけではなく、教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シソーラス集」を作成・発行し、広く教員の研究成果の公開を行った。**【67】**  
平成30年度より地域連携センターのコーディネーターを配置し、専任コーディネーターによる企業・自治体等からの相談対応及び企業・自治体等の訪問により、そこから得られたニーズと本学の持つシーズのマッチングによる具体的なプロジェクト化・事業化を行った。**【68】**

### (2) 研究の実施体制等

特別研究費、寄附金研究費、国際研究費（研究の実施方針に基づき、海外研究費、指定研究費から名称を変更）については、研究費審査会による審査により公平かつ透明性の高い方法で配分するとともに、毎年成果発表会を実施し、地域社会への還元に努めた。**【76】**  
令和元年度に策定した「研究の実施方針」に基づき、若手研究者に配慮することを基本方針に定めて審査を行い、若手研究者の育成を図ったほか、科学研究費補助金の申請にあたって、申請書作成支援を導入するなど、研究力の向上に資する取組を行った。**【77】**

### 第2 地域貢献等に関する措置

1 地域貢献  
公開講座やシンポジウムについては、地域のニーズを意識した企画を行い、近隣住民を対象とした防災セミナー、自治体職員向けや企業向けのセミナー、地域の医療・看護の質の向上に資する取組として看護職向け専門研修の開催等、大学の教育研究資源を活用した地域貢献として開催。令和元年度には58回となり、数値目標50回を達成した。**【82】**  
平成24年度から開始した「図書館利用促進事業「六眼の図書館」は、学外者も参加できるイベントとして、令和2年度までに21回開催。のべ800人が参加した。学生だけではなく地域に向けても、新しい学びの場としてこうしたコンテンツを提供することができた。**【83】**

産学官連携として、民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進め、数値目標として設定した市町村等との連携協定数については、令和2年度現在28件となり数値目標を達成した。**【84】**  
ランナー」育成のためのコミュニティ・フロンティアプログラム（CPプログラム）を実施。第2期中期目標期間内において、CPプログラムと協定した学生71人に対して、卒業時にCPソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプログラム構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。**【88】**

高等学校との連携として、令和元年度からアドミジションセンター内に「高大連携推進室」を設置。大学での学び体験と進学の動機づけの場としての「アカデミック・インテンシブ」や高等学校との意見交換を目的とした「高大連携事業調整会議」を実施し、高校生の進路実現のための機会提供、高等学校におけるニーズや教育上の課題を共有することができた。**【89】**

### 2 国際交流等

協定校への長期交換留学については、宮城大学海外交換留学プログラム（宮城大学アンバサダープログラム）として18名の学生を派遣した。海外留学支援制度である「トビタテ！留学JAPAN」については、6年間で21名が採択されるなど、グローバル人材を育成するに貢献することができた。**【90】**  
本学との協定校について、トゥルク応用科学大学、タンペレ応用科学大学（以上FI）、ロンドンメートルポリタナ大学（UK）、キングモントゥット工科大学（HH）、フエ外国語大学、アンザン大学、ドンタップ大学（VN）、アーカウエイ大学（オーストラリア）、ロイヤルメルボルン工科大学、サザンクロス大学（AU）、サンウェイ大学（MY）とMOUを締結するなど学生のニーズを踏まえ着実に協定校数を増やしている。（令和3年3月末時点：8か国13校）**【92】**

これまで、フエ外国語大学、アンザン大学、ドンタップ大学、タンペレ応用科学大学、サザンクロス大学で研修を行い、トゥルク応用科学大学、タンペレ応用科学大学、アーカウエイ大学、アンザン大学、フエ外国語大学、アンザン大学、アンザン大学、アンザン大学、アンザン大学（MY）と短期研修やトスミス校に長期派遣を行っている。さらに、デラウェア大学（US）やサンウェイ大学（MY）と短期研修や海外人留学生のリクルーター等ポストコロナを見据えた具体的な交流活動について協議を進めている。**【92】**  
外国人留学生のグローバルのため、毎年度、日本語学校で日本語を学ぶ外国人留学生を対象とした「キャンパスパスツアー」を実施し、本学のPRに努めたが、外国人留学生を対象とした特別入学枠の数値目標である30%には及ばなかった。**【94】**

海外留学については、グローバルコモンズ内に留学経験があり、かつ学生とのコミュニケーション能力も高い者を国際交流・留学生センターアシスタントとして1名採用し、両キャンパスにおいて、留学プログラム上の紹介など学生に分かりやすく説明できる体制を整備したほか、海外留学経験者による留学成果報告会や相談会を実施し、全学の学生に対する情報提供・個別支援を継続的に行った。**【96】**

### 3 東日本大震災からの復旧・復興支援

東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し、平成30年度までに学内公募に申請のあった56件のうち43件を採択し、地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生で学内公募の研究に研究費を配分した。令和元年度からは「震災復興（発度）研究」と名称を変更し、2年間で学内公募のあった19件のうち14件を採択し、復興の総仕上げに向けた取り組みを行う研究に研究費を配分している。**【98】**

- ・平成27年度～平成30年度 震災復興特別研究：43件採択
- ・Ippo Ippo NIPPON寄附金を6件の研究に配分
- ・令和元年度～令和2年度 震災復興（発度）研究：14件採択

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 運営体制の改善  
理事長が全学的なリーダーシップを発揮するよう、平成27年度に学群・学系への移行に向けた「大学改革室」を設置、教員組織と事務組織の連携の強化を図るため、平成29年度には、各学群から理事兼副学長を登用したほか、大学改革担当副学長を任命した。また、平成30年度には、基本規則等を改正して役員所掌事務の見直し、理事長が特に命ずる事項として、大学改革、看護教育改革を担当する理事を任命した。また、副学長（副理事長）を中心に毎年度内部監査計画を策定し、権限と責任を明確にした。**【101】**  
内部監査責任者を副理事長として、権限と責任を明確にした。**【101】**  
チームが適切に会計監査及び業務監査を実施する体制を構築した。**【104】**  
各年度、予算編成方針を策定し、戦略的な予算の配分を行った。平成29年度に大学改革の一環として、各種基本計画・方針を策定する中で、改革を効果的に推進するための組織体制の検討を行い、平成30年度から新体制で大学運営を進めている。なお、次期中期計画に向け、「知の拠点」を目指す本学として、戦略的に外部資金を獲得し、それらを積極的に活用して地域の問題解決と未来の創造を推進する新しい組織「研究推進・地域未来共創センター」を設置することとした。**【106】**

副理事長（県OB）及び理事2人（総務・人事労務担当（県OB）、財務、施設担当（金融機関OB））に学外有識者を任命しており、また、大学運営の円滑な遂行を図るため、教員から理事兼副学長を登用している。**【107】**  
平成27年度の経営審議会委員改選において、学内委員と学外委員の人教構成をそれまでの6人：6人から5人：7人に改め、学外委員が過半数となるようにし、以後、当該人数構成を維持した。**【108】**

### 2 教育研究組織の見直し

教育研究組織については、平成27年度に「大学改革室」を設置して学群制の導入や教員組織の変更による学系制への移行準備を進め、平成28年度には数字マネジメントの更なる強化のため、教育企画室、アドミジションセンター、カリキュラムセンター、学生センター、サテライトセンターからなる教育推進機構を配置した。平成29年度には、学部・学科制から学群・学類制に移行することに伴う見直しを実施し、平成30年度には大学改革をより一層進めるために教育推進機構を廃止し、新たに「教育推進センター」として、アドミジションセンター、カリキュラムセンター、サテライトセンター、学生センター、キャリア・進学センターとして学術情報センター、情報システムセンターの5つの組織を位置づけるとともに、「全学センター」として学術情報センター、情報システムセンター、国際交流・留学センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけ、これら再構築を行い、それぞれ運営方針を策定した。  
また、次期中期計画に向け、戦略的な外部資金の獲得とそれらを積極的に活用した地域未来研究及び地域との共創を推進する新組織「研究推進・地域未来共創センター」の設置のほか、導入予定のリサーチアドミニストレーター（URA）と地域連携コーディネーター（CDN）を含めた研究推進・地域連携のマネジメント機能強化のための準備を進めた。**【109】**

### 3 人事の適正化

教員評価については、平成30年6月から制度検討委員会を立ち上げ、教員の本来的なべき姿（評価のために働くのではなく、その社会的な尊厳と高い倫理観の下で、自発的に役割を果たすこと）を踏まえ、評価の目的を改めて定義した上で、目的に合った評価制度の抜本的再構築を図るとし、新しい教員評価制度を令和元年度に業績に係る評価から実施した。**【110】**  
事務職員については、計画の採用及び適正配置によりプロパー化率は83%となった（令和3年3月現在）ほか、平成30年度に法人職員を幹部（課長職）登用したほか、女性のグローバルリーダー1人を含む6人の法人職員がグローバルリーダーとなった。**【112】**

### 4 事務等の効率化・合理化

事務組織については、より機動的、一体的に業務が推進できるように必要に応じて組織改編を行ってきただころであり、平成30年度からは、大学改革をより一層推進するため、事務部を事務局とし、大和キャンパス3課体制から4課1室への再編を行い、業務所管の明確化、機能強化を図った。**【113】**  
室の所掌事項をもとに、職員の仕事負担を総点検し、事務分担表の再整備を行った。**【113】**  
情報の一元管理とコスト削減の観点から、平成29年度に「情報システム高度化推進基本計画」を策定し、学務基幹システムの構築を目指したが、令和元年度に構築を休止し、引き続き検討を行うこととした。**【114】**

#### 第4 財務内容の改善に関する措置

- 1 外部研究費資金その他の自己収入の増加  
科学研究費補助金その他の競争的資金の公募情報については適時に周知を行っており、科研費獲得に向けた支援についても説明会を学群ごとを実施する等を取組を継続して行っている。その結果、令和2年度の科研費申請における新規の応募者率は平成26年度より18.5ポイント増と大幅に増加しており、獲得に向けた取組は一定の効果を上げていていると考える。【115】  
外部資金獲得総額について、目標設定時は、津波で被災した農産物の復旧に係る研究など、東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものであったため、令和元年度の暫定評価後に見直しを行ったものの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年を大きく下回り、第2期中期計画期間中の外部資金獲得総額は970,780千円（1年あたり平均161,797千円）となった。【115】

#### 2 経費の抑制

「コピー費管理方式」を継続して実施したほか、固定電話回線の契約見直しや、共通業務及び施設関連業務の一括契約、複数年契約の推進、総務（年末調整業務等）入試（査読、運営等）、広報（広報支援）等の外部委託等を通じ、経費の抑制・業務の簡素化・合理化を図った。【120・122】

#### 3 資産の運用管理の改善

「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、ラーニングコモンズの整備やゾーニングに基づいた研究室の再配置等を進めるとともに、老朽化した設備の更新を行い、各部屋の利便性を高めた。【124】  
資金繰り等を勘案し、余裕資金については銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用し、令和元年度からは流動性確保及びリスクマネジメントの観点から安全な決済用普通預金により資金管理を行った。【125】

#### 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する措置

- 1 自己点検・評価の充実  
組織的な自己点検・評価を行うため、中期計画に基づく年度計画を策定し、学群を横断して編制する各種センター等で計画に基づく活動に取り組んだ後、自己点検・評価を行うとともに、その結果と改善案を全学組織で共有し、「評価委員会」が集約・審議し、各会議体へ報告を行い、その審議・検討結果を踏まえ、改善案を各種センター及び各学群・研究科にフィードバックすることで各委員会や教授会を通じ、具体的な業務の改善に努め、自主的・自律的な改善の更なる定着を図った。また、令和元年度より、関係部局の実務担当者から構成される「内部質保証実施委員会」を設置し、実態に合わせた「公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱」の改正を行うとともに、要綱の定める各種PDCAサイクルの進捗管理を行った。【126】  
平成25年度の大学（認証）評価で指摘された努力課題について、それぞれ改善に取り組み、平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出し、令和元年度の大学（認証）評価において「適合」の認定を得た。さらに、令和元年度の大学（認証）評価で指摘された改善課題については、令和2年度計画及び次期中期計画に反映するとともに、令和5年度を予定している認証評価機関への改善報告に向け、対応の検討を行い、改善を進めた。【128】

#### 2 情報公開の推進等

大学が社会からの信頼や支持を得て存続しつづけるための重要なコミュニケーション手段である大学広報について、これまでで最大規模の信頼向上に向けた広報体制を改め、民間事業者の専門的なノウハウを導入し、ターゲット別に正確、迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するため、平成30年度に「宮城大学広報基本方針」を策定した。これに基づき、全学的な意思決定機関としての広報委員会及び広報推進体制の構築、広報グラフィック基本コンセプトの策定、プレスリリースの積極的な活用や県内テレビ局・新聞社との連携強化により、統一的な広報展開及び本学の認知度向上につなげた。【130・131】

#### 第6 その他業務運営に関する措置

- 1 施設設備の整備・活用等  
平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、大和キャンパスにおいて令和2年度までに4コモンズ（グローバルコモンズ、ステューデントコモンズ、データ&メディアコモンズ、ディスカバリーコモンズ）の整備を進め供用を開始している。加えて太白キヤンパスについても、令和元年度までに3コモンズ（グローバルコモンズ、ディスカバリーコモンズ、チャータードコモンズ）を整備するとともに、残ったデータ&メディアコモンズの整備内容を検討している。さらに、令和2年8月からはデータサイエンス研究棟の供用開始した。【133】  
施設設備の維持管理については、定期点検の実施により、それぞれの状態を詳細に把握し、必要に応じて速やかに修繕等の対応を行った。【136】

#### 2 安全管理等

平成28年度に「宮城大学ストレスマネジメント制度実施要領」、平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡回実施要領」を制定し、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図っている。【137】また、各年度に面談やキャンパスで防災訓練を実施した。【138】  
情報セキュリティポリシーの整備として、「情報資産の運用、管理及び利用に関する規程」の改正を行い、教職員、学生が具体的に遵守すべき情報セキュリティに係る事項を定め、入学生等を対象とした情報リテラシーの授業実施や教職員セミナー、情報セキュリティポリシーに関する講習会を開催する等、情報セキュリティ教育の徹底を行った。【139】  
毒物・劇物その他の危険を伴う薬品については、学内における統一的な薬品管理支援システムを導入し一元管理を行った。【140】

#### 3 人権の尊重

人権侵害に関する相談窓口と人権侵害防止及び対応策本部を継続して設置しているほか、人権侵害防止の啓発カードを全教職員に配布して、周知徹底を行い、意識向上を図った。また、イエローカードの配布等により、ハラスメントに関する意識啓発と予防に取り組んだ。【141・142】

<p>第1 教育研究の質の向上</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>【重点目標】          県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな          知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身に付け、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	<p>【評価委員会による意見記載欄】</p> <p>教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項</p> <p>【法人記載欄】</p> <p>1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）</p> <p>〔 (1) 入学者受入方針・入学者選抜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学部・学類への改編に合わせて、国が掲げる高大接続改革も見据え、平成29年度入学者選抜からの入試科目の見直しやAO入試の新たな導入を通じ、知識や技能だけでなく、思考力、判断力、表現力等を備えた学生の獲得に努めるとともに、一般選抜後日程の募集人数減及び一般選抜前期日程の募集人数増等により本学を第一志望とし、意欲のある学生の入学に一定の成果を得た。【4】</li> <li>〔 (2) 教育の内容等〕</li> <li>・ 学士課程においては、平成29年度からの教育課程再編にあたり、豊かな人間性の形成、基礎的な科学力の向上、自立した人間としての総合力形成の基礎を確立することを目的として、フレキシブルなコアを核とした基礎教育の編成方針を策定し、それに基づいた体系的な教育課程編成を行った。令和2年度には完成年度を迎え、すべての科目の実施状況、授業評価等のチェックを行い、令和4年度のカリキュラム改編に向けて、カリキュラム改編を担う至学組織として「カリキュラム改編本部会議」を設置し、各学群・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しを行うとともに、基礎教育科目と専門教育科目との連続性を高めた効果的な教育課程を編成した。【13・16】</li> <li>・ 高度な実学による教育を行うことで実践力を養うため、本学看護学群独自のプログラムを実施。「災害看護プログラム」15名、「国際看護プログラム」3名の修了者を輩出した。また、高齢者の増加に伴う地域看護の充実、情報技術の活用等の新たな情勢に応じた教育のために、令和4年度から開始するカリキュラムを作成した。【20】</li> <li>〔 (3) 教育の実施体制等〕</li> <li>・ 平成31年度（令和元年度）に新授業評価システム（nigala）を導入し、平成31年度（令和元年度）には94.8%、令和2年度には95.7%といずれも高いアンケート回収率を実現した。【40】</li> <li>・ 平成30年度からは、「スチューデントセンター」「グローバルコモンズ」「ドイツカバリエーコモンズ」「データ＆メディアイノベーション」の整備を大和・太田両キャンパスにおいて順次進め、令和3年度以降の整備とした太田キャンパスの「データ＆メディアイノベーション」以外の計7つのコモンズは、令和2年度当初に完了した。現在は各種企画等により、学生の主体的な活動の場としての機能の充実が図られている。【43】</li> <li>・ 令和元年度より、教学比較IRコモンズに入会し、ALCS (Academic Learning and Cultivation Survey) 学修行動調査を実施した。【43】</li> <li>〔 (4) 学生への支援〕</li> <li>・ 平成29年度末に「学生健康支援基本方針及び健康支援推進運営方針」を策定し、平成30年度よりこの方針に沿って学生への対応を実施。スチューデントサービスセンター、各学群の学生センターサポートサービスセンターワーキンググループ、健康支援室、教務グループの連携により、心身の健康に問題を有する学生への支援体制が確立された。また、令和2年度からのキャンパス内完全禁煙、新型コロナウイルス感染症に関する学生相談等の支援も実施している。【50】</li> <li>・ 授業料の納付状況や奨学金の貸付状況、各種奨学金について学生への周知・指導を細やかにを行っているほか、授業料の納付が遅れる学生に対して、電話や学内メールにより個別に対応している。さらに令和2年度から実施された国の高等教育負担軽減制度（修学支援新制度）に合わせて、学内の規程・内規の整備を行うとともに、修学支援新制度の対象にならない学生に対する大学独自の授業料減免制度の改正も行った。【52】</li> </ul> <p>2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組</p> <p>〔 (1) 入学者受入方針・入学者選抜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員割れとなつていない事業構想学研究所及び食産業学研究所において、平成31年度（令和元年度）入学者選抜から地方自治体派遣枠を創設し、県内市町村からの職員派遣をしやすい環境を整備した。【9】</li> </ul> <p>3 〔 (4) 学生への支援〕就職率等実績（各年度4月1日現在）【56】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各種実績/年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>H29</th> <th>H28</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師国家試験新卒合格率</td> <td>100.0%</td> <td>98.9%</td> <td>98.9%</td> <td>98.9%</td> <td>96.9%</td> <td>95.8%</td> </tr> <tr> <td>保健師国家試験新卒合格率</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>97.5%</td> <td>92.9%</td> <td>98.4%</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>就職率</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>事業構想学群</td> <td>95.9%</td> <td>99.4%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>98.9%</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>食産業学群</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>99.2%</td> <td>100.0%</td> <td>99.2%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 滞滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）</p> <p>〔 (1) 入学者受入方針・入学者選抜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の大学院改革に伴う入学者選抜のあり方について引き続き検討することが残された課題である。【11】</li> </ul> <p>5 その他、法人が積極的に実施した取組</p> <p>〔 (2) 教育の内容等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業時の学修成果を把握するため、平成30年度から学群のディプロマ・ポリシーにおける5項目に基づき、卒業研究等の指導教員が担当の個々の学生の学修到達度を測定するとともに、学生が自己評価を行う取組を開始した。【24】</li> </ul>	各種実績/年度	R1	R2	R3	H29	H28	H27	看護師国家試験新卒合格率	100.0%	98.9%	98.9%	98.9%	96.9%	95.8%	保健師国家試験新卒合格率	100.0%	100.0%	97.5%	92.9%	98.4%	97.3%	就職率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	事業構想学群	95.9%	99.4%	100.0%	100.0%	98.9%	97.4%	食産業学群	100.0%	100.0%	99.2%	100.0%	99.2%	100.0%
各種実績/年度	R1	R2	R3	H29	H28	H27																																					
看護師国家試験新卒合格率	100.0%	98.9%	98.9%	98.9%	96.9%	95.8%																																					
保健師国家試験新卒合格率	100.0%	100.0%	97.5%	92.9%	98.4%	97.3%																																					
就職率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																					
事業構想学群	95.9%	99.4%	100.0%	100.0%	98.9%	97.4%																																					
食産業学群	100.0%	100.0%	99.2%	100.0%	99.2%	100.0%																																					

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとよより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	評価委員会による評価		意見			
中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	評価委員会による評価		意見			
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標		入学者選抜に関する基本的なデータベースの整備や入学後の追跡調査、高等学校との意見交換等により、分析することによって、入学者選抜の改善に役立つ。		III	III	<p>・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、平成29年4月1日からの3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の策定義務化に先立ち、本学では平成27年度に新たなアドミッション・ポリシーを検討し、明確化した。平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて全学的に実施した自己点検・評価の結果、大学の理念が改正されることとなったため、運動してアドミッション・ポリシーの文言も修正した。</p> <p>・令和4年度からの新カリキュラム改編作業及び食産業学群食資源開発学類の改組作業に連動して、アドミッション・ポリシーの文言も修正した。</p>		<p>・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、平成29年4月1日からの3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の策定義務化に先立ち、本学では平成27年度に新たなアドミッション・ポリシーを検討し、明確化した。平成31年度（令和元年度）の認証評価受審に向けて全学的に実施した自己点検・評価の結果、大学の理念が改正されることとなったため、運動してアドミッション・ポリシーの文言も修正した。</p> <p>・令和4年度からの新カリキュラム改編作業及び食産業学群食資源開発学類の改組作業に連動して、アドミッション・ポリシーの文言も修正した。</p>		評定	H27 A	H28 A	H29 B	H30 B	評定 B	見
イ 学士課程		<p>(イ) 意欲を持って主体的に学修に取り組む学生を確保するため、大学の理念や学群（学部）ごとの目的、人材養成目標等に基づき、入学までに習得しておくべき内容、水準の明示を含めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確化する。</p> <p>(ロ) オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。</p>		III	III	<p>・オープンキャンパスの開催（令和2年度はオンライン開催）を通じて、高校生、保護者、高校教員等に対して本学の教育研究内容や入試制度を紹介した。</p> <p>・平成29年度まではアドミッションセンター主導による入試広報としての位置付けが強かったが、平成30年度からは新たに立ち上がった広報委員会が主体となり、全学広報の一環としてより戦略性を持って実施する体制に改めた。</p> <p>・東北地方を中心に本学への出願が期待される高校を個別に訪問したほか、高校教員向け入試説明会の開催や民間企業が主催する入試関連イベントへの参加等を通じて、本学の教育研究内容や入試制度を幅広く周知した。</p> <p>・入試広報については、全学広報としてのPDCAサイクルをより強く意識し、事業実施による成果や課題の把握に努めるとともに、それらを次期事業での改善につなげた。</p>		<p>・オープンキャンパスの開催（令和2年度はオンライン開催）を通じて、高校生、保護者、高校教員等に対して本学の教育研究内容や入試制度を紹介した。</p> <p>・平成29年度まではアドミッションセンター主導による入試広報としての位置付けが強かったが、平成30年度からは新たに立ち上がった広報委員会が主体となり、全学広報の一環としてより戦略性を持って実施する体制に改めた。</p> <p>・東北地方を中心に本学への出願が期待される高校を個別に訪問したほか、高校教員向け入試説明会の開催や民間企業が主催する入試関連イベントへの参加等を通じて、本学の教育研究内容や入試制度を幅広く周知した。</p> <p>・入試広報については、全学広報としてのPDCAサイクルをより強く意識し、事業実施による成果や課題の把握に努めるとともに、それらを次期事業での改善につなげた。</p>		評定	H27 A	H28 A	H29 B	H30 B	評定 B	見
		<p>(ハ) 入学者に関する基本的なデータベースの整備や入学後の追跡調査、高等学校との意見交換等により、分析することによって、入学者選抜の改善に役立つ。</p>		III	III	<p>・高校訪問や高校教員との意見交換等を通じて、A0入試をはじめとすると本学の各入試区分に対しては、高校側の意見や評価を聴取し、入試制度の改善につなげた。</p> <p>・令和3年度入学者選抜試験の制度見直しにあたっては、アドミッションセンターが中心となって、出願動向や入学後のプレースタメンツの結末も踏まえて具体的な検討を行った。</p> <p>・平成30年度からインターネット出願システムを導入し業務の効率化を図ったほか、令和元年度から稼働予定であった新学務基幹システムの導入に向け、入試関係のシステムやデータの整理を行うとともに、これまでは業務ごとに分断されていた入学前から卒業後までのデータを一元管理するため、新学務基幹システムの詳細設計を進め、入試関連データの下地を整えた。新学務基幹システムの導入は全学的に休止となったが、アドミッションセンター内に入試IRワークグループを立ち上げ、整理したデータを活用し、引き続き入学者選抜試験制度の検証、改善を進めることとした。</p>		<p>・高校訪問や高校教員との意見交換等を通じて、A0入試をはじめとすると本学の各入試区分に対しては、高校側の意見や評価を聴取し、入試制度の改善につなげた。</p> <p>・令和3年度入学者選抜試験の制度見直しにあたっては、アドミッションセンターが中心となって、出願動向や入学後のプレースタメンツの結末も踏まえて具体的な検討を行った。</p> <p>・平成30年度からインターネット出願システムを導入し業務の効率化を図ったほか、令和元年度から稼働予定であった新学務基幹システムの導入に向け、入試関係のシステムやデータの整理を行うとともに、これまでは業務ごとに分断されていた入学前から卒業後までのデータを一元管理するため、新学務基幹システムの詳細設計を進め、入試関連データの下地を整えた。新学務基幹システムの導入は全学的に休止となったが、アドミッションセンター内に入試IRワークグループを立ち上げ、整理したデータを活用し、引き続き入学者選抜試験制度の検証、改善を進めることとした。</p>		評定	H27 A	H28 A	H29 B	H30 B	評定 B	見



第1 教育研究の質の向上

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

1 教育に関する目標

中期目標		中期計画		暫定		判定		判断理由（年度計画の実施状況等）		評価委員会による評価	
中期目標	4	5	6	III	IV	III	II	暫定	判定	意見	見
積極的かつ効果的な広報活動により、大学の理念や学部ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受取生などに周知し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、データ分析・活用するなど社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜法を整備する。	(c) 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、受取生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。	(d) 優秀な外国人留学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果、受入体制等を外国語で情報発信するほか、入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。	(e) 外国人留学生を対象とした特別入学枠については、長期的な目標(30%)を視野に入れ、検討する。	III	IV	III	II				

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定 評定		法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定		評価委員会による評価			
中期目標		中期計画		暫定 評定		法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定		評価委員会による評価			
中期目標		中期計画		暫定 評定		法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定		評価委員会による評価			
7	アドミッシン・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の向上を目指す意欲あふれる人材を育成し、大学の理念や研究科ごとの目的、人材養成目標等に基づき、アドミッシン・ポリシーを明確化する。	(イ) 高度な実践能力及び研究能力の向上を目指す意欲あふれる人材を育成し、大学の理念や研究科ごとの目的、人材養成目標等に基づき、アドミッシン・ポリシーを明確化する。	III	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学者受入方針（アドミッシン・ポリシー）については、平成29年4月1日からの3ポリシー（デュプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッシン・ポリシー）の策定義務化に先立ち、平成27年度に新たなアドミッシン・ポリシーを検討し、明確化した。また、平成30年度（2018年度）に実施した自己点検・評価の結果を踏まえ、アドミッシン・ポリシーの文言の修正を行った。</li> <li>・ なお、各研究科において将来構想の検討が重ねられており、継続課題となっており、運動してアドミッシン・ポリシーの再整備が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27 A</li> <li>H28 A</li> <li>H29 C</li> <li>H30 C</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R1 C</li> <li>R2 C</li> </ul>							
8	(ロ) 積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッシン・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、学位取得状況、修了後の活躍状況等について、学部卒業生（見込者を含む。）や社会人等に幅広く周知する。	(ロ) 積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッシン・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、学位取得状況、修了後の活躍状況等について、学部卒業生（見込者を含む。）や社会人等に幅広く周知する。	III	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブサイトのほか、サテライトキャンパスでの公開講座や入学・入試相談会の開催等を通じて、研究科の情報を幅広く発信し、出願者数の増加に努めた。</li> <li>・ 将来構想等を踏まえた大大学院改革に対応し、引き続き広報活動についても改善を行う必要がある。</li> </ul>									
9	(ハ) 社会の動向を踏まえるとともに、職種転換、スキルアップ、学び直しなど、社会人の多様なニーズにも対応するため、入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。	(ハ) 社会の動向を踏まえるとともに、職種転換、スキルアップ、学び直しなど、社会人の多様なニーズにも対応するため、入学者選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。	III	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各研究科において入学者選抜のあり方を見直し、英語の外部試験導入や外国人留学生枠の創設などを行った。</li> <li>・ 従来、研究科ごとに行われていた入試運営について実情調査を行い、平成29年度からアドミッシンセンターが3研究科の調整作業を行いながら入試運営の共通化を図った。</li> <li>・ 定員割れとなっている事業構想学研究科及び食産業学研究科において、平成31年度（令和元年度）入学者選抜から地方自治体派遣枠を創設し、県内市町村からの職員派遣をしやすい環境を整備した。</li> <li>・ 今後の大大学院改革に伴う入学者選抜のあり方について引き続き検討することが残された課題である。</li> </ul>									

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定	評定	判断理由(年度計画の実施状況等)	評定	意見
アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、学部卒業生や社会人などの受入れを推進する。 また、病院・企業など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	10	(イ) 優秀な外国人留学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーや大学の研究成果、指導体制、受入体制等を外国語で情報発信するほか、海外の連携大学との関係強化や入学選抜の在り方について検討し、必要な改善を行う。	III	-	・中期目標の「第2の2 国際交流等に関する目標」(中期計画No.94)において対応			
	11	(ロ) 適正な定員充足率を維持し、教育の質保証を実現するため、入学定員の在り方を含め、大学院教育全般について不断に見直す。						

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 県内はもとよより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。
1 教育に関する目標	
中期目標	
(2) 教育の内容等に関する目標	
イ 学士課程	

中期計画	判定	判定	暫定	判定
	III	III	III	III
				IV
	III			IV

法人の自己評価		評価委員会による評価			評価委員会による評価		
判断理由 (年度計画の実施状況等)	判定	見	意	見	見	意	
(1) 教育課程編成の基本方針 ① 大学の理念や学群 (学部) ごと、かつ、教材養成目標等に基づき、教育の実施や卒業認定 (カリキュラム・ポリシー) に関する基本的な方針 (カリキュラム・ポリシー) を明確化する。課程修了に当たっては、課程修了に当って修得しておくべき学習成果を明確に定める。  ② 生涯にわたり学び続け、主体的に考えられる力を持ち、豊かに活躍できる人材を育成する。地域の発展に貢献できる人材を育成するため、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき、共通教育 (基礎教育) と専門教育から構成される体系的な教育課程を編成する。							
12 「高度な実学を身につけた実践的人材の養成」という教育理念のもと、教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら、豊かな人間性の形成及び基礎的な科学的な向上を図るための「基礎教育」と、各学群 (学部) の学生向けに専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって、人間性豊かでグローバルな視点も備えられた、地域社会に貢献できる人材を養成する。 共通教育においては、英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るとともに、グローバルな視点も備えられた、地域社会に貢献できる人材を養成する。また、専門教育においては、共通教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群 (学部) の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。	12	III	III	III	III	III	
13 教育の実施においては、グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえ、より教育により豊かな人材を育成するだけでなく、学生の勉学意欲や理解度の向上に努め、最も効果的な教育方法を工夫し、それぞれの学習基盤に合わせた学習方法を導入し、その評価基準を明確化する。	13	III		III	III	III	
(2) 25年度からの教育課程改訂 ・平成25年度の大学認証評価において本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの指摘自体について、大学の理念・学部の目的、人材養成目標との一貫性を重視してディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、平成27年度から運用を開始し、履修ガイドへの掲載及び学外ウェブサイトでの公開を行った。その際のディプロマ・ポリシーの改正においては、課程修了に当たって修得すべき学習成果を明確に記載した。 ・平成29年度からの学群制への移行時においても、各学群のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについて、理念・目的・人材養成目標との一貫性を確保するとともに、全学横断で、知識・技術、思考力・判断力、表現、主体性、協働性を軸としたポリシーの制定を行った。 ・令和4年度からスタートとなる、次期カリキュラム改訂の骨子を固め、学則を改正し、全学ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各学群ポリシーの改正を行った。 ・ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業時の学修成果測定を平成30年度から試行させ、次期中期計画から本格的な稼働ができてきたこと、文科省が示す教養マシメント指針に基づき、学修成果の可視化及び教育成果の可視化についても検討を行った。		III	III	III	III	III	
(3) 27年度からの教育課程改訂 ・平成27年度より、平成29年度からの学群制移行のための教育課程改訂作業に着手し、豊かな人間性の形成、基礎的な科学的向上、自立した人間としての総合ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに合致した教育課程の構築を行い、平成29年度より施行している。また、ディプロマ・ポリシーに示される5項目と教育課程上の各授業科目との関係を示したカリキュラムマップを作成し、履修ガイド等に提示した。卒業生への周知を行った。令和2年度には完成年度を迎え、学群制移行後の卒業生輩出した。令和4年度の教育課程改訂を目的として、カリキュラム改訂を担う全学組織として「カリキュラム編成本部会議」を設置し、各学群・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しを行い、基礎教育科目と専門教育科目との連続性を高めたより効果的な教育課程とするため、各学群において検討を進め、令和3年3月までに科目構成を確定し、学則改正を行った。また、食産学連携推進学類では、令和4年度からの「生物生産学類」の開始を目指して、食産学連携推進学類の募集停止及び新学類設置のための手続を進めるとともに、新学類設置のPRを開始した。		IV	IV	IV	IV	IV	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定		判定		判断理由(年度計画の実施状況等)		評価委員会による評価			
中期目標		14	15	III	III	III	III	III	III	判定	意見		
「高歴な実学を身に付けた実践的人材の養成」といふ教育理念の醸成のもと、教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら、豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と、各学群(学部)の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって、グローバルな視点も備えた、地域社会に貢献できる人材を養成する。共通教育においては、英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに、グローバルな視点も備えた、地域社会に貢献できる人材を養成する。必要となる教養教育を充実とする。また、専門教育においては、共通教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群(学部)の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。	③ 全ての授業科目において学生が到達すべき学修成果に関する目標(到達目標)を明確化するとともに、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開する。	④ 地域の課題解決型の学修やフィールドワークなどに積極的に導入し、地域社会に貢献できる人材養成に資する。また、入学時から自らの将来像を展望できよう、適切なキャリア形成科目を設定する。	③ 全ての授業科目のシラバスにおいて、到達目標をより明確に示すため、到達目標の記載表現の全学での統一を実施した。また、平成28年度には「シラバス作成ガイド」を作成するとともに、学群制移行に伴う新教育課程の授業科目のシラバスについてチェック体制を強化し、質の高いシラバスを(学部)において、体験学習やグループワークの導入を進めた。平成29年度からの新教育課程では、1年次の基礎教育科目として「スタートアップ・セミナー」「アカデミック・セミナー」「地域フィールドワーク」等のアクティブ・ラーニング科目を積極的に導入した。	III	III	III	III	・学生に提供する授業科目のシラバスにおいて、到達目標をより明確に示すため、到達目標の記載表現の全学での統一を実施した。また、平成28年度には「シラバス作成ガイド」を作成するとともに、学群制移行に伴う新教育課程の授業科目のシラバスについてチェック体制を強化し、質の高いシラバスを(学部)において、体験学習やグループワークの導入を進めた。平成29年度からの新教育課程では、1年次の基礎教育科目として「スタートアップ・セミナー」「アカデミック・セミナー」「地域フィールドワーク」等のアクティブ・ラーニング科目を積極的に導入した。	III	III	・兵庫県立大学との継続的な連携のもと、地域社会の抱い手となる「コミュニティ・プログラム」育成のためのコミュニティ・プログラムを11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。	・平成29年度からの新カリキュラムに合わせ、CPプロگرامを基礎に11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。	・平成29年度からの新カリキュラムに合わせ、CPプロگرامを基礎に11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。
	④ 地域の課題解決型の学修やフィールドワークなどに積極的に導入し、地域社会に貢献できる人材養成に資する。また、入学時から自らの将来像を展望できよう、適切なキャリア形成科目を設定する。							・兵庫県立大学との継続的な連携のもと、地域社会の抱い手となる「コミュニティ・プログラム」育成のためのコミュニティ・プログラムを11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。	III	III	・兵庫県立大学との継続的な連携のもと、地域社会の抱い手となる「コミュニティ・プログラム」育成のためのコミュニティ・プログラムを11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。	・兵庫県立大学との継続的な連携のもと、地域社会の抱い手となる「コミュニティ・プログラム」育成のためのコミュニティ・プログラムを11月1日(CPプロگرام)を実施した。これらについては、内容や運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間において、CPプロگرامの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプロگرام構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見
<p>「高度な実学を身に養った実践的な人材の養成」という教育理念のもと、教育内容や教育の進め方が、グローバルな形成の向上を図るための科学的な基礎的な教育を行う「共通教育」と、学生向けに専門知識・技術を培う「専門教育」と、グローバルな視点も備え、地域社会に貢献する英語力、情報処理能力及びコミュニケーションを図るための教育課程を編成するとともに、社会において必要となる総合的な教育を充実し、必要とする。また、専門教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズや特色を生かした教育課程を編成する。</p> <p>教育の実施においては、グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえ、より実践的な教育や少人数教育を行うなど、学生の向上につながる学習意欲や理解度を高めるための教育方法を工夫するとともに、評価基準により学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。</p>	<p>(ロ) 共通教育（基礎教育）</p> <p>① 豊かな人間性の形成と基礎的な学力の向上を図り、自立した人間として必要な総合的な基礎を確立し、科学的な教育課程を編成する。その際、入学者の状況を確認し、高等学校段階までの学習内容の確認や復習を含む学修機会の提供を適切に行う。</p>	<p>・平成29年度からの教育課程再編にあたり、豊かな人間性の形成、基礎的な学力の向上、自立した人間としての総合的な基礎を確立することを目的として、「フレキシブルな教育課程編成」を核とした基礎教育の編成方針を策定し、それを迎えるための体系的な教育課程編成を行った。令和2年度には、令和4年度のカリキュラム改組に向けて、「フレキシブルな教育課程編成」の高度化、ICT教育の強化、専門科目との接続性などを方針として、新しいカリキュラム編成及び科目概要を決定した。</p> <p>・基礎教育カリキュラムを実施するため、当初の母体組織であった共通教育センターを基礎教育群として組織化し、教授会を設置した。基礎教育科目の領域ごとに、他学群教員も含まれた担当教員チーム編成を行い、同科目クラスごとの偏差解消や教育内容の充実・改善について組織的に対応できる体制を作った。</p> <p>・総合型選抜合格者（旧AO入試合格者）に対し入学前教育プログラムを実施し、合格後及び基礎教育群でアカデミック・インターンシップ講座を開講し、より具体的に大学での学びを実感できるプログラムを提供した。</p> <p>・平成29年度学群制入学から継続して「大学生基礎力調査」と「学習状況診断テスト」を実施し、新入生の学力及び学修傾向の把握と分析、FDに於いて共有を行った。それを踏まえ、リメデイエイアル科目の受講推奨や補習対応、授業改善などに反映させた。</p>	III	IV				
16								

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		判断理由（年度計画の実施状況等）		評価委員会による評価	
暫定	評定	暫定	評定	暫定	評定	意見	見
17	III	② 大学での主体的な学びや生涯にわたる学びにつながる学修意欲の醸成と学修方法の修得を目的とした導入教育の充実を図る。	III	・平成29年度入学生（学群学類制）から、大学への学びや地域社会への導入、リテラシー、英語、ICT及びデータサイエンス等の15科目を「フレックシユーマコア」科目群として全学必修とし、宮城大生として必要な「技法知・学問知・実践知」を身につける教育を行った。また、25～27人のクラス編成を基準に、担任制及び積極的なアクティブラーニングの導入、クラス担当者の情報交換など、個々の学生に対するきめ細やかな教育を実現している。 ・両キャンパス内にある4つのコモンズを、学生の自習や補習を行うスペースとして整備し、基盤教育群教員を中心に学習相談の時間を設けるなど、学生の主体的な学びに繋げる学習環境の提供に努めた。また、コモンズでは英語プレゼンテーションや留学相談、デジタルフリアイベント、セッションなど、学生の学修意欲や興味を刺激する講座やイベントを企画実施した。また、MAP（MYUアカデミックポートフォリオ）のバイレンダー及びリテラシーマップをデータ配布し、学生の学修記録や振り返り、履修計画を促すツールの提供を行った。 ・公開講座（英語）を開講し、地域住民の生涯を通じた学びの機会を毎年定期的に提供し、好評を得た。			

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

国内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	判定	判断理由(年度計画の実施状況等)	判定	意見	
<p>③ 学生がグローバル社会に対応し、広い視野を持てるよう、英語能力の向上を図るとともに、日本及び世界の国々の歴史や文化を深く理解するための教育課程を編成する。また、健康の増進や芸術性の涵養など社会人としての基盤となる幅広い知識や能力を養う。</p>	III	<p>・宮城大学の理念である「豊かな人間性」や「高度な専門性」、 「確かな実践力」を具現化する英語教育を目指し、「実践と教養の融合」をコミュニケーションに英語教育プログラムの構築を進めた。まず、英語によるコミュニケーション能力の向上のため、4技能(読む・聞く・話す・書く)をバラバラで育成する教育内容とした。また、批判的思考力・問題解決力・異文化理解(国際的視野)を涵養するため、英語を通して国際社会の諸問題(環境・経済・医療・化学等)を考えるきっかけとなる教材を使用した。</p> <p>・英語教育の成果のひとつとして、TOEICスコアについては1年生の平均スコアが、421点(2015年6月実施)→436点(2019年11月実施)と上昇している。(2020年は試験未実施)各学群の平均スコアについても、2018年に食産業学群449点、看護学群447点で過去最高、2019年に事業構想学群が458点で過去最高となっておりスコアの上昇傾向が続いている。(2020年試験未実施)</p> <p>・学外研修「リアル・アジア」(ベトナム)は、中期計画期間中7回実施、合計96名の学生がベトナム研修に参加した。また、学外研修「リアル・アジア」(オーストラリア)は、2018年と2019年計2回実施し、17名の学生が参加した。中期計画期間中合計128名の学生が海外研究プログラムに参加し、ベトナムやオーストラリアとの交流を体験するなど大きな成果となった。今後マレーシアへの拡大を見込みサンウェイ大学とMOUを締結、インドネシアの大学ともMOU締結に向けて協議を重ねている。リアル・アジアの他、学外研修としてヨーロッパ研修も実施可能な状況にある。</p> <p>・基盤教育科目に芸術系科目(音楽、美術、健康科学、文学)を設置し、座学と実技指導を組み合わせた構成とし、人間性を育む教育を実施している。</p> <p>・産学連携講座では、トヨタ自動車株式会社や日立ソリユーションズ(東日本)、東北電力などの企業と連携講座を開講し、講師依頼や現場見学などによって産業と地域のつながりを理解するプログラムを実施した。また、食産業学群向けに地元企業や食産業界で活躍する企業人、イノベーションの方々を講師として招聘し、オムニバス形式で開講、地域と食産業について理解を深める講座とした。</p> <p>・兵庫県立大学と連携した「コミュニケーション育成プログラム」を学群横断型の全学共通科目として実施、また、奈良県立大学と連携した合宿形式の「全学自由ゼミ」を実施するなど、他大学の学生や教員との交流を行いながら地域連携型実践教育を進めた。</p> <p>・留学生向けに日本を理解するための科目を開講した。留学生科目「日本事情I、II」は、生活に直結した税制、保険制度、冠婚葬祭などのほか、地誌を学ぶことで日本での生活にも役立つような知識の習得、地域理解を深める教育を行った。オプショナルとして日本事情探訪として、東北地域のフューチャー・ド・ツアールを実施、留学生の日本や東北に対する興味や理解を促す体験型教育を実施している。</p>	III		



第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	中期計画	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見			
<p>「高質な実学を身に付けた実践的人材の養成」という教育理念の豊饒な教育環境の構築の推進が、豊かな人間性の形成及び基礎的な科学の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と、各学群（学部）の学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」によって、人間性豊かなグローバルな視点も備えた、地域社会に貢献できる人材を養成する。英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに、必要なる社会に必要となる総合的な基礎となる。また、専門教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。</p> <p>グローバルな視野を持ちつつ地域貢献の視点も踏まえ、より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の学習意欲や理解度の向上につながる効果的な教育方法を工夫するとともに、公平で透明性のある評価基準により、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。</p>	<p>④ 適切な情報処理能力及び的確な状況理解に基づくライティングやプレゼンテーションなど、人間としての自己表現力の向上を図る教育を充実する。</p>	III	III	<p>・スタートアップ・セミナー及びアピカデミ・セミナーなどの導入科目や英語科目の主要科目は1クラスないしは2クラス単位での細やかな指導を行い、グローバルや個別のライティング指導、プレゼンテーション実践などの内容に織り込み、様々な場面で論理的に考える能力や自己表現能力を高める教育を進めた。また、スタートアップ・セミナーとアピカデミ・セミナー、地域アイディア・ワークショップなどの開講にあたり、それぞれの科目でシラバスに合わせたワークブックを編纂、その他の教材の開発についても各教員で情報共有をするなど、改善を進めた。</p> <p>・平成29年入学生から全学ノートPC必修を進め、令和2年度には全学年の学生がノートPCを携帯するに至ったため、課題やレポート作成、調査研究、オンラインコミュニケーションなど、日常的な学修すべての面にコミュニケーションを活用するリテラシーを浸透させる教育を進めた。フレキシブルな科目の中でリサーチやライティング、プレゼンテーションなどの場面に、新入生、在校生、在籍生など、オンライン教育ツールを駆使できるZoom、Microsoft office、Teamsなど、オンライン教育ツールの導入を推進した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に起因する令和2年度からのオンライン授業導入に際し、新入生、在校生、在籍生など、LMS（ポータルサイトやMoodle）やZoom、Microsoft office、Teamsなど、オンライン教育ツールの導入を推進した。</p> <p>・コミュニケーション、プレゼンテーションといった、オンラインリテラシーについて各講義科目で取り組んだ。また、対面授業が一部再開したのちも、教材や講義アーカイブなどの資料共有、課題配布やレポート管理による復習や反転学習、学生レスポンスの迅速な視覚化など、オンラインのメリットを生かしたハイブリッド講義スタイルの定着を進めた。</p> <p>・令和4年度からの基礎教育新カリキュラム策定においては、現行フレキシブルな授業の充実、学習教育との連続性や学群横断型の共通教育の実施などの改善を加えた。また、社会科学や自然科学、人文科学の科目ライティングについて見直しを行った。</p> <p>・正課外の教育サポートとして「数学基礎」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」の講座を開講し、専門教育に必要な基礎学力を補うリメディアル教育を実施した。また、コモンズを中心とした学びの場づくりにおいて、正課外のセミナーや講座の開講、英語プレゼンテーションなどの発表会、クリティカルライティングや数学などの個別指導といった多様な学びの機会を提供し、学生の学びの意欲の向上やスキルの向上につながる教育サポートを行った。</p>	III				



第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	暫定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）	判定	意見
<p>「高度な実学を身につけた実践的養成」と、教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら、豊かな人間性の形成及び基礎的な学力の向上を図るための「共通教育」と、学生各学群（学部）の学生向け実践的な能力を培う「専門教育」によって、人間性豊かでグローバルな視点も備えた、地域社会に貢献できる人材を養成する。</p> <p>共通教育においては、英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るための教育課程を編成するとともに、「グローバル社会において必要となる総合的な基礎」として、必要となる基礎的要素を幅広く涵蓋し、自立した人間として必要な総合的な基礎とする。また、専門教育においては、専門教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群（学部）の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。</p> <p>教育の実施においては、グローバルな視野を持つ地域貢献の視点も踏まえ、より実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の意欲や理解度の向上につながる効果的な教育方法を工夫するとともに、公平で透明性のある評価基準により、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。</p>	<p>【食産業学群（学部）】 食材の生産、食品の製造・流通・消費及びびりサイイクル等幅広い「食産業」の実態に的確に対応できる能力を養うため、体系的なカリキュラム改革を実施する。</p>	III	<p>・ 大学改革によって、平成29年度から運用した新カリキュラムでは、基礎教育としてフレンシジョンコア、グローバルコミュニケーション、ソーシヤルサイエンス、ナチュラサイエンス、アーツサイエンスの科目群をそれぞれ設け、英語力、情報処理能力、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、グローバル社会を生き生きとさせるよう教養教育の必要単位を強化し充実させた。また、専門基礎科目を学類共通で配置し、学類環境に強く専門教育への移行も実現した。さらに、学修環境を改善すべく各種コモンスの整備を実現した。その一方で、多様化、高度化する農畜水産物の生産に対応する専門科目の拡充が必要となつたため、食資源開発学類の改廃も含め、社会の変化に対応するようカリキュラムのブラッシュアップを行い、令和4年度から生物生産学類をスタートさせる。</p> <p>・ 高度な実学による教育に対応した実験機器の整備及び施設の改修工事が大学改革予算に沿って進められてはいるものの、最先端技術の進歩は加速度的であることから、陳腐化・老朽化した実験・実習用の機器・機材及び老朽化施設等については、次期中期計画で予算化した。</p> <p>・ 食材の生産、食品の製造・流通・消費及びびりサイイクル等に至る「食産業」における地域社会のニーズを考慮し、環境分野、水産分野、農業経営経済分野などに対応できる体制を整備した。更なるブラッシュアップを図るべく、「将来構想に盛り込んだ近未来案を策定し、「教員組織の編成方針」や「教員配置（採用）計画」として取りまとめ、本件についても、食資源開発学類の改廃・名称変更も含め、令和4年度からスタートさせる。</p> <p>・ 農業分野における世界水準の品質マネジメントが実践できる人材育成を目標に、附属坪沼農場でグローバルGAP認証を取得した。</p> <p>・ 食産業学群に於いて、より実践的かつ主体的教育を強化するために、学内及び地域に食サービスを提供できるような「食産業」の「食産業実践ラボ」施設の整備に向けて検討を開始した。</p> <p>・ 少人数教育について、ディプロマ・ポリシーに基づき質の保証を担保するため将来構想に合わせた教員の充実に向けて取り組んだ。</p>	III	
22					

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		判断理由（年度計画の実施状況等）		評価委員会による評価	
中期目標	23	24	暫定	判定	判定	意見	見
<p>「高度な実学を身に養った実践的な教育の充実」を教育理念の核として、教育内容や教育環境のグローバル化を進めながら、豊かな人間性の形成及び基礎的な科学力の向上を図るための基盤的な教育を行う「共通教育」と、学生に専門知識・技術を授け実践的な能力を培う「専門教育」により、人間性を豊かに育て、地域社会に貢献できる人材を養成する。</p> <p>共通教育においては、英語力、情報処理能力及びコミュニケーション能力の向上を図るため、グローバルな視点も備え、必要に応じて、基礎的な総合教育を充実させる。また、専門教育においては、地域社会を重視した上、各学科の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。</p> <p>グローバルな視点を持つ地域貢献の実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな学生の意向や理解の向上を図る効果的な教育方法を工夫し、評価基準により学修到達度を測定し、厳正な学修</p>	<p>(c) 教育方法と成績評価 ① 学ぶ意義を理解し学修意欲が向上するよう、アクティブラーニングを積極的に取り入れるとともに、少人数指導の実施やティーチング・アシスタント(TA)の活用などにより、理解度向上を図る。</p>	<p>② 到達目標と成績評価基準を明確にし、GPA(Grade Point Average)による成績管理を適切に運用することにより、厳正で公正な成績評価を行うとともに、学生が自ら到達度を点検・自己評価できる仕組み(学修ポートフォリオ)を整える。</p>	III	III	<p>・アクティブラーニングを進めるためのICTの導入が進み、複数の講義においてそれらを活用したアクティブラーニングを展開した。 ・初年次教育において担任制の枠も設け、スタートアップ・セミナーやアカデミック・セミナーを始めとする導入科目で細やかな教育指導を実施した。 ・令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、年度当初より遠隔授業への切り替えが必要となり、遠隔授業の環境及び体制整備を実施し、遠隔・対面授業のハイブリッドによる教育課程の運営を行った。 ・ティーチング・アシスタント(TA)を活用し、大人数講義での細かな対応についても取り組んだ。また遠隔授業に対応したTAの活用による授業支援も行った。 ・授業時間外における、思考力・想像力育成、学術情報やICTを用いた情報収集・活用能力、国際性の涵養に関する主体的学び(アクティブラーニング)をサポートし、学ぶ意義と学修意欲の向上させた。また、面談やチャットなどを通じて、それぞれ4つの共通ゼミの設置計画を策定し、その整備を進めた。令和2年度までに、太白キャンパスの一つ(デザインメディアコアモンスズ)を除いて整備を完了させ、スチューデントアシスタント(SA)を活用して運営を開始した。</p> <p>・平成28年度に「シラバス作成ガイド」を作成し、到達目標及び成績評価基準の記載方法の全学での統一を図るとともに、シラバスのチェック体制を充実させ、シラバス上で適切な情報が提供されるような工夫を図った。 ・GPAに関しては、平成25年度に「GPA制度の取扱いに関する要綱」を定め、学年進行に従って運用範囲を拡大させ、全学生に対してGPA制度を適用した。また、平成31年度(令和元年度)の学修状況可視化システム(alagin)の導入に合わせ、より精度の高いGPA制度の見直しを実施し、平成31年度(令和元年度)から新制度の運用を開始した。 ・厳正で公正な成績評価を行うために、平成28年度末までに「成績評価ガイドライン」を策定し、適正な評価と単位認定段階での各学群教授会等での確認プロセスを明確化し、それに基づくプロセスを実行した。また、評価方法としてルーブリックの導入を推奨することを「シラバス作成ガイド」上で示すとともに、利用促進のために「ルーブリック作成マニュアル」の作成及びBFDを実施した。 ・学生が自ら到達度を点検・自己評価できる仕組みとして、看護学群(学部)では「学びの振り返り」を導入してその継続的な実施を行った。 ・卒業時の学修成果を把握するため、平成30年度から学群のデザイン・プログラムにおける5項目に基づき、卒業研究等の指導教員が担当の個々の学生の学修到達度を測定するとともに、学修成果の学群・年次及び教員・学生自己評価の比較評価を行い、評価指標としての妥当性を確認した。 ・令和元年度から学生が自らの学修状況を把握できる学修状況可視化システム(alagin)を導入し、その活用を進めた。導入効果について学生アンケートによる検証を行い、従前より利用しやすいシステムであることを確認した。</p>	<p>見</p>	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画	暫定	評定	法人の自己評価					評価委員会による評価								
				判断理由（年度計画の実施状況等）					評定								
大学院課程																	
<p>① 高度人材養成の観点から、先端的な専門知識・技術の備え、研究の質を高め、高度専門職業人及び自立力を持つ研究者を養成する。</p> <p>② カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを基礎とし、それとの関係にも配慮しつつ、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成する。</p>	<p>(1) 教育課程編成の基本方針 大学の理念や研究科ごとの目的、人材養成目標に基づき、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確化する。ディプロマ・ポリシーにおいては、課程修了に当たって修得しておくべき学習成果を明確に定める。</p>	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III
<p>① カリキュラム・ポリシー 平成27年度に各研究科教育課程における学修成果の修了にあたって必要な学修成果が明確になるようディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改正を行い、履修ガイドやオリエンテーション、ウェブ等を通じて学生及び学外への周知を図った。 令和3年度以降の各研究科のカリキュラム改編に向けて、各研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの点検を実施し、必要な改正を行った。 〔看護学研究科〕 ・ 全学のポリシーと看護学研究科のポリシーの整合性を点検整備し、看護学研究科の3ポリシーの関連性を点検し整備した。 〔事業構想学研究科〕 ・ 全学のポリシーとの整合性について点検し、令和3年度からの新カリキュラムにおける事業構想学研究科のカリキュラム・ポリシーの改正を行った。 〔食産業学研究科〕 ・ 全学のポリシーと食産業学研究科のポリシーの整合性を点検するとともに、令和3年度からのカリキュラム改編に向けて食産業学研究科カリキュラム・ポリシーの改正を行った。</p> <p>② カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを基礎とし、それとの関係にも配慮しつつ、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成する。</p>	<p>① カリキュラム・ポリシー 平成27年度に各研究科教育課程における学修成果の修了にあたって必要な学修成果が明確になるようディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改正を行い、履修ガイドやオリエンテーション、ウェブ等を通じて学生及び学外への周知を図った。 令和3年度以降の各研究科のカリキュラム改編に向けて、各研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの点検を実施し、必要な改正を行った。 〔看護学研究科〕 ・ 全学のポリシーと看護学研究科のポリシーの整合性を点検整備し、看護学研究科の3ポリシーの関連性を点検し整備した。 〔事業構想学研究科〕 ・ 全学のポリシーとの整合性について点検し、令和3年度からの新カリキュラムにおける事業構想学研究科のカリキュラム・ポリシーの改正を行った。 〔食産業学研究科〕 ・ 全学のポリシーと食産業学研究科のポリシーの整合性を点検するとともに、令和3年度からのカリキュラム改編に向けて食産業学研究科カリキュラム・ポリシーの改正を行った。</p> <p>② カリキュラム・ポリシー 看護系大学協議会に共通科目の変更申請及び、老年看護専門看護師教育課程とがん看護専門看護師教育課程の38単位申請を行い、認可承認を受けて教育の充実を図った。 〔事業構想学研究科〕 ・ 学群学類制度になってからの学群卒業生の進学も勘案し、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成し、令和3年度からの開講準備を行った。 〔食産業学研究科〕 ・ 学士課程改革や産業界及び地域社会のニーズに対応した高度専門職業人養成及び研究者養成のための教育課程を編成し、令和3年度からの開講準備を行った。</p>	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III

第1 教育研究の質の向上

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身に付け、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

1 教育に関する目標

中期目標		中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	27	暫定	評価	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見	見
<p>③ 問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための教育を重視し、専門的課題に関する自立的研究能力を高める。</p>	<p>③ 問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための実学教育を実施するとともに、複数教員による指導も通して自立的研究能力を高めた。</p> <p>〔看護学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指導を通して、問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させ、自立的研究能力を高めるために、研究遂行のスケジューリング案を作成し、オリエンテーション及び個別指導に活用することで、学生各自の自立的研究活動を促進した。</li> <li>〔事業構想学研究科〕</li> <li>・問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるための実学教育を実施するとともに、複数教員による指導も通して自立的研究能力を高めた。</li> <li>〔食産業学研究科〕</li> <li>・問題設定能力、調査分析能力及び問題解決能力を向上させるために分野横断的な複数教員による指導での自立的研究能力の向上、さらには令和3年度からの新カリキュラムに向けたカリキュラムの再編を行った。</li> </ul>	III	III	<p>〔看護学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯健康支援看護学」分野の博士課程入学定員をほぼ充足し、「高度看護実践指導者」及び「看護教育研究者」を育成する安定的な教育を行った。看護学研究科開設以来の修了生に修了後の調査を行った。調査結果をもとに、今後、社会人学生への支援の強化を図る。</li> <li>〔事業構想学研究科〕</li> <li>・博士前期課程に関して、現行の4領域から、令和3年度からの新4領域への変更を確定した。今後、複数指導教員を領域横断型にするかどうかは引き継ぎ検討する。</li> <li>〔食産業学研究科〕</li> <li>・産業界及び地域社会のニーズに対し新規性のある研究が行えるように、新分野を盛り込んだ令和3年度からの新カリキュラムを編成した。さらには、研究環境向上のため、第3期中期計画における機器更新計画を策定した。</li> </ul>			
<p>④ 博士後期課程では、専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養い、地域社会や産業界とも連携して、社会を牽引する人材を養成する。</p>	<p>④ 博士後期課程では、専門分野において新規性のある知見を体系化する能力を養い、地域社会や産業界とも連携して、社会を牽引する人材を養成する。</p>	III	III	<p>〔看護学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯健康支援看護学」分野の博士課程入学定員をほぼ充足し、「高度看護実践指導者」及び「看護教育研究者」を育成する安定的な教育を行った。看護学研究科開設以来の修了生に修了後の調査を行った。調査結果をもとに、今後、社会人学生への支援の強化を図る。</li> <li>〔事業構想学研究科〕</li> <li>・博士前期課程に関して、現行の4領域から、令和3年度からの新4領域への変更を確定した。今後、複数指導教員を領域横断型にするかどうかは引き継ぎ検討する。</li> <li>〔食産業学研究科〕</li> <li>・産業界及び地域社会のニーズに対し新規性のある研究が行えるように、新分野を盛り込んだ令和3年度からの新カリキュラムを編成した。さらには、研究環境向上のため、第3期中期計画における機器更新計画を策定した。</li> </ul>			

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

第1 教育研究の質の向上		法人の自己評価		評価委員会による評価	
1 教育に関する目標	中期目標	中期計画	暫定	判定	意見
<p>地域の高度人材養成機関として、先端専門知識・技術的視点を備え、研究の専門性を高めた高度専門職業人を育成する。</p> <p>① 博士前期課程 ② 博士後期課程</p> <p>29</p>	<p>〔看護学研究科〕 学生が計画的な研究活動により課程の修了ができていくように研究指導を強化する。指導方針を共有し、個別指導・小集団指導・大集団指導による教育・指導体制を一層強化する。</p> <p>① 博士前期課程 ② 博士後期課程</p> <p>地域社会のニーズに対応した教育内容の充実を図る。</p> <p>① 看護学分野において自立的な研究能力を養成するため、個々の学生の研究活動・論文作成の能力に応じた教育・研究指導体制の充実を図る。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>・ドイツ・ポロ・ポリシエ及びカリキュラム・ポリシエ、学位審査基準等の見直し、研究スケジュールの提示等を含め、履修ガイドやHPを充実し、学生と教員による研究活動が促進された。 ① 博士前期課程では、専門看護師教育課程を26単位から38単位に教育内容を拡充し現場のニーズに対応した。研究の進行を視覚化（道のり作り）し、個別指導、集団指導及び発表会等を充実させるとともに、学生同士のピアレビューの場を設けるなど、研究能力向上の機会を図った。 ② 博士後期課程では、個別指導及び小集団指導、大集団指導により、個々の学生の研究活動・論文作成の能力に応じた教育・研究指導体制の充実を図った。</p>	<p>判定</p>
<p>30</p>	<p>〔事業構想学研究科〕 事業構想学は学際的な複合研究であることを踏まえ、早期の複合指導体制を確立する。</p> <p>① 博士前期課程 ② 博士後期課程</p> <p>事業構想に関する専門的な知識や技術を修得した専攻専攻職業人や研究能力を持つ者を養成する。</p> <p>① 博士前期課程 ② 博士後期課程</p> <p>事業構想に関する高度な研究能力を持つ専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者を養成する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>① 博士前期課程 ・入学後、早期からの複合指導体制による体制を整備し、大学院生による学生評価を活用した検証を行い、更なる改善を行った。さらに次期カリキュラムの改定を完了し、新たな形で教育目標、社会的ニーズを見据えた人材育成のための教育実践を実施する体制を整えた。 ② 博士後期課程 ・入学後、早期からの複合指導体制による体制を整備し、大学院生による学生評価を活用した検証を行い、更なる改善を行った。また、将来を見据えた人材育成のための体制整備を準備できた。</p>	<p>意見</p>
<p>31</p>	<p>〔食産業学研究科〕 教育内容を定期的に見直し、教育課程上の課題を明確化することにより、必要な科目整備などを迅速に行うとともに、地域の公設試験研究機関との連携により、食産業学教育の活性化を図る。</p> <p>① 博士前期課程 ② 博士後期課程</p> <p>高度な経営力、技術力、安全管理力、環境管理能力、情報力等を備えた課題解決型の「イノベーション力」の修得を図る。</p> <p>また、留学生募集を強化し、一部科目の英語による講義を開始する。</p> <p>② 博士後期課程 高度な研究能力を持って専門的な業務に従事する者や自立的な研究能力を持つ研究者・大学教員を養成する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>・大学院改革の一環として、「将来構想(次期教育研究体制スキーム)」を策定し、それに基づき「教員組織の編成方針」や「教員配置(採用)計画」を確定するとともに、研究科のカリキュラムを再構築し、次年度から新カリキュラムとして運用することとした。 ・大学院研究科の教育・研究力を高めるべく、陳腐化・老朽化した実験・実習用の機器・機材及び施設を整備を次期中期計画で予算化した。人は4名、他大学・留学生は16名となっており、地域貢献につながる課題解決型の研究テーマの設定にも取り組んだ。 ・公設研究機関からの受け入れについても伸び悩んでいることから、県職員等の大学院受入れの制度化や入学金・授業料での優遇措置などの検討を継続する。</p>	<p>意見</p>

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期計画		暫定		判定		判断理由（年度計画の実施状況等）		評価委員会による評価	
中期目標	教育方法と成績評価	暫定	判定	暫定	判定	見	意		
<p>地域の高度人材養成機関として、先端専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究者を養成する。</p> <p>学生課程における当教育を基礎とし、配課教育との関係に配慮しながら、地域社会の高度専門職業人の養成はもとより、アルファ、学び直しなど、社会にも対応した教育の機会も充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。</p> <p>教育の実施においては、高度専門職業人を指すコアキャリア研究員、社会人のコアキャリア、アソシアート、それぞれに応じた教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の観点から、効果的な工夫を凝らすとともに、公平な評価基準による厳正な成績評価及び透明性の高い審査を行う。</p>	<p>(ウ) 教育方法と成績評価</p> <p>各研究科の人材養成目標を踏まえ、学生課程からの進学や社会入学生など学生の学修履歴も勘案して、適切に研究指導等を行う。</p>	III	III	III	III	見	意		
32	<p>① 日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力に加え、学会発表やディベートを行う能力を培う。</p>	III	III	III	III	見	意		
33	<p>② 日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力に加え、学会発表やディベートを行う能力を培う。</p>	III	III	III	III	見	意		



第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	中期計画	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見	見
<p>地域の高度人材養成機関として、先端知識・技術を備え、研究的視点を有した高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。学生課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会の高度専門職業人の養成はもとより、アルファ、学び直しなど、一人一人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。</p> <p>教育の実施においては、高度専門職業人を指すコースや研究科をコアとするなど、それぞれに応じた教育・研究の推進の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえ、工夫する。透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び客観性のある論文審査を行う。</p>	<p>③ 成績評価基準を明確にし、公平で透明性のある評価を行うとともに、論文審査基準の明確化や外部委員の導入などにより、透明性・客観性のある厳正な学位審査を行う。</p>	III	III	<p>(看護学研究科)            ・論文審査基準の整備と周知を図るとともに、研究科修了時の学修成果としてディプロマポリシーの到達度の評価を取り入れた。学生自己評価と教員による評価はおおむね高い評価であった。            (事業構想学研究科)            ・中間発表会での副指導教員のコメントが有効活用され、厳正な学位審査が行われた。            [食産業学研究科]            ・博士前期課程及び博士後期課程それぞれにおいて、これまで複数に分散していた申合せや内規等の規定を学位論文審査要綱として整理するとともに、論文博士の審査方法・基準を定めた論文博士審査内規を定めた。</p>			

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

国内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評価委員会による評価							
中期目標	35	36	37	38	暫定	評価	判定	見	意						
(3) 教育の基盤体制等に関する目標 イ 適正な教員配置	<p>全学共通教育、各学群（学部）及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また、模擬授業の導入など教員選考方法を見直し、授業科目の内容に応じた教員研究を有する優れた教員を、年齢構成のバランスや男女比にも配慮しながら幅広く募り、採用・配置する。さらには、教育の支援や産学連携活動の強化のため、国際交流・留学生センター及び地域連携センターに専任教員等を引き続き配置する。</p>	<p>(イ) カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づき、学生にとって魅力のある教育課程を編成し、社会や時代が求める教育や産学連携ニーズに柔軟かつ機動的に対応できよう、より効率的な教員組織への再編と弾力的な教員配置の在り方を検討し、必要な改善を行う。</p>	<p>(ロ) 様々な業績や経歴を有する優秀な人材を年齢や性別、国籍などのバランスに留意して幅広く確保するたため、教員の選考は引き続き公募制を原則とし、選考基準や選考結果を公表する。</p>	<p>(ハ) 教員の採用及び昇任の選考において、対象者の教育力、研究力、地域貢献、学内運営への取組姿勢等を審査するため、模擬授業、研究成果のプレゼンテーション、面接などの審査の在り方を検討し、必要な改善を行う。</p>	<p>(ニ) 新たに大学院を担当する教員に於いては、授業科目の内容に応じた教育研究業績や実務経歴等を有する優れた教員を配置するための資格審査手続きを検討し、必要な改善を行う。</p>	III	III	III	III	III	III				
	<p>これまで大学改革を進める中で、新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、全学共通の基礎教育科目群「フレキシブルコア」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか、平成29年度から学系制へ移行するなど教員組織の改善も図ってきた。</p> <p>しかしながら、本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかったことから、中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し、平成30年度に学系の再構築に取り組みとともに、各学群・研究科で「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」を策定し、その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度（令和元年度）以降はこれらの新たな構想や方針に基づき、中期目標の達成に向けて必要な取組を進めた。</li> </ul>	<p>・教員の採用にあたっては、公募により様々な業績や経歴を有する優秀な人材を、年齢や性別、国籍等のバランスに留意して確保することに努めた。今後とも、公募制を原則としながらも、平成30年度に策定した「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」に掲げられた教育・研究の方向性を踏まえ、必要な人材を明らかにした上で選考を行っていく。</p> <p>・中期目標においては、国際交流・留学生センター及び地域連携センターの専任教員配置について記載があるが、中期計画には掲げられていない。本学では、平成29年度から学群・学類制移行に伴う基盤教育強化の一環として、英語教員等を基盤教育群に配置したことにより、国際交流・留学生センターへの専任教員の配置を取り止めた。また、平成30年度から、産学連携強化の一環として、新たに企業・自治体と教員とのママツチングを行うため、地域連携センターに専任教員を配置した。</p>	<p>・教授、准教授、講師の採用にあたっての模擬授業、研究成果プレゼンテーション、面接の手法については、選考方法として有効であると考える。第3期以降も引き続き実施していくこととする。</p> <p>・助教についても、令和元年度から、本学の研究力向上、若手研究者育成の観点から、教授等と同様に模擬授業、研究成果プレゼンテーションを課した採用を実施した。</p> <p>・再任審査については、引き続き職務能力向上計画書の提出を求め、今後の教育研究等の目標を確認して適切に行う。</p>	<p>現在の教員資格審査の仕組みが有効に機能している。今後も、引き続き実施していく。</p> <p>・資格審査手続きに学系が関与する仕組みについては、今後、学系の実質的運用に関する全体的な議論の中で検討していく。</p>	暫定	III	III	III	III						
					A	H27	A	H28	A	H29	A	H30	A	暫定	A
															A

【重点目標】		全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。	
第1 教育研究の質の向上	1 教育に関する目標		

中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価				判断理由(年度計画の実施状況等)				評定	評価委員会による評価			
中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価				判断理由(年度計画の実施状況等)				評定	評価委員会による評価			
教育及び教員の質の向上		教育活動の質の向上を図るため、これまで、教員評価に係る評価項目や評価方法を改善し、教員評価の精度及び公平性を向上させ、その結果を授業内容の改善等に反映させる。教育能力向上のため、FD(教員の集団教育研修)の見直し等により、研修制度を充実させる。		公平性・信頼性の高い教員評価を実現するため、評価実績を検証して教員評価に係る評価項目や評価方法を改善し、教員評価の精度及び公平性を向上させ、その結果を授業内容の改善等に反映させる。		III	III	<p>(イ) 教員評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員評価については、評価項目等の見直しを行いながら、教員人事委員会(平成29年度までは評価委員会)に教員評価専門委員会を設け、教育・研究・社会貢献・運営の4つの活動領域について3:3:2:2のウェイトで、客観的な評価項目及び配点に基づく一次評価と、一次評価の評価項目で加算する二次評価の合計を総合評価としてきた。総合評価は、上位30%をA、次の60%をB、下位10%をCとして評価を行い、評価結果は、勤労手当の成績率や昇給考課、研究費の配分に反映させていた。しかし、評価の目的が抽象的であるほか、全学的組織への貢献度など教員の努力が真に反映されていないという不満が多く、評価の対象となる活動が重視されるという傾向を助長していた。</li> <li>・このため、平成30年6月から制度検討委員会を立ち上げ、教員の本来のあるべき姿(評価のために働くのではなく、その社会的な尊厳と高い倫理観の下で、自発的に役割を果たすこと)を踏まえ、評価の目的を改めて定義した上で、目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとした。</li> <li>・具体的には、評価の目的を「専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すこととにも、大学全体の機能の改善と高度化に資する。」と再定義した上で、評価の方法についても、基礎評価と活動計画を基にした学群長等の合議による評価(一次評価)と、学群・副学長の合議による評価(二次評価)に再構成し、評価結果は勤労手当の成績率のみを活用するなどの見直しを行った。</li> <li>・令和2年度は、新しい制度の最初の事業年度である令和元年度の評価を行ったところであるが、今後の安定的運用に向け、教員評価制度検討委員会において、引き続き制度の見直しを図っていくこととしている。</li> </ul>				評定	<p>評価委員会による評価</p> <p>H27 A H28 A H29 A H30 A 暫定 A</p>					
教育及び教員の質の向上		学生による授業評価を全学で実施し、その結果をもとに、授業内容等を改善する。効果的な改善が図られるよう、の方法を不断に見直し。		授業評価については、従前より継続的に全学で実施しているが、平成27年度には評価項目を改訂するなど、学生の回答負担等を考慮した改善を実施した。また、平成28年度からウェブ上への移行により回答率が低下したことから、回答率向上のために学生への周知等を図るとともに、平成31年度(令和元年度)からは新授業評価システム(nigala)を導入し、平成31年度(令和元年度)には94.8%、令和2年度には95.7%といずれも高い回収率を実現した。		III	IV	<p>(ロ) 授業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業評価については、従前より継続的に全学で実施しているが、平成27年度には評価項目を改訂するなど、学生の回答負担等を考慮した改善を実施した。また、平成28年度からウェブ上への移行により回答率が低下したことから、回答率向上のために学生への周知等を図るとともに、平成31年度(令和元年度)からは新授業評価システム(nigala)を導入し、平成31年度(令和元年度)には94.8%、令和2年度には95.7%といずれも高い回収率を実現した。</li> <li>・授業評価結果に関しては、教員に開示し、教員が改善計画を記載して学生に公開する仕組みを採用してきた。また、学群制への移行に伴い、授業評価結果のフィードバックを行い、それを踏まえての教員による授業改善計画の作成を義務付けるとともに、学群長による学群単位での教育改善計画の提出を義務付けて、科目及び課程全体でのPDCAの仕組みの構築を図った。</li> <li>・平成31年度(令和元年度)には、新授業評価システム(nigala)が導入されたことにより、90%を超える学生の声を反映した、よりの確な授業改善が図られた。</li> </ul>				評定	<p>評価委員会による評価</p> <p>H27 A H28 A H29 A H30 A 暫定 A</p>					

第1 教育研究の質の向上

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

1 教育に関する目標

中期目標		中期計画		暫定	評定	法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	意見	
教育活動の質の向上 を図るため、これまで の実績を踏まえ、評価 項目や評価方法等の 見直しを行い、教員 評価の精度及び公平 性を向上させる。また 、学生による授業 評価、その結果を授業 内容の改善等に反映 させる。さらには、教 員の教育能力向上の ため、FD（教員の集 団教育研修）の見直し等により、研修制 度を充実させる。	(A) 教員研修	① 教員自ら教育の内容や方法の改善に向けて自己研鑽に努めるとともに、アクティブ・ラーニングを進めるための技法などについて全学的・継続的にファカルティ・ディベロップメント（FD）（教員の集団教育研修）を実施する。	41	III	III	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。	・教育活動の質の向上を図るため教員の教育能力向上のため、FD（教員の集団教育研修）として、全学の教員及び職員が参加して、アクティブ・ラーニング、教学マネジメントの必要性、授業評価システムを活用、現代大学生の理解等の研修を行ってきた。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）にスタッフ・ディベロップメント（SD）の企画を支援し、全学的に活動状況を共有する体制を整備され、必要な研修の企画実施を促進してきた。今後はこの体制を活用し、現在の社会ニーズに即応したFD・SDを実施し、教育活動の更なる質向上を図る。
		② 各学群（学部）・研究科は、教員研修等の機会を設けるなど、それぞれ専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講ずる。	42	III	III	〔看護学群・看護学研究科〕 ・教育の質に関するテーマでFDを継続して実施することで、教員の能力・資質の維持向上の機会の計画的な確保につながった。 ・日本看護系大学協議会、公立大学協会等の研修会等に参加し、看護学教育の改善及び質向上のための情報把握を継続して行ったことで、新たな教育方法の検討が図られた。 ・大学院においては、教員の資質向上のためのFDと院生へのセミナーを一体的に行い、計画的な研修と研究遂行による課程修了を意図化したことで、教育・指導体制の整備を図った。 〔事業構想学群・事業構想学研究科〕 ・事業構想学群FDでは、平成29年度学群学類カリキュラムの進行に伴い、その効果と問題点について議論し、令和4年度次期カリキュラム改訂の方針及びカリキュラム構成を決定した。また、アクティブラーニングやインターンシップなど、事業構想学群の教育効果を高める教育方法やプログラムについて学群の現状と先進例を共有し、さらなる改善を進めた。 ・事業構想学研究科では、アクティブラーニングの展開をさらに進めるため、支援ツールとしての学修管理システムや個別学習ツールの利用方法の研修、学生が意欲的に学ぶためのレポート課題の工夫やその内容向上、及び、大学院改革の一環としてカリキュラム改革に向けた指導方法と方向性などについて、FD等で議論を行い、研修を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン授業の効果的な実施方法についてFD等で議論を行い、感染症が蔓延した際にも安全で効果的な授業が行える方法について検討した。オンライン授業については、県外大学院生の学修のアクセシビリティの向上につながる可能性が示唆された。 〔食産業学群・食産業学研究科〕 ・食産業学群は、FD等の教員研修を活発に実施し、社会のニーズに合わせるべく食資源開発学類を改廃し新たに生物生産学類を新設すること、また学群全体では、コース制を廃止し領域横断的な履修モデル、学期間を越えた自由度の高い科目選択性を導入し令和4年度から運用することなど、教育の質向上に向けた整備を図った。 ・食産業学研究科は、FD等の教員研修を活発に実施し、食糧の生産・確保、食品開発・流通・消費等について様々な問題に対応すべく、従来の専門領域にとわらわれず、領域を横断的に学修できるよう科目の統廃合を行うとともに、2学群からの移行に合わせ農環境イノベーション領域内の「ファームマネジメント分野」から「生物生産分野」、「環境マネジメント分野」から「生産環境分野」への名称を変更等の整備を図った。 〔基礎教育群〕 ・新入生の学力調査結果に基づき導入教育の検討や、教育の質に関わるルーブリック、教育方法の議論など、FDを継続して実施することで、教員の能力・資質の維持向上の機会の計画的な確保につながった。						

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		暫定		判定		意		見																		
中期計画		判定		理由 (年度計画の実施状況等)		評定		見																		
教育環境の整備		判定		理由 (年度計画の実施状況等)		評定		見																		
<p>学生の能力向上や教員の教育研究活動を促進するため、専門図書や電子化、学内情報ネットワークの高速化等の整備を図るとともに、学生の語学修得等のための環境を整備する。</p>	<p>(1) 施設設備の更新・改修を計画的に実施し、学生のアメニティ向上に配慮した教育環境の向上を図る。</p>	43	IV	IV	<p>・中期計画前半では、「学生満足度調査」「学生生活実態調査」の結果から、学修環境整備の検討を行った。          ・平成30年度からは、「スチューデントコモンズ」「グローバルコモンズ」「データ&amp;メディアコモンズ」「データ&amp;メディアコモンズ」の整備を大和・太白画キャンパスにおいて順次進め、新型コロナウイルス感染症予防対策として講ずる施設整備を優先し、令和3年度以降の整備とした太白キャンパスの「データ&amp;メディアコモンズ」以外の計7つのコモンズは、令和2年度当初に完了した。          ・大和・太白キャンパスとも、各コモンズにおいて、学生向けの各種企画を実施するとともに、コモンズ運営に学生スタッフを参加させるなど、学生の主体的な活動の場としてのコモンズの機能の充実を図った。          ・令和元年度より、教学比較IRコモンズに入会し、ALCS (Academic Learning and Cultivation Survey) 学修行動調査を実施しており、本学における経年変化については、学修行動調査回答データ集計・可視化ツールを構築中であり、令和2年度末までにグラフ等による経年比較が可能となった。また、他大学との比較検討については、教学比較IRコモンズでの比較方針等が検討中であるため、その方針が定まりしだい方針に沿って比較を行う予定である。</p>	<p>評定委員会による評定実績</p> <table border="1"> <tr> <td>H27</td> <td>A</td> <td>H28</td> <td>A</td> <td>H29</td> <td>A</td> <td>H30</td> <td>S</td> <td>判定</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td>S</td> <td></td> <td>A</td> </tr> </table>	H27	A	H28	A	H29	A	H30	S	判定	S		A		A		A		S		A
H27	A	H28	A	H29	A	H30	S	判定	S																	
	A		A		A		S		A																	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見
<p>学生の能力向上や教員の教育研究活動を促進するため、専門図書等の充実、図書の電子化、学内情報ネットワークの高速化等の整備を図るとともに、学生の語学修得等のための環境を整備する</p>	<p>(中) 図書館の館内環境の整備、部局特性を踏まえた多様かつ特徴的な蔵書・コレクション、電子化等による適切な情報保管・流通の効率性・機動性の向上、情報ネットワークの整備・安定稼働等を進めることにより、効果的な学術情報・教育環境基盤を提供する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>《図書館内の環境整備》                      ・平成30年度には大和キャンパス図書館の改修工事を行い、令和元年度には太白キャンパスにおいても主体的な学びの場としてディスプレイコーナー・モニタリングが整備された。                      ・次期中期計画期間においては、ディスプレイコーナー・モニタリング等の再整備が必要である。                      《資料整備》                      ・令和元年度に「資料整備方針」「資料選定基準」を策定、方針に基づいた資料整備・管理が行えるようになった。                      ・一方で、書庫狭小化が進行しており、次期中期計画期間においては、除籍資料を検討すると同時に、スペース問題の解消に向けた対策が必要である。                      《電子化の推進》                      ・洋雑誌の一部を電子ジャーナルへ移行、データベース・電子書籍の新規導入など、多様なニーズに対応できるよう努めた。                      ・次期中期計画期間においては、電子媒体資料の効率的な活用や利用を促進するためディスプレイコーナー・サービス（学術情報を横断的に検索できるシステム）。電子化された資料を効率よく検索できるシステム）の導入を検討する。                      《情報の保管・流通の効率性》                      ・平成28年度には、本学の研究成果を公開するために学術機関リポジトリを構築し、本学がこれまで発行した紀要はすべて電子化し公開した。                      ・令和元年度においては、出版部準備委員会を立ち上げ、研究ジャーナル発行に向けた体制を整え、令和2年度には、研究ジャーナルの創刊号を発刊した。                      《情報関係》                      ・学内情報ネットワーク整備については、平成30年8月に通信速度の高速化・安定化やセキュリティにおける安全性・機能性の向上を目的とした情報ネットワーク基盤システムを更新を行った。また、その後も要望保守に努め、適宜設定変更を実施し、安定した通信環境の提供を行い、令和2年7月には大和キャンパスデザイン研究棟建設に伴うネットワークの構築を行った。</p>	<p>評定</p>	<p>評価委員会による評価</p>	<p>見</p>	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	評定	意見	
学生の能力向上や教育研究活動の促進するため、専門図書、学内情報ネットワークの高速化等の整備を図るとともに、学生の語学修得等のための環境を整備する。	(6) ラーニングによる英語の自学自習システムの運用を継続するとともに、国際交流・留学生センターにおいて、視聴覚教材、書籍、TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか、海外留学に関する相談窓口の設置、留学プログラムの紹介などや学生の留学支援のための環境を整備する。	暫定	評定	暫定	評定	III	III	・両キャンパスに整備されたグローバルモモンズにおいて、TOEIC等資格関係、バーバックなどの書籍のほか、学生のニーズに応じてDVD等の提供を図り、学生が英語及び多文化体験に親しみやすい環境を提供した。 ・海外留学に関する相談窓口の設置については、グローバルモモンズ内に留学経験があり、かつ学生とのコミュニケーション能力も高い者を国際交流・留学プログラムアドバイザーとして1名採用し、両キャンパスにおいて、留學生センターなど学生に分かりやすく説明できる体制を整備した。また、同アシスタントは留学アドバイザーの資格を取得し、種々の研修にも参加することで質の高いアドバイザーを可能にした。 ・海外留学経験者による留学成果報告会や相談会を実施し、大学の潜在的な情報提供・個別支援を継続的に行った。また、大学の各教員の潜在的なリソースとして個人的に保持している海外ネットワークにおける発掘を行い、個別の研究や出張で来日する海外研究者による、研究成果や海外事情に関するレクチャー、さらに、留学の意識を向上させるためのレクチャーを定期的に実施した。	
	45	III	III						

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価							
		暫定	評定	評定	意見	見	見				
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>イ 学修支援</p> <p>学生の勉学意欲向上及び主体的な学修方法を重視した学修指導を身につけさせるため、学生への学修指導、履修相談、進路相談等の支援体制を強化・拡充する。また、履修モデルや基礎学力の底上げを図る科目を充実させるなど、学生の進路や達成目標に沿った履修が行える環境づくりを行う。</p>	<p>中期計画</p> <p>(イ) チュートリアルシステムの導入など、特に1, 2年次の学生が身近に学修相談できる体制を整備する。また、オフイスアワー制度の運用を見直し、学生が直接質問できるようにする。</p>	III	III	判断理由 (年度計画の実施状況等)	評定	評価委員会による評定実績					
	46	<p>・スタターアップ・セミナーのクラス担任を中心に1年生への支援体制を整備した。クラス担任や基礎教育群の教員を中心に欠席の多い学生など支援が必要な学生を早期に見出し、適切な支援を提供した。</p> <p>・大和・太白キャンパスともにコモモンズを整備し、コモモンズを中心に学生が学修相談できる体制を整備した。</p> <p>・オフイスアワー制度は有効に機能していなかったため、学内ウェブサイトに「教員との相談」バナーを設け、学生が教員と個別にアポイントをとって相談する体制とした。</p>	III	III	評定	H27	H28	H29	H30	暫定	R1
47	<p>(ロ) スチューデントサタービスセンター、各学群(学部)・研究科の学生委員会、健康支援センター(保健室、学生相談室)、キャリア開発センター等、学生の相談に当たる部署が連携し、長期欠席者など履修上に課題のある学生に対する相談体制を強化する。</p> <p>【数値目標】 休学率(年人数/収容定員) 2%以下 退学率(年人数/収容定員) 1%以下</p>	<p>・平成29年度末に「スチューデントサタービスセンター運営方針」並びに「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」を策定し、平成30年度からはこれらの方針に沿って学生への支援を実施した。</p> <p>・各学群のスチューデントサタービスセンターワーキンググループ(看護学群では学生WG)が中心となって支援が必要な学生の情報を集約し、ワーキンググループのミーティングに健康支援室のカウンセラーや保健相談員、教務グループ職員が参加し、必要に応じて情報の共有を行うとともに、連携して学生への支援を行う体制を整備し、支援を実施している。</p> <p>・休学率や退学率については、6年間を通しておおむね目標値(休学率2%以内、退学率1%以内)を達成した。</p>	III	III	評定	A	A	A	A	A	A



第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画		暫定		評定		判断理由（年度計画の実施状況等）	評価委員会による評価	
中期目標		中期計画		暫定	評定	暫定	評定		意	見
<p>学生の勉学意欲向上及び主体的な学びを重視した学び方をめ、学生への支援を導、履修相談等による強化・充実を図る。また、履修モデルの底上げをさせるなど、学生の進路や達成目標にかかわらず、達成が十分かつ円滑に行えるよう環境づくりを行う。</p>	48	<p>(イ) 学生が自らの学修成果を点検・自己評価することによって、主体的に学修習慣を改善し、また、教員が情報を把握してきめ細かな教育・指導を行うため、学修ポートフォリオを適切に運用すること等により、大規模な教育の質的転換を進める。</p>	III	III		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から紙媒体のポートフォリオとしてMAP(Miyagi University Academic Portfolio)を導入し、キャリア教育の一部として活用している。</li> <li>学生が自らの学修状況を把握できる学修状況可視化システムについては令和元年度後期から本格的に導入し、その導入効果について学生アンケートによる検証を行い、従前より利用しやすいシステムとなっていることを確認した。</li> <li>学生が自らの学修成果を点検・自己評価するために、ディプロマ・ポリシーに基づき卒業時の学修成果測定を平成30年度から試行させ、次期中期計画から本格的な稼働ができるよう分析・検証・改善を行うとともに、又科省が示す教学マネジメント指針（令和2年1月）に基づき大学としての学修ポートフォリオとなる、学修成果の可視化及び教育成果の可視化についても検討を進めている。</li> </ul>	評定	意	見	
	49	<p>(ニ) 教育課程を編成する上で必要があれば履修モデルを設定する。また、その効果を検証し、継続的に見直しを行う。</p>		III		<ul style="list-style-type: none"> <li>従前より各学部・研究科において履修モデルを設定し、履修ガイドにおいて学生に周知してきた。また、学群制への移行時には、カリキュラムマップの作成に合わせ履修モデルについても再編作業を行い、学生の進路に応じたモデルを表記することとして全学的な統一を図った。さらに、各学群において、毎年度の履修ガイド作成段階でカリキュラムマップ及び履修モデルについての検証を行うとともに、継続的に見直しを行った。</li> <li>平成30年度には、科目体系を明確にし、学生の受講計画を容易にするため、科目のナンバリング表を作成した。</li> <li>令和2年度には、全学的なカリキュラム改編本部を設置し、履修モデルの適切性について点検評価を行い、各学群・研究科ともにカリキュラム改編と履修モデルの見直しを行った。</li> </ul>	評定	意	見	

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることに、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画	暫定	評定	法人の自己評価		評価委員会による評価					
				判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	見	意	見	評定	見	意
50	<p>(イ) 学生の心身の健康を守るため、専門家による相談体制を充実させることにも、スチューデントセンターの学生委員会、健康支援センター（保健室、学生相談室）、キャリア開発センター等が密接な連携を保ち、かつ、キャンパス間の連携にも配慮して、適切な学生対応を行う。また、キャンパス内禁煙の移行期間を終了して完全実施するため、喫煙者への禁煙教育を進めるほか、近隣に影響を及ぼさないよう体制を整備する。</p> <p>【目標年度】 キャンパス内完全禁煙の実施（平成32年度）</p>	III	IV	<p>・平成29年度末に「学生健康支援基本方針及び健康支援室運営方針」を策定し、平成30年度よりこの方針に沿って学生への対応を行った。 ・スチューデントセンター、各学群の学生グループが連携して、心身の健康に問題を抱える学生への支援を行う体制を整備し、支援を実施した。 ・令和2年度からキャンパス内完全禁煙を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症について、学生に対して感染予防を周知するメーリングリスト配信とともに、不安やストレスについての調査を実施し、不安やストレスの高い学生に対して相談等の支援を実施した。</p>	B	A	A	A	A	A	A
51	<p>(ロ) 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生など、特別な支援を必要とする学生に対して適切な対応を行うため、対象となる学生のニーズ等の把握に努めるとともに、当該学生に対する支援が適切に行われているかを改善を行う。</p>	III	III	<p>・障がいにより合理的配慮が必要な学生については、本人からの申し出を受け、合理的配慮の提供フローに従って、学群スチューデントセンター・ワーキンググループ、事務局が連携して支援を実施した。 ・平成30年度より春のコンボケーションにおいてプラマイカードサッカークラブに実施し、障がいを有する人への支援について考えを深める機会を提供したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施できなかった。 ・社会人学生に対する支援は、本人からの申し出に沿って適直行った。 ・外国人留学生への支援については、国際交流・留学生センターとゼミ担当教員が中心になって行ったが、支援体制の充実が必要である。</p>							
52	<p>(ハ) 経済基準及び学業成績基準により、引き続き授業料の減免措置を講ずる上、各種奨学金情報を収集し、学生への周知をきめ細やかに行う。</p>	III	IV	<p>・令和2年度から実施された国の高等教育負担軽減制度（修学支援新制度）に合わせて、学内の規程・内規の整備を行い、混乱なく新制度に対応することになった。 ・修学支援新制度の対象にならない学生に対する大学独自の授業料減免制度についても、修学支援新制度に合わせた改正を行った。 ・授業料の納付状況や奨学金の貸与状況、各種奨学金についての情報を収集し、学生への周知・指導を細やかに行った。 ・授業料の納付が遅れる学生に対して、電話や学内メールにより個別に対応した。</p>							

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

国内はもとよより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画	暫定	評定	法人の自己評価		評価委員会による評価					
				判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	意見				
就職支援					H27	H28	H29	H30	暫定	R1	A
<p>学生へのきめ細かな就職支援を行うため、企業・医療機関と連携した説明会や説明会を強化し、進路指導を強化・拡充する。また、大学が広く認知され、企業等から学生が望まれるよう教育研究成果等について積極的に情報発信する。</p>	<p>(1) キャリア開発センターの活動を強化し、企業等の協力を得て大学主催の業界・医療機関に関するセミナーやガイダンスを開催することにより、学年進行に対応した指導を充実する。</p>		III		A	A	A	S	A	A	
53			III	<p>・学生に対するキャリア科目による教育、インターンシップ、キャリア支援（就職支援、企業との連携強化を含む）を体系的かつ効率的に実施するため、全学組織としてキャリア・インターンシップセンター（CIC）を設置（平成30年4月）、その中にキャリア開発室（既設）とインターンシップ開発室（新設）を設置。「キャリア・インターンシップセンター」設置に係る運営方針及び運営体制」を策定（平成30年3月）。CICにおいて、キャリア開発やインターンシップの業務を通じて収集された情報や大学に關係する企業情報を一元化し、採用やインターンシップ、他部署との有機的な連携、同センターの広報パンフレットの制作を実施した。</p> <p>・1年次後期から3年次後期にわたって配置したキャリア科目（必修）について、単なる就活目的ではなく、自らのキャリア形成について入学時からじっくりと考えていく内容にし、学年進行に対応した指導を行うとともに、キャリア科目やインターンシップ科目との連携を強化した。また、公務員志望者向けの対策の強化も図った。</p> <p>・学生に企業や業界の生の情報を提供するため、企業等との協力のもと企業説明会や業界研究セミナーを開催し、平成27年度から令和2年度までの合計で以下の実績があった。また、学生のニーズ、地元企業との連携を踏まえた、セミナー招致企業の見直しを実施した。</p> <p>医療機関等研究セミナー：延べ227機関、学生1,058人参加                  (H27～R2までの実績)                  合同業界研究セミナー：延べ511社、学生2,321人参加                  (H27～H30)は2日間累計、R1,2は午前午後の累計</p> <p>太白業界研究セミナー：延べ98社、学生735人参加                  ・大和キャリア開発室を交流棟の2階に移動し、スペースの拡充を図ることにより、学生にとつての利便性を高めた。</p> <p>・これらにより、平成30年3月卒業生においては、全学群及び研究科において就職率100%を達成するなどの成果を達成したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢悪化などの影響を受け、事業構想学部価値創造デサザイン学類において就職率の低下を余儀なくされた。</p> <p>・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は、広報委員会を中心に全学で取り組んでおり、キャリア・インターンシップセンターは、その業務活動を通じて情報発信に貢献している。したがって、中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じて情報発信について評価するものとす。</p>							

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見
学生へのきめ細かい就職支援を行うため、企業・医療機関と連携した説明会を行うなど、進路指導を強化・拡充する。また、大学が広く認知され、企業等から学生が望まれるよう、教育研究成果等について積極的に情報発信する。	(ロ) 日常的な学修を通じて企業や社会から求められる人材を育成する教育プログラムや研究成果の社会還元の実績などを積極的にアピールし、「就活のいらない大学」の実現を目指す。	54	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア関係の広報の強化を図り、平成30年度に、全学広報の実施に合わせて、本学のキャリア形成プログラム、就職実績などを分かりやすくホームページに掲載し、広く高校、企業などに訴求した。令和元年度には、本学のキャリア・インターンシップをまとめたパンフレットを発行し、その中で本学の具体的な活動や幅広い分野で活躍するOB・OGを紹介した。本学のキャリア・インターンシップの教育理念・体系は、経団連の機関誌でも紹介された。</li> <li>平成30年度に学外研修「インターンシップ・アドバンストコース」を新設し、本学学生に特化したプログラムを7社と構築し、令和元年度には13社に拡充した。賛同企業の増加や学生に関心を持たせることを目的に同事業の広報用DVDを制作した。令和2年度はコロナ禍によるインターンシップの停滞を克服するため、学生のインターンシップ及び就活経験を基にした独自の教材・動画を開発して、本学独自の教育体制の整備に努めるとともに、本学のインターンシップ教育のコンセプトや特徴を解説する動画や資料を作成し、本学のキャリア・インターンシップ教育活動の対外的な周知に活用した。</li> <li>中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は、広報委員会を中心に全学で取り組んでおり、キャリア・インターンシップ・センターは、その業務活動を通じて情報発信に貢献している。したがって、中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価するものとする。また、中期計画にある「研究成果の社会還元の実績など」の積極的アピールは、中期計画番号62～64、67に包含されるため、当該箇所をキャリア・インターンシップに関連する「企業との連携活動」に置き換えて評価することとする。</li> </ul>		
	(イ) 就職関連のデータベースや人的ネットワークを学内で共有し、後援会やOB・OGとの連携による就職支援。社会で活躍する卒業生との交流機会を提供するなど、学生の多様な進路選択を可能にするための支援に取り組む。	55	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>新学基幹システムは構築が休止となったが、キャリア・インターンシップ分野では、令和2年度にキャリアタスの導入（無償）により、学生が企業の募集状況などの外部データに直接アプローチできるようにした。また、進路カードの電子化を順次導入し、情報活用や事務の効率化を図った。</li> <li>継続的に企業への訪問活動を実施し、情報の収集に努めるとともに、インターンシップなどを通して関係強化を図った。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響のため、遠隔システムを活用し企業との関係深耕に努めた。</li> <li>就職先のミスマッチを避けるために、インターンシップにおいて、企業の人事部の話や就活終了後の複数回の複数回の体験談を聞く機会を増やし、業界や企業への理解を深めた。</li> <li>平成29年度に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就業状況に関するアンケート結果報告書」（企業対象）を精査し、今後の就職対応の観点から論点を整理するとともに、学生の多様な進路選択を可能にするための具体的な支援策並びに「望まない離職」を低減させるためのキャリア指導を実施した。また、令和元年度～3年度にかけて、卒業生向けの就業状況アンケートを実施しており、学生へのキャリア指導に役立てる予定である。</li> <li>後援会やOB・OGとの連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の創出については、各学群において、卒業生を招聘した交流会を開催するなどとして、現役学生に対して有益な情報を提供している。また、後援会からの助成金により、キャリア・インターンシップの実施した。</li> <li>中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は、広報委員会を中心に全学で取り組んでおり、キャリア・インターンシップ・センターは、その業務活動を通じて情報発信に貢献している。したがって、中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じた情報発信について評価することとする。</li> </ul>		

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標		中期計画	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見
学生へのきめ細かな就職支援を行うため、企業・医療機関と連携した説明会を行うなど、進路指導を強化・拡充する。また、大学が広く認知され、企業等から学生が望まれるよう、教育研究成果等について積極的に情報発信する。	(丙) 就職先における卒業生の評価を人事担当者からのヒアリング等により把握し、その結果を踏まえ、教育指導や就職支援の在り方の方の改善につなげる。 【数値目標・毎年度】 看護師国家試験新卒合格率 100% 保健師国家試験新卒合格率 100% 就職率(文部科学省基準、各4月1日) ・看護学群(学部) 100% ・事業構想学群(学部) 100% ・食産業学群(学部) 100%	56	III	III	<p>これまで企業等へのヒアリングを実施してきたほか、平成29年度に実施・報告を行った「宮城大学卒業生の就職状況に関するアンケート結果報告書」によって、本学学生は「真面目であること」「理解力があること」「社会人としての基本的なマナーが身に付いていること」などで高い評価を得ている半面、「主体性」や「実行力」「人を巻き込む力」などにおいてさらなる改善の余地を残していることが分かったことから、1年次後期から3年次後期にわたってキャリアアクト目(必修)を配置し、このようなジェネリックスキルの重要性についても教授した。また、令和元年度～3年度にかけて、卒業生向けの就職状況アンケートを実施しており、学生のキャリア指導に役立てる予定である。</p> <p>・インターンシップにおいても、科目内容を、産業界等の働く現場の実態により即した内容に改善し、低学年からの参加率向上、学生のジェネリックスキルの理解や実践力向上を図るとともに、インターンシップの受入先企業、就職支援会社等との意見交換を通じて現状と課題について把握に努めた。</p> <p>・中期目標にある教育研究成果等についての情報発信は、広報委員会を中心に全学で取り組んでおり、キャリア・インターンシップセンターは、その業務活動を通じて情報発信に貢献している。したがって、中期計画の達成度はキャリア・インターンシップを通じて情報発信について評価するものとする。</p> <p>・これらにより、平成30年3月卒業生においては、全学群及び研究科において就職率100%を達成するなどの成果を達成したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢悪化などの影響を受け、事業構想学群価値創造デザイン学類において就職率の低下を余儀なくされた。</p>		
	(ホ) 大学院研究科においては、キャリア開発担当及び指導教員が、新規就職や職場復帰について、能力・資格に応じた適切な進路指導・就職支援を行う。	57	III	III	<p>修了後の新規就職、職場復帰において、入学前の能力・資格に加えて、本学研究科での学修や研究成果が活かされるよう、指導教員との連携を深めるとともに、専門性強化の重要性を訴求し、修了生各人の専門性に応じたキャリア形成支援のニーズに応えるように努めた。</p> <p>・大学院での学びを在学中に周知するため、学群のキャリア関連科目の中で大学院進学の説明を、これまで以上に強化した。</p>		

第1 教育研究の質の向上

1 教育に関する目標

【重点目標】

全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化を図ることにより、豊かな知性や感性、自立した人間として必要な総合力を身につけ、グローバルな視点も備えた人材を育成し、地域社会に輩出する。

中期目標	中期計画	暫定	評定	法人の自己評価		評価委員会による評価				
				判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	意見			
ニ 社会人・留学生への支援				H27	H28	H29	H30	評定実績		R1
				S	S	A	A	A	A	A
58	(イ) 社会人学生の多様な生涯学習ニーズに応えるため、休日・夜間における開講、他の教育機関や産業界との連携等により教育環境を整備し、社会人の「学び直し」の機会を拡充する。	III	III							
	<p>職種転換やスキップ、学び直しなど、社会人の多様なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人留学生等の多様な学習意欲や進路に対応した教育プログラムを用意する環境と支援体制を整備する。</p>									
59	(ロ) 外国人留学生の進学意欲を高め、留学生受入れの一層の推進を図るため、教員宿舍の貸与や独自の奨学金制度を検討するとともに、国費留学生等の積極的な受入れを行う。	III	III							
	<p>・第2期中期計画期間に、ABEイニシアティブ特別プログラムの学生として、アフリカから留学生7人（博士課程前期）を受け入れた。事業構想学教育研究活動を行い、7人の留学生に対して修士号を授与した。          ・同様に、「アフリカ母子保健実習管理コース」において、アフリカからの研修生60人を受け入れ、看護学群において、研修生の自国におけるケアの実態を学んだ。          ・科学技術振興機構の「さくらサイエンスプラン」に採択され、タイに所在する協定校王立キーンクック工科大学より学生2人、教授1人を約1週間招待した。主に食産業学研究科で研究教育を行っている食品の安全管理とそれを支える先端技術に関する講義及び演習を実施した。          ・宮城県国際企画課と連携し、外国人留学生定着支援事業の『企業の魅力動画を発信プロジェクト』に参画し、地域の産業界とも連携しながら、留学生の多様な進路に対応した教育プログラム及び支援体制を整備することができた。プログラムにおいては、必要に応じて宿舍やその他のプログラム参加サポートを積極的に行った。</p>									

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的にを行い、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。
2 研究に関する目標	

教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項

【法人記載欄】

- 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
  - ・ なし
- 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
  - 【(1) 研究水準及び研究成果】
    - ・被災地の実態やニーズに対応するため、平成28年度より公募を行ってきた「震災復興特別研究」には、5年間で合計33件を採択し、創造的復興に貢献した。特に令和元年度以降は「震災復興（発展）特別研究」と名称を変更し、コミュニティの再構築等、復興計画期間終了後を見据え地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進した。【61】
    - ・教員からの学的財産化案件の相談に対し、外部専門機関とのマッチングにより支援した。【68】
  - 【(2) 研究の実施体制等】
    - ・教職員に対するコンプライアンス教育として年1回の研修を実施。令和元年度からは学生に対するeラーニングによる研究倫理教育プログラムを本格導入し、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく履行状況調査において、「学生が研究費不正使用に巻き込まれることとを防止する特微的な取組」として評価された。【70】

3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

【(1) 研究水準及び研究成果】

論文掲載数等実績	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度
国際ジャーナル論文掲載数	10	6	7	7	3	5
看護学群	5	1	10	5	5	4
事業構想学群	39	12	17	21	33	28
食産業学群	1	0	1	0	0	0
基礎教育学群	36	24	22	15	14	9
看護学群	11	26	17	18	15	11
事業構想学群	33	29	25	30	30	35
食産業学群	2	1	1	2	0	0
基礎教育学群	5	7	17	12	10	6
看護学群	8	6	5	9	9	10
事業構想学群	3	7	6	20	11	10
食産業学群	1	3	3	2	0	0
基礎教育学群	1	3	0	0	3	4
看護学群	8	3	2	6	3	2
事業構想学群	1	3	2	5	6	2
食産業学群	0	0	0	0	0	0
基礎教育学群	0	0	0	0	0	0
看護学群	1	1	0	3	1	3
事業構想学群						
食産業学群						

4 滞滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- ・なし

5 その他、法人が積極的に実施した取組

【(1) 研究水準及び研究成果】

- ・平成30年度から、教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シーズ集」を作成・発行し、広く教員の研究成果の公開を行った。【67】
- ・平成30年度より地域連携センターに専任のコーディネーターを配置し、自治体や企業との共同研究等を推進するための支援体制を整えた。【68】

【(2) 研究の実施体制等】

- ・平成29年度から教員の持つノウハウハワードに対し、技術相談・情報提供として「学術指導契約」を実施し、自治体・企業等からのニーズの取込みを継続した。また、平成30年度から自治体・企業等の地域課題を解決するとともに、更なる外部資金獲得を目指すため、FS事業を新たに開始し、本学の有する研究成果を地域へ還元した。【69】

【評価委員会による意見記載欄】

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。
	2 研究に関する目標	

中期目標	中期計画		法人の自己評価		判定	評価委員会による評価	
	判定	評価	判断理由（年度計画の実施状況等）	判定		意見	
<b>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標</b>							
<b>イ 研究の方向性</b>							
社会や時代の要請を的確に把握しながら、地域に役立つ大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、被災地の実情や課題に即した研究も積極的にを行い、震災からの早期復旧・創造的復興にも貢献する。	60	(イ) 地域社会のニーズに対応した研究テーマを設定し、実践的かつ課題解決型の研究を推進する。	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定研究費の公募にあたっては、研究方針に合致する研究費の種目を設定し、研究費審査会の審査に基づき競争的に配分することで、地域社会の発展や、県や市町村の政策課題への取り組みを支援する研究を推進した。</li> <li>また、研究シーズの産業化促進を目的とした産業化プロジェクト（～平成30年度）及び産学連携・地域貢献促進研究（令和元年度～）に研究費を配分し、実践的かつ課題解決型の研究を推進した。</li> </ul>	A	A	A
	61	(ロ) 大学の研究力を生かし、東日本大震災からの創造的復興に貢献するため、被災地の実態やニーズ、県及び市町村の震災復興計画等に即応した研究を積極的に推進する。	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の実態やニーズに対応するため、平成28年度より公募を行ってきた「震災復興特別研究」には、5年間で合計33件を採択し、創造的復興に貢献した。</li> <li>特に平成31年度（令和元年度）以降は「震災復興（発展）特別研究」と名称を変更し、コミュニティの再構築等、復興計画期間終了後を見据え地域社会の持続的な発展につながる研究への支援を推進した。</li> </ul>	A	A	A
	62	(ハ) 学群（学部）・研究科内の研究にとどまらず、本学の異なる専門分野の連携と融合による宮城大学ならではの優位性・独自性を有する研究成果を創出する。	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>学群横断的な研究の促進のため、研究費審査会による審議を経て、22件の研究課題に指定研究費を配分したほか、平成28年度からは本学ならではの優位性・独自性を有する研究の創出に向けた新たな指定研究費の種目「特別推進研究」を設けて複数年度の研究課題を採択し、戦略的な研究費の配分を実施している。また、平成27年度より本格実施している研究交流プログラムは、事後アンケートの結果を踏まえて開催内容等の改善を行い、異なる専門分野の連携と融合による研究促進を図っている。特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔会議システムを利用してプログラムを開催する等、柔軟に研究活動の推進を図った。</li> </ul>	A	A	A
	63	(ニ) 企業や自治体と連携して、地域の活性化や住民の生活の向上に資する研究に取り組み、地域社会の発展に寄与する。 【数値目標・目標年度】 共同研究・奨学寄附金・受託研究数52件（平成25年度）→70件（平成32年度）	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や自治体から申し込みのあつた共同研究・受託研究・奨学寄附金については、学内のリソースを活かした研究による成果を着実に出し、地域社会に還元している。</li> <li>共同研究・奨学寄附金・受託研究の数値目標について、目標設定時は、津波で被災した農地の復旧に係る研究など、東日本大震災後3年間の復旧期に特有な課題を解決するための共同研究等14件を含む件数を基に設定されたものである。復旧・復興の進捗による地域のニーズの変化を鑑み、目標件数については見直しを行った上で、被災地の実情に即した研究により地域社会の発展に貢献した。（令和元年度の56件が最大）</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、企業や自治体からの申込数は減少したが、その中でも、受託・共同研究等の成果を製品やサービス、社会システムとして事業化するなどの社会実装を推進した。</li> </ul>	A	A	A

評価委員会による評価					
H27	A	H28	A	H29	A
				H30	A
				暫定	A
				R1	A



第1 教育研究の質の向上	【重点目標】	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行い、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。
	2 研究に関する目標	

中期目標	中期計画	法人の自己評価			判定	評価委員会による評価					
		暫定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）		判定	意見				
							H27	H28	H29	H30	暫定
64	<p>(イ) 学術誌（レフリード・ジャーナル）への論文掲載や学会発表などの実績を積み上げ、本学教員の研究に対する社会的評価を確立するとともに、研究発表会及びリポトリなどにおいて研究上のリポトリなどにおいて研究成果を発表し、研究活動の活性化を図る。</p>	III	III	<p>・論文誌への掲載数については、年によって多少の増減はあるものの、各学群・群ともにおおむね増加し、研究成果を順調に公表している。</p> <p>・また、研究交流フォーラムにおける発表や、本学ホームページでのプレスリリース、日本学術振興会ホームページにおける成果の紹介等で学外に向けた研究発表の発信を行った。地元企業や住民等のステークホルダーに向けた研究発表の場を作る等、研究成果の地域社会への還元に向け今後さらに取組を進めていく必要がある。</p>		A	A	A	A	A	A
65	<p>(ロ) 教育力及び社会貢献力の源泉である研究水準を向上させるため、合理的で信頼性のある研究評価の在り方を検討する。</p>	III	III	<p>・特別研究費の審査方法の改善や募集する研究内容の改訂のほか、研究交流フォーラムの開催等を通じ研究水準の向上に努めた。</p> <p>・第2期中期計画期間中の検討内容を踏まえ、第3期中期計画期間中に成果検証システムの導入を目指す。</p>							

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に進め、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。
	2 研究に関する目標	

中期目標	中期計画	法人の自己評価		判定	評価委員会による評価					
		暫定	判定		判定	意見				
ハ 研究成果の地域社会への還元	<p>中期計画</p> <p>(イ) 地域連携センターの企画・調整機能を高め、各部署における産学官連携ネットワーク及び知的財産も活用して大学と産業界との交流・連携を促進する。</p> <p>(ロ) 地域社会に関わられた大学として、その有する研究成果をウェブサイトに広く情報発信するほか、自治体や企業との共同研究、シンポジウム・セミナー等を通じて地域に還元する。</p>	III	—							
研究成果について、シンポジウムや公開講座の開催などにより広く情報発信するとともに、産学官連携の推進や自治体への政策提案などにより、地域社会に積極的に還元する。また、企業や試験研究機関等との共同研究を積極的に進め、その研究成果の知的財産化と技術移転を目指す。	<p>66</p> <p>(イ) 地域連携センターの企画・調整機能を高め、各部署における産学官連携ネットワーク及び知的財産も活用して大学と産業界との交流・連携を促進する。</p> <p>(ロ) 地域社会に関わられた大学として、その有する研究成果をウェブサイトに広く情報発信するほか、自治体や企業との共同研究、シンポジウム・セミナー等を通じて地域に還元する。</p>	III	—							
	<p>67</p> <p>(イ) 地域連携センターを中心として、自治体や企業との共同研究等を推進し、技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進する。</p>	III	III							
	<p>68</p> <p>(イ) 地域連携センターを中心として、自治体や企業との共同研究等を推進し、技術移転や社会貢献につながる研究成果の知的財産化を促進する。</p>	III	III							

・中期目標の「第1の2」 研究の実施体制等に関する目標」（中期計画 No.69）において対応する。

・ウェブサイトを、本学の研究成果を逐次情報発信するとともに、教員の専門分野を情報発信するため、平成29年度までは教員紹介冊子を作成・発行した。  
 ・平成30年度からは専門分野だけでなく、教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シーズ集」を作成・発行し、広く教員の研究成果の公開を行った。  
 ・平成30年度において、宮城県内の自治体等が抱える課題を解決するとともに、自治体の職員の人材育成に資するため、自治体職員を大学院生として受け入れる制度及び体制を整備し、令和元年度より富谷市職員1名を受け入れた。  
 ・平成29年度から新たな取組として教員の持つノウハウに対し、技術相談・情報提供として「学術指導契約」を実施し、自治体・企業等からのニーズの取込を継続した。  
 ・地域住民向けの公開講座、近隣住民への防災セミナー、自治体職員向けや企業向けへのセミナー、地域の医療・看護の質の向上に資する取組として看護職者向け専門研修の開催、本学の教育・研究成果の展示会の開催や出展など、大学が有する知を地域へ還元する活動を積極的に推進・展開した。

・平成27年度より自治体や企業との共同研究等を推進するため、「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し、令和2年度まで延べ17件の事業をKCみやぎより受託し、企業や試験研究機関等との共同研究に向けた活動を行った。  
 ・宮城県内の企業・団体等と共同し、地域の特産品（イチゴ、ほや、赤貝、タコ、笹かま、日本酒等）を活用した新製品の開発やブランドング等の取組を行った。  
 ・地域連携センターによる自治体や企業との共同研究等の推進は、平成29年度までは事務職員により対応してきたが、平成30年度より地域連携センターに専任のコーディネーターを配置し、自治体や企業との共同研究等を推進するための支援体制を整えた。  
 ・平成30年度からは、地域連携センターに配置した専任コーディネーターによる企業・自治体等からの相談対応及び企業・自治体等の訪問により、そこから得られたニーズと本学の持つシーズのマッチングによる具体的なプロジェクト化・事業化を行った。  
 ・教員からの知的財産化案件の相談に対し、外部専門機関とマッチングすることでの知的財産化を支援した。また、知財化支援に必要なスキルを身につけるため、知財化セミナー等を受講しスキルアップを進めた。

評価委員会による評定表

H27	S	A	A	A	A	R1
H28	A	A	A	A	A	A
H29	A	A	A	A	A	A
H30	暫定	A	A	A	A	A

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に 行う、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。

中期目標	中期計画	法人の自己評価			判定	評価委員会による評価										
		暫定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）		判定	意見									
(2) 研究の実施体制等に関する目標 イ 研究の実施体制 教員の研究活動を図 活性化と効率化を図 るため、ソフト及び ハード両面における 研究環境や研究成果 が地域に還元される 研究支援体制の整備 に努める。	研究委員会及び地域連携セン ターを中心として、民間企業や試験 研究機関との連携や外部資金の獲得 等を推進するためのコーディネーター などを推挙する。また、研究業務の向上さ せる。	III	III	<p>・平成30年度からは、地域連携センターに配置した専任コーディネーターによる企業・自治体等からの相談対応及び企業・自治体等の訪問により、そこから得られたニーズと本学の持つシーズのマッチングによる具体的なプロジェクト化・事業化を行った。</p> <p>・平成29年度から新たな取組として教員の持つノウハウにに対し、技術相談・情報提供として「学術指導契約」を実施し、自治体・企業等からのニーズの取込を継続した。また、平成30年度から自治体・企業等の地域課題を解決するとともに更なる外部資金獲得を目指すため、FS事業を新たに開始し、本学の有する研究成果を地域へ還元した。</p> <p>・平成30年度からは専門分野だけでなく、教員の研究成果をわかりやすく効果的に情報発信するため「宮城大学シーズ集」を作成・発行し、広く教員の研究成果の公開を行った。</p> <p>・平成30年度より受託事業に関わる教員に対するインセンティブ制度を設けた。</p>		H27	A	H28	A	H29	A	H30	A	暫定	R1	A
69	(4) 「研究委員会における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等」に関するガイドライン」のつとめ、教職員及び学生一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンス教育の強化など不正の事前防止に向け、取組を促進するとともに、不正行為に対し迅速・的確に対応するため、に必要な規程や体制の整備を進め、組織的な内部統制機能を確立する。	III	III	<p>・不正行為に対し迅速・的確に対応するために必要な規程や体制の整備及び組織的な内部統制機能については必要な整備が完了し、不正防止のための適的な運用がなされている。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づいた、教職員及び学生に対するコンプライアンス教育については、教職員に対し年1回の研修を実施し、全員が受講できるよう日程調整の上、複数回の追加開催も行っている。令和元年度からは学生に「eラーニング」による研究倫理教育プログラムを本格導入し、コンプライアンス教育の充実を図った。学生に対する研究倫理教育の実施については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく履行状況調査においても、「学生が研究費不正使用に巻き込まれることを防止する特徴的な取組」として評価された。</p>												
70	(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」や「研究活動における不正行為への対応等」に関するガイドライン」のつとめ、教職員及び学生一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンス教育の強化など不正の事前防止に向け、取組を促進するとともに、不正行為に対し迅速・的確に対応するため、に必要な規程や体制の整備を進め、組織的な内部統制機能を確立する。	III	III	<p>・備品等について、台帳による管理を行い、施設や備品を計画的・効率的に維持管理した。</p> <p>・また、外部資金を活用した研究設備・機器の整備を行い、研究活動の進捗に寄与した。</p> <p>・さらに、平成29年度に策定した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、デザイン研究棟やデータ&amp;メディアコア等再編整備を進め、学生の教育研究環境を改善した。</p>												
71	(4) 施設や備品を計画的・効率的に維持管理するとともに、外部資金による機器等の整備を進める。	III	III													

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】	地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に進め、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。
	2 研究に関する目標	

中期目標	中期計画	法人の自己評価		判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	評価委員会による評価				
		暫定	評定			意見				
						H27	H28	H29	H30	暫定
ロ 研究費の配分						A	A	A	A	A
研究活動を促進し、研究水準の向上を図るため、公正で透明性の高い方法により研究費を配分することとができるよう研究費配分システムの充実を図る。	(f) 一般研究費は、研究内容や研究成果を審査するほか、教育活動や学内外の各種業務への取組状況なども総合的に評価し、傾斜配分額に反映させるなど、より競争的かつ公平に配分する制度を構築する。	III	III	研究の実施方針に基づき、令和元年度より一般研究費を基礎的研究費と改め、すべての研究分野に共通する経費を賄う基礎的配分と、外部資金獲得状況による報償的要素を取り入れた上乘せ配分とで構成するなど、より競争的かつ公平に配分する制度を構築し、研究活動の推進及び研究水準の向上に努めた。						
	(g) 海外研究費及び指定研究費は、研究費審査会の審査に基づき、研究実績や外部資金の獲得状況なども考慮して配分する。	III	III	・特別研究費及び国際研究費については、研究費審査会による審査に基づいた配分を行った。加えて、平成28年度からは、研究費審査会による審査及び学長によるヒアリングを実施し、審査を行う特別推進研究（学長裁量経費）についても公募と配分を行った。その結果、令和2年度審査の件数は平成27年度に比して申請件数は約1.9倍、採択件数は約2.3倍となり、研究意欲や実績に応じ研究費を配分する方針が学内に浸透した。 ・研究の実施方針に基づき、特別研究等の申請にあたっては、研究目的やその独自性、準備状況や期待される成果を明記することにより、研究実績や外部資金の獲得状況なども考慮した配分を可能とした。						
	(h) 国際学会等発表旅費は、国際学会発表のブライオオアティを基準に、より多くの教員が配分の機会を得られるよう配慮して対象者を決定する。	III	III	・国際学会等発表旅費の配分は、研究委員会において審議を行い、より多くの教員が配分の機会を得られるよう配慮して実施した。平成30年度までは、申請時期等のルールの見直しを行い、より偏りなく公平な配分ができるよう改善を行った。						
	(i) 被災地の創造的復興に向けて、本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け、重点的に研究費を配分する。	III	III	・東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し、平成30年度までに学内公募に申請のあった56件のうち43件を採択し、地域の産業振興や被災者の生活やコミュニケーションに資する研究に研究費を配分した。 ・平成29年度から令和元年度までは、IPPO IPPON 寄附金を活用し被災地の産業振興に資する研究6件に対し研究費を配分した。 ・令和元年度からは「震災復興（発展）研究」と名称を変更し、2年間で学内公募のあった19件のうち14件を採択し、復興の総仕上げに向けた取組を行う研究に研究費を配分した。						
	(k) 海外研究費及び指定研究費による研究については、成果発表会を開催する。一般研究費による研究については、研究委員会にて成果を点検する。	III	III	・特別研究費、寄附金研究費、国際研究費（研究の実施方針に基づき、海外研究費、指定研究費から名称を変更）については、研究費審査会による審査により公平かつ透明性の高い方法で配分するとともに、毎年研究成果発表を実施し、地域社会への還元を努めた。 ・また、基礎的研究費（研究の実施方針に基づき一般研究費から名称を変更）の成果点検については、平成27年度から平成29年度にかけて各教員から提出される報告書により検討を行った結果、直接の成果を求めた研究費ではなく、学会年会費等の研究実施の基礎となる研究費と位置付け、報告書の提出を不要とした。なお、配分方法に関しては、研究委員会での検討を行い、令和元年度からより公平かつ競争的に配分するよう改善を行い、令和2年度には次期中期計画での更なる改善に向けた検討を行った。						

【重点目標】		第1 教育研究の質の向上	
地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、被災地を含めた地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に進め、その成果を教育に反映させるとともに地域社会に還元する。		2 研究に関する目標	

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価						
		暫定	評定	意見						
				H27	H28	H29	H30	暫定	R1	A
ハ 研究者の配置	<p>研究業績の厳密な審査や研究成実に係るブレインセッションを実施するなどの、教員の選考方法を改善し、より研究力の高い教員を配置するとともに、若手教員の指導体制の強化、国内外の研究機関・企業・地域との協働などを通じ、研究者の鍛錬と質の向上に取り組む。</p>	<p>研究業績の厳密な審査や研究成実に係るブレインセッションや面接を実施するなど、教員の選考方法を改善し、より研究力の高い教員を配置するとともに、若手教員の指導体制の強化、国内外の研究機関との協働については、外部資金による国内研究機関との共同研究によるものほか、学内研究費（指定研究費、国際研究費）を活用し本学教員と国内外の研究者との共同研究を推進した。</p>	III	III	A	A	A	A	A	A
77										

第2 地域貢献等

【重点目標】

グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

地域貢献等に関する特記事項

【法人記載欄】

1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

- [1] 地域貢献
  - ・ 第2期中期目標期間内において、CPプログラムの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプログラム構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。兵庫県立大学とはCPプログラムの遠隔合同発表会を継続実施した。奈良県立大学との共催によるMiRaIプログラムは、両校の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮することができた。【88】

2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- [1] 地域貢献
  - ・ 平成28年度度の学術機関リポーターの整備により、これまででは図書館内では閲覧できなかつた大学紀要や博士論文等の研究成果を、インターネット上で誰でも自由に目にする事ができるようになった。【83】
  - ・ 「ICみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し、令和2年度まで延べ17件の事業をICみやぎより受託し、企業や試験研究機関等との共同研究や受託研究に向けた活動を行った。【86】
  - ・ 令和3年3月末時点での市町村等との連携協定数：28件【84】
- [2] 国際交流
  - ・ 協定校への長期交換留学については、宮城大学海外交換留学プログラム（宮城大学アンバサダープログラム）として18名の学生を派遣した。海外留学支援制度である「トビタテ！留学JAPAN」については、6年間で21名が採択されるなど、グローバルな視点を加味した教育・研修プログラムの充実が努め、地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成することができた。【90】
  - ・ 短期海外派遣プログラム「リアル・アジア」（ベトナム）は、令和元年度と2年度はコロナ禍のために中止にしたものの、平成27年からの4年間で計96名が参加した。平成30年度からは、学生のニーズに合わせて、附属の英語教育機関を有する協定校サザンクロス大学（AUS）と連携し、「リアル・アジア」（オーストラリア）を開始し、これまでに17名が参加している。この間、さらに海外派遣プログラムの拡充を図るために、マレーシア、インドネシアの大学との連携を構築し、令和2年度にマレーシアのサンウェイ大学とMOUを締結。令和3年3月末時点で8か国13校と協定を結んでいる。【90】

3 過年度との数値による実績対比が可能 な事項

[1] 地域貢献

実績	年度	R2	R1	H30	H29	H28	H27
公開講座・シンポジウム等開催数		25	58	61	58	59	55
市町村との連携協定数		28	28	27	27	26	22

4 滞滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- ・ 外国人留学生を対象とした特別入学枠の長期的な目標（30%）には及ばず、直近での全学生に占める外国人留学生の割合は約2%にとどまる。【94】

5 その他、法人が積極的に実施した取組

[1] 地域貢献

- ・ 各部署で実施されていた高大連携の取組を一本化し、より効果的で持続性のある高大連携事業の推進体制を構築するため、令和元年度からアドミッションセンター内に「高大連携推進室」を設置した。【89】
- ・ 高等学校の生徒を対象に大学での学び体験と進学の動機づけの場として「アカデミック・インターンシップ」を実施し、宮城教育庁、仙台市教育局、県私学・公益法人連を通じて広く県内高等学校への開催周知を行ったことにより、過去最大規模の参加実績があり、高校生との進路実現のための機会を提供することができた。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策として、初の試みとなる「アカデミック・インターンシップ（オンライン）」を実施し、対面実施の場合と同等の機会を提供することができた。【89】

[2] 国際交流等

- ・ 異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し、東北地方の大学、文化施設、企業、自治体等を本学の留学生と日本大学生が訪問し、広く東北固有の文化に触れるとともに、東北地方で活躍する企業等を視察・研究することで、東北全般に係る理解を促進させつつ、留学生と日本大学生が相互に理解を深め、互いに協働しながら、国際交流、多文化に対する理解を深化させた事業を実施した。【94】
- ・ JETRO仙台と連携し、「グローバル人材育成講座」プログラムの提供を検討した。また、県内企業のグローバル人材確保に向けて、企業と留学生の人材マッチング・イベント交流会に参加した。【94】

[3] 東日本大震災からの復旧・復興支援

- ・ 地域アイランドワークやコミュニティ・ブランナードを運営する「復興人材育成プログラム推進室（平成29年設置）」において地域自治体や団体との連携を推進し、地域をフィールドとした学びを展開した。また、復興庁が実施する「復興ビジネスコンテスト」や文部科学省「次世代アントレプレナー養成事業」において東北大学、神戸大学、北海道大学、小樽医科大学との災害復興ワークショップに参加した学生が受賞等の評価を得ており、本学学生の復興への貢献について社会的な発信にも寄与した。【99】

【評価委員会による意見記載欄】

【重点目標】

グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価																
	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見	見															
1 地域貢献に関する目標 (1) 地域社会への貢献																					
<p>「県民の高等教育機関」としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供し、県内への優れた人材の供給に努めるとともに、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じての学習の場としての機能を強化する。また、大学の教育研究成果を地域に生かす社会活動拠点として地域連携センターを中心に、学生の実践力を育みながら、地域課題の解決や、地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。</p>	78	イ オープンキャンパスや県内を中心とした高等学校訪問など積極的かつ効果的な広報活動により、アドミッション・ポリシーや大学の教育研究成果について幅広く周知する。(再掲2)	III	-	・中期目標の「第1の1 教育に関する目標」(中期計画No.2)において対応																
	79	ロ 推薦入試では、県内の高等学校等には県外の場合より多くの推薦人数を認めるなど、引き続き地元の人材育成に配慮するとともに、今後の入試制度改革の動向に留意して地域社会への教育機会の提供の在り方を検討し、必要な改善を行う。	III	-	・中期目標の「第1の1 教育に関する目標」(中期計画No.4)及び「第2の1 地域貢献に関する目標」(中期計画No.89)において対応																
							<table border="1"> <tr> <td colspan="2">評価委員会による評定実績</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>暫定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>A</td> </tr> </table>	評価委員会による評定実績		H27	A	H28	A	H29	A	H30	A	暫定	A	R1	A
評価委員会による評定実績																					
H27	A																				
H28	A																				
H29	A																				
H30	A																				
暫定	A																				
R1	A																				

**【重点目標】**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等		中期目標		中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価		
暫定	評定	暫定	評定	判断理由(年度計画の実施状況等)	評定	意見	評定	意見		
				<p>ハ 県内の病院や企業などにおける実習、インターンシップを行うとともに、フィンランドワークや県内全域における体験・体感型学習などを積極的に導入し、地域社会に貢献できる人材育成に資する。</p>			<p>〔看護学群〕          ・看護学実習において、地域性の考慮や地域住民の生活の理解を深める学修の強化のため、学修の場である地域の実習施設の拡大と調整が図られた。また、IPEプロジェクト(専門職連携教育)により、協力病院及び薬学学生との連携を通じた体験学習を行うことの意義を再確認し、新カリキュラムでの教授内容に反映した。</p> <p>〔事業構想学群〕          ・平成29年度からの学群学類カリキュラムに基づく新しいインターンシッププログラムを実施。事前学習からインターンシップ後の振り返りまで、体験型・体感型の学修プログラムを完成させた。2年生必修科目で事業構想学群生として共通の業界理解やキャリア意識の定着を目指し、3年生選択科目アドバンスコースにおいてはさらに充実したインターンシップ体験を将来につなげられるプログラムとして実施した。また、これまでの成果を独自に独自のテキストブックを作成したり、オンラインツールで効果的に企業情報や教材提供を行ったことにより、事業構想学群としてのインターンシッププログラムの定着、充実を図った。</p> <p>・各学類の3・4年次の演習科目において、ゼミやクラス単位で地域の自治体や企業、NPO等と地域連携教育を進め、研究対象とするなど学生の地域理解を深めた。さらに、地域と連携した共同プロジェクトを実施し、商品開発やプロモーション、イベントの開催などの成果を上げた。</p> <p>〔食産業学群〕          ・インターンシップは、地域社会に貢献できる人材の育成に欠かすことのできない取組となっている。特に3年次のインターンシップⅡや学外研修は、就職活動に直結する企業選択の良い機会となっており、その重要性は増しており、本中期計画中では一定の成果を上げた。令和4年度からの新カリキュラムでは3年次のインターンシップを必修化するとともに、宮城県内企業との連携を一層強化し、更なる震災復興支援を含め地域社会活性化人材の育成に努めていく。</p> <p>〔基礎教育学群〕          ・1年次全学必修科目「地域フィールドワーク」において、対象地域に関し、事前調査や住民、自治体職員との講義の後、履修生全員が随地調査を行う機会を設け、その後の振り返りをグループワークで行うなど、地域理解の導入となる体感型・体感型の演習を実施した。</p> <p>・産学連携講座では、トヨタ自動車株式会社や日立ソリューションズ東日本、東北電力などの企業と連携講座を開講し、講師依頼や現場見学などにより、産業と地域の繋がりを理解するプログラムを実施した。また、食産業学群向けに地元企業や食産業界で活躍する企業人、イノベーションの方々を講師として招聘し、オムニバス形式で開講、地域と食産業について理解を深める講座とした。</p>			
	III		III							



**【重点目標】**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等		【重点目標】		グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。	
中期目標	中期計画	暫定	評定	評価委員会による評価	
				判定	意見
「県民の高等教育としての役割を果たすため、質の高い教育機会を確保し、県内への人材の供給に努める」とともに、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、学生の進学意欲を高め、地域活性化を図る。また、大学の成果を社会活動拠点として地域に開放する。	<p>地域の卓越した教育研究拠点として、生涯を通じた学びの社会人の受入れ等を積極的に進める。</p>	III	III	<p>【看護学研究科】          ・博士前期課程及び、博士後期課程ともに社会人入学生が9割を占める中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、説明会への参加人数の減少が顕著となった。コロナ禍の影響の長期化を予測した大学院に関する情報発信の方法を検討する必要がある。          【事業構想学研究科】          ・博士前期課程では、特別講義を公開講座として外部に発信した。現在の重要なテーマについてワークショップなどを行い、大学院で学修する魅力などを広く地域に向けて発信する活動を行った。          【食産業学研究科】          ・博士前期課程及び博士後期課程の社会人入学を促進するため学外ウェブサイトででの情報発信や宮城県の市町村等や食品企業に募集案内送付を行い着実に成果を上げてきた。次期中期計画においても継続して情報発信を進めていく。</p>	<p>意</p>
81	<p>大学の連携・協働の窓口として、地域連携センターの機能充実強化し、公開講座やシンポジウムの開催、共同研究・地域課題に対する技術指導・情報提供など、大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。</p> <p>【教員目標・目標年度】          ★公開講座・シンポジウム等の開催          (学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開講座も含む。)          46回(平成25年度)→50回(平成32年度)</p>	III	III	<p>・地域連携センターが本学の連携・協働の窓口として機能するために平成29年度より事務職員1名、平成30年度より専任コーディネーター4名を定数化し配置した。          ・本学の教員の教育研究成果を地域に還元するため、公開講座やシンポジウムを開催し、当期中期計画で目標としていた50件の開催については、平成27年度から令和元年度まで続けて達成した。          ・公開講座やシンポジウムについては、地域のニーズを意識した企画を行い、近隣住民を対象とした防災セミナー、自治体職員向けや企業向けのセミナー、地域の医療・看護の質の向上に資する取組として看護職者向け専門研修の開催等、大学の教育研究資源を活用した地域貢献として開催した。          ・連携協定を締結している大崎市からの依頼により、宮城大学移動開放講座を毎年開催した。(なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。)          ・平成29年度から新たな取組として教員の持つノウハウに対し、技術相談・情報提供として「学術指導契約」を実施し、自治体・企業等からのニーズの取込を継続した。また、平成30年度から自治体・企業等の地域課題を解決するとともに更なる外部資金獲得を目指すため、PS事業を新たに開始し、本学の有する研究成果を地域へ還元した。          ・平成30年度より受託事業に関わる教員に対するインセンティブ制度を設けた。</p>	<p>見</p>
82	<p>大学の連携・協働の窓口として、地域の卓越した教育研究拠点として、生涯を通じた学びの社会人の受入れ等を積極的に進める。</p>	III	III	<p>【看護学研究科】          ・博士前期課程及び、博士後期課程ともに社会人入学生が9割を占める中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、説明会への参加人数の減少が顕著となった。コロナ禍の影響の長期化を予測した大学院に関する情報発信の方法を検討する必要がある。          【事業構想学研究科】          ・博士前期課程では、特別講義を公開講座として外部に発信した。現在の重要なテーマについてワークショップなどを行い、大学院で学修する魅力などを広く地域に向けて発信する活動を行った。          【食産業学研究科】          ・博士前期課程及び博士後期課程の社会人入学を促進するため学外ウェブサイトででの情報発信や宮城県の市町村等や食品企業に募集案内送付を行い着実に成果を上げてきた。次期中期計画においても継続して情報発信を進めていく。</p>	<p>意</p>

【重点目標】

グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価		
		暫定	評定	評定	意見	
<p>「県民の高等教育機関としての役割を高めたため、質の高い教育機会を提供し、県内への優れた人材の供給に努める」とともに、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じての機能を強化する。また、大学の教育に生かす社会活動拠点として地域連携センターの実践力を育みながら、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。</p>	<p>へ 図書館の利用時間の延長や大学の施設の地域への開放など、サービスの拡大を図る。</p>	III	III			
				<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p> <p>《地域への利用拡大》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度の学術機関リポジトリの整備により、これまでは図書館内でしか閲覧できなかった大学紀要や博士論文等の研究成果を、インターネット上で誰でも自由に目にする事ができるようになった。</li> <li>・令和2年度に、研究ジャーナルの創刊号を発行し、発信力強化に努める。</li> <li>・平成29年度には図書館ポータルサイトをリニューアルし、学内外からのアクセスを可能とし、図書館の情報を広く発信できるようになった。</li> </ul> <p>《施設の開放等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度から開始した図書館利用促進事業「六限の図書館」は、学外者も参加できるイベントとして、令和2年度までに21回開催、のべ800人が参加した。学生だけでなく、地域に向けても、新しい学びの場としてコロンブスを提供することができた。次期中期計画においては、コロナ禍におけるオンラインを活用した新しい取組を検討する。</li> </ul>		

**【重点目標】**  
**第2 地域貢献等**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価					
		暫定	評定	意見					
		判断理由（年度計画の実施状況等）		評定	H27	H28	H29	H30	暫定
(2) 産学官の連携	<p>84</p> <p>大学が持つ教育・研究資源や成果をイノベーションや新産業の創出、起業家の育成支援等を通じた地域社会に還元する。産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、地域のシンクタンクとしての役割も担おう。県内市町村等との連携を積極的に進める。</p>	<p>III</p> <p>III</p> <p>宮城県をはじめ、既に協定を締結している宮城県中小企業団体中央会などの民間企業・団体や自治体等との連携を充実強化するとともに、他の民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進める。  <b>【数値目標・目標年度】</b>            市町村等との連携協定数15件（平成25年度）→20件（平成32年度）</p>	<p>III</p> <p>III</p> <p>・宮城県との協定の見直しを行い、若者の地元定着等の地域課題の解決につながる具体的な事業を実施する体制を整えた。            ・既に協定を締結している民間企業・団体や自治体等が抱える課題をテーマとした講座を開催したほか、連携団体等に所属している企業・連携金融機関の取引先企業からの相談を受け付け、そのニーズと本学の持つシーズとのマッチングを推進することで連携の充実強化を図った。            ・民間企業・団体や自治体等との連携を積極的に進め、数値目標として設定した市町村等との連携協定数については、令和2年度現在28件となり数値目標を達成した。            ・専任のコーディネーターによる地域からの相談受付、企業・自治体等への訪問により、地域ニーズと本学の教員が持つシーズのマッチングを進め、本学による地域課題解決活動を推進した。            ・令和元年度より自治体職員の人材育成、さらに、自治体等が抱える課題を解決するため、地方自治体派遣員としての大学院生の受け入れを行った。（富谷市職員1名）            ・地域振興事業部調査研究の受託（補助）件数 目標：10件            平成27年：19件            平成28年：7件            平成29年：5件            （学術指導及びその他の受託事業を合わせた件数：10件）</p>		A	A	A	A	A
<p>85</p> <p>ロ 地域連携センターの地域振興事業部において、自治体、企業等を対象にした受託調査研究事業や各種補助事業等を行う。  <b>【数値目標・目標年度】</b>            地域振興事業部調査研究の受託（補助）件数7件（平成25年度）→10件（平成32年度）</p>	<p>III</p> <p>-</p> <p>・中期目標の「第2の1 地域貢献に関する目標（2）産学官の連携」（中期計画No.84）において対応</p>								
<p>86</p> <p>ハ 宮城県基礎技術高度化支援センター（KCみやぎ）のメンバーとしての活動を通じて、共同研究や受託研究を進める。</p>	<p>III</p> <p>III</p> <p>・「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し、令和2年度まで延べ17件の事業をKCみやぎより受託し、企業や試験研究機関等との共同研究や受託研究に向けた活動を行った。            ・KCみやぎのネットワーク構成機関メンバーとして、新たにメンバーとなった団体に所属している企業や連携金融機関の取引先企業からの相談に対し、本学が有する教育研究資源や研究成果について提案することにより課題解決の支援を行った。            ・KCみやぎの指定テーマである「放射光施設利用」に関する事業を受託し、県内企業とともに放射光施設である「あいちシンクロトロム光センター」の施設にて実験測定等を行い、県内企業における新商品開発を支援し、放射光技術の優位性を示した。</p>								

**【重点目標】**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価						
		暫定	評定	評定	意見					
(3) 大学間及び高等学校との連携		判断理由(年度計画の実施状況等)		H27	H28	H29	H30	暫定	R1	A
87	イ 学都仙台商コンソーシアムへの参画により、単位の交換の実施などにより、大学間の連携を強化する。	III	III	<p>〔看護学群・看護学研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大により、学都仙台商コンソーシアム単位の交換により、専門職育成も含めて、各種公開講座も実施されており、コロナ禍でも可能な学修の方法及び企画の実施方法の検討が必要である。</li> <li>〔事業構想学群・事業構想学研究科〕</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大により、学都仙台商コンソーシアム単位の交換により、オンライン授業による学修方法の拡大等を検討する。</li> <li>〔食産業学群・食産業学研究科〕</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大により、学都仙台商コンソーシアム単位の交換により、学都仙台商コンソーシアム単位の活用等が中断した。ウィズコロナの時代を迎える中で、可能な学修の方法の検討が必要である。</li> </ul>	A	A	S	A	A	A
88	ロ 兵庫県立大学との連携のもと、地域社会の担い手となる「コミュニティ・برانナー」育成のための実践的教育課程を構築する。	IV	IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県立大学との継続的な連携のもと、地域社会の担い手となる「コミュニティ・برانナー」育成のための「コミュニティ・برانナー」プログラムを運営方法の改善を図りつつ両校連携で教育プログラムの運営を行った。第2期中期目標期間内において、CPプログラムの所定の単位を修得した学生71人に対して、卒業時にCPアソシエイトを授与した。また、大学院改革と歩調を合わせながら大学院におけるCPプログラムの構築の検討を進め、令和3年度からのプログラム開始を予定している。</li> <li>・平成29年度からの新カリキュラムに合わせて、CPプログラムを基礎に1年次全学必修プログラムの科目の「地域プログラムの向上」について行っている。講義運営の反省等を踏まえて年々プログラムの向上について成果が得られている。「地域プログラムの向上」については令和2年度までに13自治体の協力を得て実施している。今後も、運営面での負担等も考慮しながら、連携協定を締結している自治体を中心とした連携体制の発展・強化を進め、地域社会に貢献できる人材を養成していく。</li> <li>・兵庫県立大学とはCPプログラムの遠隔合同発表会を継続実施し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、学生は自宅からの交流促進など、新たな可能性も発見できた。奈良県立大学との共催によるMiRaIプログラムは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止せざるを得なかったが、これまで両校が担当するプログラムに双方の学生が参加し、両校の特色を活かした教育プログラムを提供することで、両校の持つ教育・研究資源や地域拠点を最大限に発揮した。</li> </ul>	A	A	S	A	A	A

【重点目標】

グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等

中期目標		中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
暫定	評定	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見	見
		ハ 高等学校との意見交換などにより、次代を担う世代の育成に向けた有効な高大連携方策を検討する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署で実施されていた高大連携の取組を一本化し、より効果的で持続性のある高大連携事業の推進体制を構築するため、平成30年度に立ち上げた「高大連携プロジェクトチーム」の活動を踏まえ、令和元年度からアワードミットアップセンター内に「高大連携推進室」を設置した。これによりワンストップでの対応が可能となり、単発ではなく継続的なプログラムに発展可能な体制ができた。</li> <li>・高等学校の生徒を対象に大学での学び体験と進学の動機づけの場として「アカデミック・インターンシップ」を実施し、宮城県教育庁、仙台市教育局、県私立・公益法人課を通じて広く県内高校生への開催周知を行ったことにより、多くの参加実績があり、高校生の進路実現のための機会を提供することができた。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対策として、初の試みとなる「アカデミック・インターンシップ（オンライン）」を実施し、対面実施の場合と同等の機会を提供することができた。</li> <li>・高等学校との意見交換を目的とした「高大連携事業調整会議」を平成28年度から実施し、高等学校におけるニーズや教育上の課題を共有することにより、高等学校側の連携要望の変化等に応じた対応策を検討することにも、研究会等の開催を通じて相互の共通課題を解決する「高大連携研究協議会（仮称）」への発展改組についても検討を進めた。</li> </ul>			
89	III		III				

【重点目標】  
グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすと同時に、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価							
		暫定	評定	判定	意見						
2 国際交流等に関する目標		判断理由(年度計画の実施状況等)		H27	H28	H29	H30	暫定	R1	B	
90	<p>(1) グローバル化を推進するための教育環境整備 世界に開かれた大イ 外国人教員の配置など、国際交流・留学生センターの組織体制を強化すとともに、グローバル化を充実した教育・研修プログラムの充実を促進し、地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成する。</p>	III	III	<p>・国際交流・留学生センターの業務について、これまでの課題を整理し、今後の方針を定めた「多文化共生時代における多様な環境に対応できる人材育成及びグローバル化の推進基本計画」を平成29年度に策定し、グローバル化の推進開始に合わせ、同センターの業務及び組織体制を強化した。 ・協定校への長期交換留学については、宮城大学海外交換留学プログラム（宮城大学アッパープログラム）として18名の学生を派遣した。海外留学支援制度である「トビタテ！留学JAPAN」については、6年間で21名が採択されるなど、グローバルな視点を加味した教育・研修プログラムの充実に加え、地域社会の活性化を担うグローバル人材を育成することができた。 ・短期海外派遣プログラム「リアル・アジア」（ベトナム）は、令和元年年度で計96名が参加した。平成30年度からは、学生とのニーズに合わせて、附属の英語教育機関を有する協定校サザンクス大学（AUS）と連携し、「リアル・アジア」（オーストラリア）を開始し、これまでに17名が参加している。この間、さらに海外派遣プログラムの拡充を図るために、マレーシア、インドネシアの大学との連携を模索し、令和2年度にマレーシアのシンウェイ大学とMOUを締結した。 ・長期交換留学で計11名、短期海外派遣プログラムで60名が日本学生支援機構（JASSO）海外留学奨学金の対象となった。今後、「トビタテ！留学JAPAN」や短期海外派遣のJASSO奨学金が廃止されることから、ネクスטרリーダーズ基金を活用した海外派遣プログラム（短期、長期）による学修支援を検討した。</p>	S	A	A	A	A		
91	<p>主催事業を積極的に開催し、ウェブサイトを積極的に活用した情報発信に努めるとともに、海外大学の情報収集や国際交流推進に係る競争的資金について積極的に情報収集・獲得することにより、学生・教職員の国際交流の推進を図る。</p>	III	III	<p>・全学広報体制が刷新され、学外ウェブサイトがリニューアルされたことから、国際交流・留学生センター所管分サイトについても、充実化を図るとともに、英語版ホームページの基盤を作成した。 ・国際交流・留学生センターの活動を学内により周知するため、ニュースレター「CIEOS POST」を発行した。これまでに3回発行し、全学生にメールで配信した。 ・平成27年度からこれまで「宮城大学海外交換留学プログラム（宮城大学アッパープログラム）」について、JASSO奨学金の申請をし、11人が受給した。また、「リアル・アジア」についても、60人が受給した。「トビタテ！留学JAPAN」については、21人が採択されるなど、奨学金制度を十分に活用することができた。 ・平成30年度に実施した「リアル・アジア」（オーストラリア）において、学内独自の経済的な支援策として6人が奨学金を受給した。「日本・アジア国際交流推進に関する競争的資金（「さくらサイエンスプラン」）に採択された。協定校であるタイ国王立キングクット工科大学の学生と教授を招待し、研究交流を行うことができた。</p>							

【重点目標】  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等	中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価	
			暫定	評定	評定	意見
<p>(2) 海外大学等との連携</p> <p>世界に開かれた大学の充実強化を図るため、外国人教員の配置などグローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動の貢献を図る。また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。</p>	<p>交換学生の授業料免除、単位認定や共同研究、本県企業と海外大学との共同研究への支援など、実効性を重視した大学間協定締結を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p> <p>・本学の協定校について、トウルク応用科学大学、タンペレ応用科学大学（以上FI）、ロンドンメトロポリタン大学（UK）、キングスレッジ（以上VN）、アーカンソー大学オースティン校（US）に加え、ロイヤルメルボルン工科大学、サザンクロス大学（以上AU）、サンウェイ大学（MY）とMOUを締結するなど学生のニーズを踏まえ着実に協定校数を増やしている。これまで、フェ外国語大学、アンザン大学、ドンタック大学、タンペレ応用科学大学、サザンクロス大学で研修を行い、トウルク応用科学大学、タンペレ応用科学大学、フェ外国語大学、アーカンソー大学（US）やサンウェイ大学に長期派遣を行った。さらに、テラウエップ等ポストコロナを見据えた具体的な交流活動について協議を進めている。</p> <p>・令和元年度に、トウルク応用科学大学から学生2人を受け入れ、基礎教育群及び事業構想学群の教員が英語で講義を担当した。今後の受入環境改善に貢献ができた。</p>	<p>評定</p>	<p>意見</p>
	<p>92</p>	<p>協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため、国際シンポジウム等を開催する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p> <p>・大規模な国際シンポジウムは実施できなかったものの、フランスNGO「市民の絆」との日仏文化交流プロジェクト、JICA研修員やアフリカからの留学生と共同で実施した文化交流事業「アフリカのタペ」、グローバルレクチャー「うま味ハンター 多文化共生を語る」など小規模な国際交流イベントや講演会を実施することができた。</p> <p>・帰国生が留学体験を語る「留学体験談」を定期的に開催し、留学に興味のある学生に情報共有の場を提供した。</p> <p>・国際交流・留学生センターの活動を学内により周知するため、ニュースレター「CLEOS POST」を発刊するとともに、留学や国際関係に興味のある学生に情報提供をするため、ポータルサイトに「国際・留学関係」のキャビネットを作成した。</p>	<p>評定</p>
<p>93</p>	<p>協定校等との連携による教育研究活動を通じた取組及び成果等を情報発信するため、国際シンポジウム等を開催する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p>	<p>評定</p>	<p>意見</p>

【重点目標】  
グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
	暫定	評定	判断理由(年度計画の実施状況等)	評定	意見	
<p>第2 地域貢献等</p> <p>(3) 留学・留学生支援 世界に開かれた大学の充実強化を図るため、外国人教員の配置などグローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を通して国際社会への貢献を図る。また、グローバルな視点をもって地域社会の人材を育成する。</p>	<p>外国人留学生を対象とした特別入学枠の長期的な目標(30%)を視野に入れ、受入体制の改善を検討する。</p>	<p>III</p>	<p>判断理由(年度計画の実施状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人留学生のリクルートのため、毎年度、日本語学校で日本語を学ぶ外国人留学生を対象としたたキャンパスツアーを実施し、本学のPRに努めた。</li> <li>同様に、異文化理解交流促進プログラムを毎年度実施し、東北地方の大学、文化施設、企業、自治体等を本学の留学生と日本入学生が訪問し、広く東北固有の文化に触れるとともに、東北地方で活躍する企業等を視察、研究することで、東北全般に係る理解を促進させつつ、留学生と日本人入学生が相互に理解を深め、互いに協働しながら、国際交流、多文化化に対する理解を深化させる事業を実施した。</li> <li>宮城県国際企業画課と連携し、外国人留學生定着支援事業の『企業の魅力』を動画で発信プロジェクト』に参画し、地域の産業界とも連携しながら、留學生の多様な進路に対応した教育プログラム及び支援体制を整備することができた。(再掲)</li> <li>JETRO仙台と連携し、「グローバル人材育成講座」プログラムの提供を検討した。また、県内企業とのグローバル人材確保に向けて、企業と留學生の人材マッチング・イベント交流会に参加した。</li> <li>以上のことから、一定程度の外国人留學生は確保し、日本人学生や地元企業との交流の場も提供することができたものの、外国人留學生を対象とした特別入学枠の数値目標である30%には及ばず、直近で外国人留學生率は約2%であったため、本中期計画を十分には実施できなかつたと判断した。</li> </ul>	<p>II</p>		
<p>94</p>	<p>外国人留學生の勉学意欲を高め、留學生受入れの一層の推進を図るため、教員宿舍の貸与や独自の奨学制度を検討するとともに、国費留學生等の積極的な受入れを行う。(再掲59)</p>	<p>III</p>	<p>判断理由(年度計画の実施状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2期中期計画期間に、ABEイニシアティブ特別プログラムの学生として、アフリカから留學生7人(博士前期課程)を受け入れた。事業構想学、研究科及び食産業学研究科では、これらの留學生に対して、すべて英語で教育研究活動を行い、7人の留學生に対して修士号を授与した。(再掲)</li> <li>同様に、「アフリカ母子保健実施管理コース」において、アフリカからの研修生60人を受け入れ、看護学群において、研修生の目国におけるケアに役立てるため、本学での講義や医療機関の見学を通し、日本の母子保健の実態を学んだ。(再掲)</li> <li>科学技術振興機構の「さくらサイエンスプラン」に採択され、タイに所在する協定校王立モンクット工科大学より学生2人、教授1人を約1週間の訪問待たした。主に食産業学研究科で研究教育を行っている食品の安全性管理とそれを支える先端技術に関する講義及び演習を実施した。(再掲)</li> <li>宮城県国際企業画課と連携し、外国人留學生定着支援事業の『企業の魅力』を動画で発信プロジェクト』に参画し、地域の産業界とも連携しながら、留學生の多様な進路に対応した教育プログラム及び支援体制を整備することができた。(再掲)</li> <li>上記プログラムにおいては、必要に応じて宿舍やその他のプログラム参加サポートを積極的に行った。(再掲)</li> </ul>	<p>III</p>		
<p>95</p>						



**【重点目標】**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等		【重点目標】	
中期目標	中期計画	法人の自己評価	
		暫定	評定
<p>世界に開かれた大規模な国際交流の場として、教育研究の充実強化を図るため、外国人教員の配置などグローバル化に取り組む。また、国際交流を推進する国際社会への貢献を図る。</p> <p>また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。</p>	<p>ハローワークによる英語の学習システムの利用を継続するとともに、国際交流・留学生センターにおいて、国際交流書籍、TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか、海外留学に関する相談窓口の設置、留学プログラムの向上や学生の留学支援のための環境を整備する。(再掲45)</p>	<p>暫定 III</p>	<p>評定 III</p>
<p>世界に開かれた大規模な国際交流の場として、教育研究の充実強化を図るため、外国人教員の配置などグローバル化に取り組む。また、国際交流を推進する国際社会への貢献を図る。</p> <p>また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。</p>	<p>ハローワークによる英語の学習システムの利用を継続するとともに、国際交流・留学生センターにおいて、国際交流書籍、TOEFL等の試験用教材などを充実させるほか、海外留学に関する相談窓口の設置、留学プログラムの向上や学生の留学支援のための環境を整備する。(再掲45)</p>	<p>暫定 III</p>	<p>評定 III</p>
			<p>判断理由 (年度計画の実施状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両キャンパスに整備されたグローバルモメンズにおいて、TOEIC等資格関係、ペーパーバックなどの書籍のほか、学生のニーズに応じてDVD等の充実を図り、学生が英語及び多文化体験に親しみやすい環境を提供した。(再掲)</li> <li>・グローバルモメンズでは、English Conversation Station (英会話講座)、フラーバルコミュニケーション等を定期的に開催し、語学力の向上やグローバルコミュニケーションを身につける機会を提供した。</li> <li>・海外留学に関する相談窓口の設置については、グローバルモメンズ内に留学経験があり、かつ学生とのコミュニケーション能力も高い者を国際交流・留学センターアドバイザーとして1名採用し、両キャンパスにおいて、留学プログラムの紹介など学生に分かりやすく説明できる体制を整備した。また、同アシスタントは留学アドバイザーの資格を取得し、種々の研修にも参加することで質の高いアドバイスを可能にした。(再掲)</li> <li>・海外留学経験者による留学成果報告会や相談会を実施し、全学の学生に対する情報提供・個別支援を継続的に行った。また、全学の各教員の潜在的なリソースとして個人的に保持している海外ネットワークにおける発掘を行い、個別の研究や出張で来日する海外の研究者による、研究成果や海外事情に関するレクチャーのほか、留学の意識を向上させるためのレクチャーを定期的に実施した。(再掲)</li> </ul>
			<p>評価委員会による評価</p> <p>評定 見</p>

【重点目標】  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		判定	評価委員会による評価						
	暫定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）			判定	意見					
3 東日本大震災からの復旧・復興支援に関する目標		暫定	判定				H27	H28	H29	H30	暫定	R1
被災地にある大学として、教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に活用し、震災からの復旧に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。	97	III	III	<p>(1) 国、民間企業等からの補助金・寄附金を活用し、関係自治体との連携を密にとりながら、まちづくりや生活不活発発病予防の取組等を積極的に展開することにより、被災地の早期復旧・創造的復興を支援する。</p> <p>・文部科学省からの補助金（大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業）において、平成23年度から平成27年度まで南三陸町におけるコミュニティ復興支援のためのプロジェクトを展開した。また、まちづくりや生活不活発発病予防の取組や被災地の早期復旧・創造的復興を支援し、受託事業による復興支援として山元町コミュニティ再生支援事業を行った。</p> <p>・経済同友会「IPPO IPPO NIPPONプロジェクト」の寄附金の活用において、まちづくりや生活不活発発病予防の取組等だけではなく、本学において復興に資する研究を行っている教員に対する研究費や活動助成に活用し、被災地の早期復旧・創造的復興を支援した。</p>		A	A	A	A	A	A	A
	98	III	III	<p>(2) 被災地の創造的復興に向けて、本学の研究力を発揮する研究活動に対し特別研究枠を設け、重点的に研究費を配分する。（再掲75）</p> <p>・東日本大震災からの創造的復興に貢献する研究活動として「震災復興特別研究」を設定し、平成30年度までに学内公募に申請のあった56件のうち43件を採択し、地域の産業振興や被災者の生活やコミュニティの再生に資する研究に研究費を配分した。</p> <p>・平成29年度から令和元年度までは、IPPO IPPO NIPPON寄附金を活用し被災地の産業振興に資する研究6件に対し研究費を配分した。</p> <p>・令和元年度からは「震災復興（発展）研究」と名称を変更し、2年間で学内公募のあった19件のうち14件を採択し、復興の総仕上げに向けた取組を行う研究に研究費を配分した。（中期計画番号75再掲）</p>								

**【重点目標】**  
 グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成や生涯を通じた学びの場の提供、産学官連携の推進による地域の課題やニーズに対応した取組などを行うことにより、地域社会への貢献を果たすとともに、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に行う。

第2 地域貢献等		【重点目標】	
中期目標	中期計画	法人の自己評価	
		暫定	評定
被災地にある大学として、教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に活用し、震災からの復旧・復興に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。	(3) 震災後、内容充実及び新規導入を行った災害対応の各種プログラムの重ね、更なる充実及び実践力の向上を図る。	III	III
	(4) 被災した学生に対する授業料の減免について、地方交付税措置を背景として継続するとともに、今後の災害への備えとして、教職員・学生に対し安否確認システムの活用徹底を図る。	III	III
			<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p> <p>[看護学群]          ・災害看護プログラムの継続により、プログラム履修者の自己学習やグループでの主体的な取組での内容の充実が図られた。また、ポートフォリオの活用により、学生と科目担当教員が目標を共有することで、将来像をイメージした自主活動の計画と振り返りにつながった。          ・地域フィールドワークやコミュニティ・برانナー科目を運営する「復興人材育成プログラム推進室（平成29年設置）」において地域自治体や団体との連携を推進し、地域をフィールドとした学びを展開した。また、プログラムの要件を満たした学生にコミュニティ・برانナーの称号を授与した。その人数も開講以来増加している。また、平成31年度（令和元年度）より地域創生学類において開講する「災害の科学（水）」、「災害の科学（土）」及び令和2年度開講「防災計画」が始まり、復興対応を学ぶ環境が整った。復興庁が実施する「復興ビジネスネット」や文部科学省「次世代アントレプレナー育成事業」において、東北大学、神戸大学、北海道大学・小樽商科大学との災害復興ワークショップに参加した学生が受賞等の評価を得ており、本学学生の復興への貢献についての社会的な発信にも寄与した。</p> <p>・中期計画期間を通じて、被災世帯に対する授業料減免（震災枠）を継続することができた。          ・安否確認システムの構築について、全学群で新入生に対して周知と登録を実施した。安否確認訓練の実施については、看護学群では年数回の訓練が実施されているが、事業構想学群と食産業学群については訓練の実施が不十分な状態が続いている。</p>
			<p>評定</p> <p>意見</p>

<p>第3 業務運営の改善及び効率化</p>	<p>【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する特記事項</p>	<p>【評価委員会による意見記載欄】</p>
<p>【法人記載欄】</p> <p>1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）</p> <p>【2 教育研究組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育研究組織については、平成27年度に「大学改革室」を設置して学群制の導入や教員組織の変更による学系制への移行準備を進め、平成28年度には教育学マネジメントの更なる強化のため、教育企画室、アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサポートセンターからなる教育推進機構を設置した。平成29年度には、学部・学群制から学群・学群制に移行することに伴う見直しを実施し、平成30年度には大学改革をより一層進めるために教育推進機構を廃止し、新たに「教育推進センター」としてアドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサポートセンター、キャリア・インターンシップセンター及びコモモンズ等整備検討委員会の5つの組織を位置づけるとともに、「全学センター」として学術情報センター、情報システムセンター、国際交流・留学生センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけることにより再構築を行い、それぞれ運営方針を策定した。【109】</li> </ul> <p>2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組</p> <p>【1 運営体制の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで、教授会と教育研究審議会の審議事項については、整理・検討を行い、必要に応じて規程を改正し、それぞれ円滑に運営を行っていたものの、基本規則第31条等に定める「教育研究に関する重要な事項で、学群教授会（基盤教育群教授会、研究科教授会）の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」の内容が定まっていなかったことから、平成30年8月に「学群教授会又は研究科教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」及び「基盤教育群教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」を制定し、教授会での審議事項を定め、役割分担を明確化させた。【103】</li> <li>【4 事務等の効率化・合理化】</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太白事務室長の専決事項を改正して、権限強化を図った。【113】</li> </ul> </ul> <p>3 過年度との数値による実績対比が可能な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul> <p>4 滞滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）</p> <p>【4 事務等の効率化・合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合システムの構築については、引き続き検討を行うこととし、当面、現行システムを適正に管理し、継続使用とした。【114】</li> </ul> <p>5 その他、法人が積極的に実施した取組</p> <p>【1 運営体制の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 獨創性・将来性・緊急性などの観点から、大学が特に注力すべき研究活動に対する研究費として、学長裁量による特別推進研究費を設けた。【106】</li> <li>・ 大学改革推進のため、改革に係る経費について重点的な配分を行った。【106】</li> </ul> <p>【2 教育研究組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真に豊かで持続可能な地域社会を実現するためには、外部資金の獲得、研究成果の戦略的な知財化と地域への還元、企業や自治体等との更なる連携強化を推進するとともに、連携にとどまらず、地域の未来を共創していくことが求められている。このような取組を実践していくため、戦略的な外部資金の獲得とそれらを積極的に活用した地域未来研究及び地域との共創を推進する新組織「研究推進・地域未来共創センター」の設置のほか、導入予定のリサーチアドミニストレーション（URA）と地域連携コーディネーター（CDN）を含めた研究推進・地域連携のマネジメント機能強化のための準備を進めた。【109】</li> </ul>	<p>【評価委員会による意見記載欄】</p>

【重点目標】  
 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		判定	評価委員会による評価	
	判定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）	判定		意見	
3 業務運営の改善及び効率化  1 運営体制の改善に関する目標 (1) 理事長を中心とする運営体制の構築	101	イ 理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる環境を整備するため、それを支える役員構成、事務部の組織体制等について不連続の検証を重ね、必要に応じて見直しを行う。	III	・理事長が全学的なリーダーシップを発揮できるよう、平成27年度に学群・学系への移行に向けた「大学改革室」を設置、平成30年度には、基盤教育の充実や教務部門の強化を図るため、平成30年4月1日より事務部を事務局とし、大和キャンパスを3課体制から4課1室体制に再編しており、必要に応じて事務組織体制の見直しを行った。 ・特に平成29年度からの大学改革に伴い、教員組織と事務組織の連携の強化を図るため、平成29年度には、各学群から理事兼副学長を登用したほか、大学改革担当副学長を任命した。また、平成30年度には、基本規則等を改正して役員の所掌事務の見直し、理事長が特命する事項として、大学改革、看護教育改革を担当する理事を任命した。また、副学長については、4人体制を維持して所掌事務を整理し、権限と責任を明確にした。 ・なお、次期中期計画に向け、「知の拠点」を目指す本学として、戦略的に外部資金を獲得し、それらを積極的に活用して地域の問題解決と未来の創造を推進する新しい組織を設置することとした。	III	・平成30年度に基本規則を改正し、役員の所掌事務を整理して権限と責任の明確化を図ったほか、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割を確立し、これらを定期的な開催して迅速かつ的確な意思決定を行う体制の構築等に努めた。また、法人の機動的な運営を図るため、必要に応じて臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定した。 ・理事長、副学長及び副学長で構成されていた理事懇談会（週1回開催）と学長、副学長及び学群長・群長で構成されていた学長懇談会（月1回開催）を新たに幹事部会として統合し、毎週1回開催して情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。 ・今後も法人の機動的な運営を図るため、情報や課題等の共有と迅速な意思決定が行える体制を確立する。なお、新型コロナウイルス感染症対策について、公立大学法人宮城大学危機管理規程第5条の規定による危機対応本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」及びそのWGを適宜開催し、新型コロナウイルス感染症対策に係る学内の情報共有・迅速な意思決定に努めた。	H27 A H28 A H29 A H30 A 暫定 A R1 A
	102	ロ 各役員の権限と責任を明確化するにとともに、理事会、経営審議会、教育研究審議会の機能、役割分担を明確にし、たまたで、定期的な開催により連携を密にし、法人としての迅速な意思決定ができる体制を構築する。	III	・平成30年度に基本規則を改正し、役員の所掌事務を整理して権限と責任の明確化を図ったほか、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割を確立し、これらを定期的な開催して迅速かつ的確な意思決定を行う体制の構築等に努めた。また、法人の機動的な運営を図るため、必要に応じて臨時理事会を開催し、重要事項を迅速に決定した。 ・理事長、副学長及び副学長で構成されていた理事懇談会（週1回開催）と学長、副学長及び学群長・群長で構成されていた学長懇談会（月1回開催）を新たに幹事部会として統合し、毎週1回開催して情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。 ・今後も法人の機動的な運営を図るため、情報や課題等の共有と迅速な意思決定が行える体制を確立する。なお、新型コロナウイルス感染症対策について、公立大学法人宮城大学危機管理規程第5条の規定による危機対応本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」及びそのWGを適宜開催し、新型コロナウイルス感染症対策に係る学内の情報共有・迅速な意思決定に努めた。	III		

【重点目標】  
時代の变化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標		中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価	
中期目標	103	104	105	暫定	評定	判断理由(年度計画の実施状況等)	評定
<p>法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるように、各部専門長の権限や責任を明確にし、各リーダーシップを発揮できるように適宜見直しを図るとともに、法人の業務運営性の適正化及び透明性を確保するために、監査体制の充実を図る。</p>	<p>ハ 教授会の審議事項を精選し、教育研究審議会との役割分担を明確にする。</p>	<p>二 内部監査の所管を明確化するとともに、機能充実を図るための監査実施体制を構築する。</p>	<p>ホ 教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに、教員と事務職員との間の連携を強化し、一体となった業務運営の効率化を図る。 また、大学の運営に当たっては、教育・研究の充実、雇用も含めた、学習環境の整備など様々な面から、学内の男女共同参画を推進する。</p>	III	III	<p>これまで、教授会と教育研究審議会の審議事項については、整理・検討を行い、必要に応じて規程を改正し、それぞれ円滑に運営を行ってきたものの、基本規則第31条等に定める「教育研究」の重要な事項で、学群教授会（基礎教育群教授会、研究科教授会）の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの」の内容が定まっていなかったことから、平成30年8月に「学群教授会又は研究科教授会及び「基礎教育群教授会」の意見として学長が定める事項に関する事項を聴くことが必要となること」を制定し、聴くことが必要となる事項を定め、役割分担が明確になった。</p> <p>・現在では、教授会において教育課程の編成、教員の採用計画の立案、教員の採用等に係る教育研究業績等の審査等を行い、教育研究審議会における審議・報告を経て、最終的に学長が決定する流れが確立しており、円滑な審議・意思決定が行われている状況である。</p>	
<p>104</p>	<p>二 内部監査の所管を明確化するとともに、機能充実を図るための監査実施体制を構築する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>・内部監査責任者（副理事長）を中心に毎年度内部監査計画を策定し、それに基つき編成された内部監査チームが適切に会計監査及び業務監査を実施する体制を構築した。 ・監査機能の充実を図るため、会計監査人と役員とのディスプレイセッション及び会計監査報告会を定期的に開催した。 ・監査機能の充実を図るため、監事による、公的研究費に係る「体制整備等自己評価チェックリスト」の履行状況の確認及び重要な契約案件に関する手続の適正性を検証するため、書類等の確認を行った。</p>			
<p>105</p>	<p>ホ 教職員がそれぞれの専門性を発揮するとともに、教員と事務職員との間の連携を強化し、一体となった業務運営の効率化を図る。 また、大学の運営に当たっては、教育・研究の充実、雇用も含めた、学習環境の整備など様々な面から、学内の男女共同参画を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>III</p>	<p>・これまで、全学FD・SDの開催、個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行い、職員の専門性の向上に努めてきたところであり、平成29年度からは県と協定を締結し、県新規採用職員研修に法人採用職員（新卒者）1人を派遣した。また、平成30年度からは、県職員の階層別研修についても、法人職員が受講できるようにした。 ・平成30年4月から法人運営組織と教育研究組織の再編・整理を行い、教育運営組織の各委員会、センターには、運営規程で必ず担当する課を事務局として配置し、連携が図られるような組織体制とした。 ・理事長、理事及び副学長で週1回開催していた理事懇談会、学長、副学長及び学群長・群長で月1回開催していた学長懇談会を廃止し、幹部会として新たに発足させ、毎週1回開催して学内の情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策により、現在は想定していた研修を行うことができない状態が続いているが、いわゆるアフターコロナになった時期における研修の再開について検討を行っている。</p>			

第3 業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。
-----------------	---

中期目標	法人の自己評価		判定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評価委員会による評価				
	暫定	判定				H27	H28	H29	H30	暫定
(2) 戦略的な予算等の配分	<p>法人の経営戦略に基づき、全学的な視点で立つた効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。</p> <p>106</p>	<p>地域に貢献するプロジェクトやローバル化を促進する取組、また、成果に応じた研究費の配分など、戦略的な観点から予算や人員を重点的に配分するシステムを構築する。</p>	III	III	<p>・独創性・将来性・緊急性などの観点から、大学が特に注力すべき研究活動に対する研究費として、学長裁量による特別推進研究費を設けた。</p> <p>・一般改革推進のため、改革に係る経費について重点的な配分を行った。</p> <p>・一般研究費の追加配分について、研究業績を反映させるため、前年度の外部資金獲得状況に応じた配分へ見直しを行った。</p> <p>・指定研究費の配分について、「研究の基本方針」及び「研究の実施方針」を踏まえ、本学が推進すべき研究分野へ重点的な配分を行った。</p> <p>・平成29年度に大学改革の一環として、各種基本計画・方針を策定する中で、改革を効果的に推進するための組織体制の検討を行い、平成30年度から新体制での大学運営を進めた。</p> <p>・なお、次期中期計画に向け、「知の拠点」を目指す本学として、戦略的に外部資金を獲得し、それらを積極的に活用して地域の問題解決と未来の創造を推進する新しい組織「研究推進・地域未来共創センター」を設置することとした。</p> <p>・平成30年度に一般研究費（令和元年度からは基礎的研究費）について見直しを行い、前年度の外部資金獲得状況を反映した追加配分を実施することとした。</p> <p>・毎年度、予算編成の基本方針を策定し、大学の財政状況を考慮しつつ、戦略的な予算編成を行った。</p>	A	A	A	A	A
(3) 学外の有識者等の登用	<p>107</p> <p>役員や審議会委員に優れた知識経験や能力を有する学外者を登用し、地域に開かれた大学運営を推進する。</p>	<p>イ 財務、産学連携など、専門性の高い分野を担当する理事等に学外の有識者等を登用する。</p>	III	III	<p>・副理事長（県OB）及び理事2人（総務・人事労務担当（県OB）、財務・施設担当（金融機関OB））に学外有識者を任命しており、また、大学運営の円滑な遂行を図るため、教員から理事兼副学長を登用した。</p> <p>・今後も専門性が高い理事については、学外有識者を適材適所で積極的に登用する。</p>	A	A	A	A	A
<p>108</p> <p>役員や審議会委員に優れた知識経験や能力を有する学外者を登用し、地域に開かれた大学運営を推進する。</p>	<p>ロ 経営審議会の委員に、経営に関する有識者、民間企業経験者等の学外者を積極的に登用する。</p>	III	III	<p>・学外有識者の意見を大学運営により反映させるため、平成27年度の経営審議会委員改選において、学内委員と学外委員の人数構成をそれまでの6人：6人から5人：7人に改め、学外委員が過半数となるようにし、以後、当該人数構成を維持した。</p> <p>・学外委員については、本学の教育研究内容や公立大学としての行政との関係性、産学連携の状況等を踏まえ、大学運営に有益な助言が期待できる有識者をバランスよく選定した。</p>	A	A	A	A	A	

<p>第3 業務運営の改善及び効率化</p>	<p>【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。</p>
------------------------	---

<p>中期目標</p>	<p>中期計画</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p>		<p>法人の自己評価</p>		<p>判断理由（年度計画の実施状況等）</p>						
<p>中期目標</p>	<p>中期計画</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	
<p>教育研究に対するニーズや社会環境の変化を的確に見極めながら、入学後の学習を通じ得られたびや関心の広がりなどにも柔軟に対応できるように、必要に応じ教育研究組織を見直す。</p>	<p>教育研究に関するニーズや社会環境の変化を見据え、常に学群（学部）・研究科・各種センター等の実績・評価結果等を踏まえた改革を検討し、中・長期的な展望に立った教育研究組織の再編を行う。</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	<p>暫定</p>	
<p>109</p>	<p>III</p>	<p>IV</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	

・教育研究組織については、平成27年度に「大学改革室」を設置して学群制の導入や教員組織の変更による学系制への移行準備を進め、平成28年度には教学マネジメントの更なる強化のため、教育企画室、アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサポートセンターからなる教育推進機構を設置した。平成29年度には、学部・学科制から学群・学類制に移行することに伴う見直しを実施し、平成30年度には大学改革をより一層進めるために教育推進機構を廃止し、新たに「教育推進センター等」としてアドミッションセンター、キャリア・インテグレーションセンター、スチューデントサポートセンター、キャリア・インテグレーションセンター、及びグローバルセンターの5つの組織を位置づけるとともに、「全学センター」として学術情報センター、情報システムセンター、国際交流・留学生センター及び地域連携センターの4つの組織を位置づけることにより再構築を行い、それぞれ運営方針を策定した。

・平成29年4月から導入した学系制については、学系が細分化され過ぎており、具体的な運用に至っていないことから、平成30年度に再構築について検討、見直しを行い、平成31年度（令和元年度）から再構築した学系で運用がなされているところである。

・真に豊かで持続可能な地域社会を実現するためには、外部資金の獲得、研究成果の戦略的な知財化と地域への還元、企業や自治体等との更なる連携強化を推進するとともに、連携にとどまらず、地域の未来を共創していくことが求められている。このような取組を実践していくため、戦略的な外部資金の獲得とそれを積極的に活用した地域未来研究及び地域との共創を推進する新組織「研究推進・地域未来共創センター」の設置のほか、導入予定のリサーチアドミニストレーター（URA）と地域連携コーディネーター（CDN）を含めた研究推進・地域連携のマネジメント機能強化のための準備を進めた。



【重点目標】  
 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

中期目標	中期計画		法人の自己評価		判定	評価委員会による評価													
	暫定	判定	判断理由（年度計画の実施状況等）			判定	意見												
3 人事の適正化に関する目標																			
優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、より適正な評価制度を構築することとともに、その評価結果を人事や給与にインセンティブとして反映させるなど、教職員が働く人事制度を構築すること。	110	III	III	<p>(1) 優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、客観的で公平性・信頼性の高い適正な評価制度を確立し、その評価結果を人事や給与に反映させるなど、教職員がインセンティブとして働く人事制度を構築すること。</p>	<p>・教員評価については、評価結果を勤労手当の成績率や昇給考課、研究費の配分に反映させていたが、評価の目的が抽象的であるほか、全学的組織への貢献など教員の努力が重く反映されていないという不満が多く、評価の対象となる活動が重視され、その社会的な尊厳と高い倫理観のあるべき姿（評価のために働くのではなく、その社会的な尊厳と高い倫理観の下で、自発的に役割を果たすこと）を踏まえ、評価の目的を改めて定義した上で、目的に沿った評価制度の抜本的再構築を図ることとし、新しい教員評価制度を令和元年度の業績に係る評価から実施した。</p> <p>・事務職員については、目標管理制度の着実な運用により、年度目標を立て、実績を評価する仕組みを適正に実施した。</p>														
	111	III	III	<p>(2) 教員については、大学の諸機能の充実、効率化及び活性化を図る観点から、任期制や特任教員、裁量労働制など、多様な雇用・勤務形態を効果的に活用することともに、能力等に応じた年俸制への移行を図る。</p>	<p>・教員については、専任教員の任期制、裁量労働制の適用、特任教員の活用など、多様な雇用方法や勤務形態を効果的に活用してきた。</p> <p>・平成30年度には、深夜・休日労働の適正化、長時間労働を行った場合の適正化を図り、また、教員評価制度の見直しによって、より適正に評価できるところである。</p> <p>・令和元年度には、クロスポイントメント制度に係る規程を制定し、令和2年度に教員1名を採用するなど、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応しているところである。</p> <p>・年俸制については、本学の実情に合わせて教員評価制度の見直しをしたところであり、引き続き国や他大学の動向について情報収集をしていく。</p>														
	112	III	III	<p>(3) 事務職員については、段階的に法人独自に職員（プロパー職員）を採用し、その割合を事務職員全体の85%まで引き上げるとともに、各種研修の受講促進、キャンパス間人事異動、他大学との人事交流等を通じて、基礎的、専門的な資質向上及び組織の活性化を図る。</p>	<p>・これまで事務職員の計画的採用及び適正配置について適切に行ってきたおり、プロパー化率は83%となった。（令和3年3月現在）</p> <p>・平成30年度に法人職員を幹部（課長職）登用したほか、女性のグループリーダー1人を含む6人の法人職員がグループリーダーとなった。</p> <p>・全学的FD・SDの開催、個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に進め、法人職員の専門性の向上を図っている。さらに、県職員階層別研修の受講（平成30年度から）、自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めている。</p> <p>・平成30年度から平成31年度（令和元年度）までの期間に事務職員1名の県への派遣研修を実施し、令和2年度からは公立大学協会に事務職員1名を派遣し、法人職員の資質向上に努めた。</p> <p>・専門性の高いプロパー職員へのキャリア形成を図るため、人事異動方針を検討、策定した。</p>														

第3 業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。
-----------------	---

中期目標	中期計画		法人の自己評価		評価委員会による評価											
	暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定												
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	113	III	III	<p>事務組織については、より機動的、一体的に業務が推進できるよう必要に応じて組織改編を行ってきたところであり、平成29年度には教務グループの見直しを行うとともに、大学改革の実現に向けた組織・人事の見直しの方針を策定した。</p> <p>・平成30年度からは、大学改革をより一層推進するため、事務部を事務局とし、大和キャンパス3課体制から4課1室への再編を行い、業務所管の明確化、機能強化を図った。また、4課1室の所掌事項をもとに、職員の仕事負担を総点検し、事務分担当の再整備を行った。</p> <p>・大日事務室長の専決事項を改正して、権限強化を図った。</p> <p>・研究力向上の観点からの一部組織体制の見直しを検討し、令和3年度中の組織改編を図る準備を進めた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>H27</td> <td>A</td> <td>H28</td> <td>A</td> <td>H29</td> <td>A</td> <td>H30</td> <td>A</td> <td>暫定</td> <td>A</td> <td>C</td> </tr> </table>	H27	A	H28	A	H29	A	H30	A	暫定	A	C
	H27	A	H28	A	H29	A	H30	A	暫定	A	C					
114	III	II	<p>各種事務処理の合理化・効率化・効果化を図るため、各部門の権限と責任を明確化するとともに、あらゆる課題に適切かつ柔軟に対応できる機動性を備えたものとなるよう、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 各種事務処理の合理化・効率化を図るため、事務処理マニユアルや各種システムの稼働状況等について不断の検証を重ね、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>・会計事務処理の合理化・効果化を図るために、財務会計システム、旅費システムを改修した。また、会計事務処理、旅費マニユアルの見直しを行った。</p> <p>・情報の一元管理とコスト削減の観点から、平成29年度に「情報システム高度化推進基本計画」を策定し、学務基幹システムの構築を目指したが、令和元年度に構築を休止し、引き続き検討を行うこととした。</p> <p>・平成30年度に教員の勤務状況等報告書の書式の見直し等を実施したことから、「出勤管理の手引き」を改訂して勤務の適正化を図った。</p> <p>・業務が属人的になることがあったため、人事異動後も前業務に対応することが多く、本来業務に支障をきたすことから、業務引き継ぎが適正に行われるように固く徹底し、組織的に対応することとした。</p> <p>・庶務業務の合理化を図るため、給与計算事務処理等業務に加え、令和2年度には年末調整基礎データ作成業務の委託を実施した。</p>												

第4 財務内容の改善

【重点目標】経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

財務内容の改善に関する特記事項

【法人記載欄】

- 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目）
  - ・ なし
- 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
  - ① 外部研究資金その他の自己収入の増加
    - ・ 地域連携センターが収集した国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報については、研究委員会へ報告し、学内の情報共有を図った。【116】
    - ・ 地元企業からの技術相談等に組織的に対応するとともに、宮城県の補助金を獲得し、本学教員との共同研究へつなげた。【116】
  - ③ 資産の運用管理の改善
    - ・ 施設の老朽化や長寿命化推進への対応を着実にを行うため、第3期中期計画で、施設・設備の修繕計画を取りまとめた。【124】
- 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項
  - ① 外部研究資金その他の自己収入の増加

項目	年度				
	R2	R1	H30	H29	H28
期当初の計画額（千円）	250,000	240,000	230,000	220,000	210,000
暫定評価後の計画額（千円）	190,000	180,000			
実績額（千円）	158,440	207,068	169,421	122,716	163,250
					149,885

4 滞滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- ① 外部研究資金その他の自己収入の増加
  - ・ 外部資金獲得総額について、目標設定時は、津波で被災した農地の復旧に係る研究など、東日本震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものであったため、令和元年度の暫定評価後に見直しを行ったものの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年を大きく下回る結果となった。【115】
- 5 その他 法人が積極的に実施した取組
  - ① 外部研究資金その他の自己収入の増加
    - ・ 科学研究費補助金その他の競争的資金の公募情報については、適時に周知を行っており、科研費獲得に向けた支援についても説明会を学群ごとに実施する等の取組を継続して行った。その結果、令和2年度の科研費申請における新規の応募率は平成26年度より18.5ポイント増と大幅に増加しており、獲得に向けた取組は一定の効果を上げていると考える。【115】
  - ② 経費の抑制
    - ・ 時間外縮減に関しては、これまでも各種会議や研修の機会をとらえ、職員に意識付けを行っていたが、平成29年度に労働基準監督署からの指導により、時間外勤務命令と実際の勤務時間に乖離があることが判明したため、各職員の手帳のPC使用記録と時間外勤務命令簿との架合により、正確な勤務実態管理のための統一的な仕組みを構築したほか、「時間外における長時間労働に係る非常事態宣言について（通達）」を理事長名で発し、36協定の順守など、再発防止のため管理の徹底を図った。【123】

【評価委員会による意見記載欄】

第4 財務内容の改善		【重点目標】 経費の縮減, 人件費の抑制, 外部資金の積極的な獲得などにより, 財務内容の改善を図る。	
中期目標	中期計画	判定	評定
法人の自己評価		評価委員会による評価	
判断理由(年度計画の実施状況等)		意見	
暫定	判定	H27	H28
		C	C
		H30	H29
		C	C
		暫定	R1
		C	A
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (1) 外部資金の獲得	<p>科学的な研究活動の周知にも着実に取り組んでいく。また、外部資金獲得総額については、目標設定時は、津波で被災した農地の復旧に係る研究など、東日本大震災後3年間の復旧期に特有の課題を解決するための共同研究等を含む数値を基に設定されたものであったため、令和元年度の暫定評価後に見直しを行ったもの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年を大きく下回る結果となった。</p> <p>・第2期中期計画期間中の外部資金獲得総額：970,780千円（1年あたり平均161,797千円）</p> <p>・地域連携センターが収集した国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報は、研究委員会へ報告し、学内の情報共有を図った。</p> <p>・地域連携センター及び研究委員会が共同して、教員への外部研究費に係る説明会を開催し、学内へ情報共有を図った。</p> <p>・地元企業からの技術相談等に積極的に対応するとともに、宮城県の補助金を獲得し、本学教員との共同研究へつなげた。</p> <p>・「KCみやぎ産学共同研究会企画運営業務等委託事業」への応募を支援し、令和2年度までに17件の事業をKCみやぎより受託した。</p> <p>・地域連携センター専任コーディネーターが、各種外部資金の説明会等へ参加し、外部研究費等に関する情報を収集するとともに、直接的に教員の外部研究資金獲得の支援を行った。</p>	II	II
115	<p>科学的研究補助金や受託研究などの外部研究資金の獲得に向けて、公募情報の周知や申請の奨励、教員の研究内容の広報等に努める。</p> <p>★外部資金獲得総額 1億8,172万円（平成25年度） →2億5,000万円（平成32年度）</p>	II	II
116	<p>ロ 地域連携センターを中心に収集した国、自治体、財団、民間等の外部研究費等に関する情報を学内で共有し、外部資金の獲得に努める。</p>	III	III
117	<p>イ 高等学校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を積極的にを行い、教多くの受験生を確保することにより、優秀な学生の獲得及び自己収入の安定的確保を図る。</p>	III	-
118	<p>ロ 学生納付金の収納方法の見直しや個別相談を行い、確実な収入確保に努める。</p>	III	III
119	<p>ハ 社会情勢及び他の国立大学の動向等を踏まえ、定期的に授業料等各種料金設定の適正化を検証する。</p>	III	III
(2) 自己収入の確保		(1) 同じ	
(1) 同じ		(1) 中期目標の「第1の1 (1) 入学者受入方針・入学者選抜」(中期計画No.2)において対応	
		<p>・授業料口座振替の利用促進を図った結果、令和2年度前期までの期間においては、授業料未納者ゼロを達成した。</p> <p>・授業料の納付状況が遅れた学生については、面談等により授業料減免や給付型奨学金の申請につなげるよう対応を行った。</p> <p>・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による学生の家計急変等の事情に対応すべく、授業料納付期日、納付の猶予や分割納付の期日を延長する規程改正を行った。また、授業料未納による除籍が生じないよう、文科省の通知に従い特例に関する事務処理要領を定めた。</p> <p>・公立大学協会の調査データベースを活用して、授業料について他大学の金額設定の情報収集を行い、適正な水準を維持した。</p>	

第4 財務内容の改善

【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。	中期目標	中期計画	法人の自己評価	判断理由（年度計画の実施状況等）	評価	評価委員会による評価				
	暫定	暫定	暫定	暫定	暫定	H27	H28	H29	H30	暫定

2 経費の抑制に関する目標	120	(1) 従業員一人ひとりが経費抑制の意識を持って行動し，節水・節電及び電子メールの活用等による管理的経費の削減や消耗品費の節減を周知・徹底する。	III	III	「コピー費管理方式」を継続して実施したほか，固定電話回線の契約見直しや，電力供給業者の一般競争入札による選定（1 kW/hあたり単価16.82円→15.62円）により，経費削減につなげた。 ・役員が経費抑制の意識を持ち，節水・節電等の徹底，消耗品等の節減，遊休備品の再利用などに努めた。	A	A	A	B	A	A	
	121	(2) 一括発注，複数年度契約などによるコスト削減により費用を抑制する。	III	III	・共通業務及び施設関連業務の一括契約や複数年度契約の推進により経費の削減を行った。							
	122	(3) 委託がより適切な業務は業務委託（アウトソーシング）を積極的に活用する。	III	III	・総務（年末調整業務等），入試（査読，運営等），広報（広報支援）等で積極的に外部委託を推進し，業務の簡素化・合理化を図った。 ・業務量の軽減を図るため，ロボティク・プロセス・オートメーション（RPA：Robotic Process Automation）の導入について検討を行った。							
	123	(4) 組織の見直しと職務能率の向上を図り，人件費の縮減に努める。	III	III	・事務組織については，大学改革をより一層推進するため，平成30年4月1日より事務部を事務局とし，大和キャンパス3職体制から4課1室に再編を行い，業務所管の明確化，機能強化を図った。 ・時間外縮減に関しては，これまでも各種会議や研修の機会をとらえ，職員に意識付けを行っていたが，平成29年度に労働基準監督署からの指導により，時間外勤務命令と実際の勤務時間に乖離があることが判明したため，各職員のPC使用記録と時間外勤務命令簿との突合により，正確な勤務実態管理のための統一した仕組みを構築したほか，「時間外における長時間労働に係る非常事態宣言について（通達）」を理事長名で発し，36協定の順守など，再発防止のため管理の徹底を図った。 ・インターネット出願の導入や，大学広報及び入試業務の一部，年末調整業務の外部委託を実施し，また，人事・給与システムの構築を検討するなど事務の効率化を推進し，人件費の縮減を図った。							

第4 財務内容の改善		【重点目標】 経費の縮減， 人件費の抑制， 外部資金の積極的な獲得などにより， 財務内容の改善を図る。	
中期目標	中期計画	法人の自己評価	
3 資産の運用管理の改善に関する目標		暫定	評価
		判断理由（年度計画の実施状況等）	
		評価委員会による評価	
		意見	
		H27	H28
		A	A
		H29	H30
		A	A
		暫定	R1
		A	A
適切な資産運用管理を行う体制により，長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効率的・効果的な活用に努める。	124	(1) 定期的な資産の点検を行い，適切に維持管理し，有効活用を図る。	<p>・保有施設について定期的に点検し，維持管理に努めるとともに，修繕などを計画的に行った。</p> <p>・「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき，ラーニングコモンズの整備やゾーニングに基づいた研究室の再配置等を進めるとともに，老朽化した設備の更新を行い，各部屋の利便性を高めた。</p> <p>・施設の老朽化や長寿命化推進への対応を着実に進め，第3期中期計画で，施設・設備の修繕計画を取りまとめた。</p>
	125	(2) 余裕資金の管理運用に当たっては，安全性・確実性に配慮する。	<p>・資金繰り等を勘案し，余裕資金については銀行定期預金など安全で確実な金融商品により運用し，令和元年度からは流動性確保及びリスクマネジメントの観点から安全な決済用普通預金により資金管理を行った。</p>

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

【評価委員会による意見記載欄】

【法人記載欄】									
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の認定が「Ⅳ」の項目）									
・ なし									
2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組									
<ul style="list-style-type: none"> <li>【1 自己点検・評価の充実】</li> <li>・ 平成25年度の大学（認証）評価で指摘された努力課題について、それぞれ改善に取り組み、平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出し、令和元年度の大学（認証）評価において、その改善が確認された。【128】</li> <li>・ 平成30年度の法人評価においては、本学独自の分析を通じて、これまで顕在化していなかった課題を可視化し、今後目指すべき方向性を定めたほか、令和元年度の大学（認証）評価受審に向けて、平成30年度に全学的な自己点検・評価を実施し、課題の洗い出しを行うとともに、その改善に努め、令和元年度大学（認証）評価において、認証評価機関の大学基準に適合していることが認定された。【128】</li> </ul>									
【2 情報公開の推進等】									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学が社会からの信頼や支持を得て存続しつづけるための重要なコミュニケーション手段である大学広報について、これまでの入試広報に主軸を置いた広報体制を改め、民間事業者の専門的なノウハウを導入しターゲット別に正確、迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するため、平成30年度に「宮城大学広報基本方針」を策定し、体制整備・広報展開・PDCAサイクルの定着を図った。【130・131】</li> </ul>									
3 過年度との数値による実績対比が可能な事項									
【2 情報公開の推進等】									
項目	年度	R2	R1	H30	H29				
新着情報		350件 (29.2)	250件 (20.8)	94件 (7.8)	91件 (7.5)				
プレスリリース		6件 (0.5)	16件 (1.3)	6件 (0.5)	6件 (0.5)				
メディア掲載・出演情報		364件 (30.3)	312件 (26.0)	191件 (15.9)	172件 (14.3)				
						※( )内は月平均			
4 選滞が生じている事項とその理由（自己評価の認定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）									
・ なし									
5 その他、法人が積極的に実施した取組									
【1 自己点検・評価の充実】									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度より、関係部署の実務担当者から構成される「内部質保証実施委員会」を設置し、実態に合わせた「公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱」の改正を行うとともに、要綱に定める各種PDCAサイクルの進捗管理を行った。【126】</li> </ul>									
【2 情報公開の推進等】									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープンキャンパスについては、期間を通して来場者数の増加と満足度の向上が見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、初めてのオンライン開催となった令和2年度についても、来場者ニーズを踏まえ、特設サイトの開設と入試情報や学群紹介、模擬講義などコンテンツの充実を図ったことにより、従来のオープンキャンパスと同様、その達成することができた。【130】</li> <li>・ 平成29年8月に「宮城大学創立20周年・創基65周年記念式典」を開催し、約300名の来賓に対して、本学のこれまでの歩みと将来の展望を示すとともに、新聞、テレビ等の媒体や創立20周年記念誌を通じて、本学の20年の歴史と現状、将来について県民に広く周知した。また、記念レセプションの会場となったホテルのシェフと本学学生サークルとの共作で新たなスイーツを開発し、ホテルで販売したところ、新聞に掲載されるなどの反響もあった。【132】</li> </ul>									

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

中期目標	中期計画		法人の自己評価		判定	評価委員会による評価					
	自己点検・評価の充実に関する目標	判定	判定理由（年度計画の実施状況等）	判定		H27	H28	H29	H30	暫定	R1
1 内部質保証システムに基づき、運営について自己点検・評価を行うとともに、第三者評価機関による第三者評価の結果を改善の向上に努める。また、それらにより、市民に分かりやすく公表する。	126	(1) 大学運営を自主的・自律的に改善し、向上させるために、組織的かつ厳正な自己点検・評価を継続的に実施する。	III	<p>・中期計画に基づき年度計画を策定し、学群を横断して編制する各種センター等で計画に基づく活動に取り組んだ後、自己点検・評価を行うとともに、その結果と改善案を全学組織である「評価委員会」が集約・審議し、主要な改善案を各種センター及び各学群・研究科にフィードバックすることによって、改善案を各委員会等へ報告を行い、そこでの審議・検討結果を踏まえて、改善案を各委員会等を通じて具体的な業務の改善に努め、自主的・自律的な改善の更なる定着を図られた。</p> <p>・評価関係事業のスケジュールや法人評価及び認証評価の関係性を整理したほか、中期計画における自己点検・評価を認証評価受審のための自己点検・評価報告書の作成にも反映させるなど法人評価における自己点検・評価の改善を進めた。</p> <p>・令和元年度より、関係部局の実務担当者から構成される「内部質保証実施委員会」を設置し、実態に合わせた「公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱」の改正を行うとともに、要綱に定める各種PDCAサイクルの進捗管理を行った。</p>	III	A	A	A	A	A	A
	127	(2) 認証評価機関による第三者評価に向け、平成30年度に自己点検・評価を実施し、その結果について客観的な評価を行うものとして、平成31年度に第三者評価を受審する。	III	<p>・本学では、学校教育法で7年以内ごとの実施が義務付けられている認証評価を、地方独立行政法人法による法人評価の6年サイクルに合わせて実施することとしており、具体的には、地独法に基づき6年ごとに策定される中期計画の4年目に大規模な自己点検・評価を行い、それをもつて5年目に認証評価を受審し、その結果を踏まえて6年目に次期中期計画の策定を行っている。</p> <p>・現行の第2期中期計画（平成27年度～令和2年度）の4年目に当たる平成30年度には、はじめに翌年の認証評価機関を大学基準協会とすることを決定し、その上で同協会が定めるルールや様式に沿った形で全学的な自己点検・評価を実施した。</p> <p>・前回、平成25年度の大学（認証）評価で指摘された努力課題について、それぞれ改善に取り組み、平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出し、令和元年度の大学（認証）評価において、その改善が確認されたこともあり、令和元年度大学（認証）評価において、「適台」の認定を得た。</p>	III						



第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価	
		暫定	評定	評定	意見
<p>内部質保証システムに基づき、教育研究及び大学運営について自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらに於いて県民に分かりやすく公表する。</p>	<p>(3) 自己点検・評価や第三者による評価の結果は、経営審議会及び教育研究審議会や理事会で十分に内容を検討し、改善すべき点については適切な改善策を講ずる。</p>	III	III	<p>・平成25年度及び令和元年度に受審した大学（認証）評価や、設置団体主催の評価委員会を通じて毎年度実施する法人評価の結果について、学内で分析・検討し、業務実施や次期の年度計画と中期計画に適切に反映させた。</p> <p>・平成25年度の大学（認証）評価で指摘された努力課題について、それぞれ改善に取り組み、平成30年度に改善報告書を認証評価機関へ提出し、令和元年度の大学（認証）評価において、その改善が確認された。</p> <p>・平成30年度の法人評価においては、本学独自の分析を通じて、これまで顕在化していなかった課題を可視化し、今後目指すべき方向性を定めたほか、令和元年度の大学（認証）評価受審に向けて、平成30年度に全学的な自己点検・評価を実施し、課題の洗い出しを行うとともに、その改善に努め、令和元年度大学（認証）評価において、認証評価機関の大学基準に適合していることが認定された。</p> <p>・令和元年度の大学（認証）評価で指摘された改善課題については、令和2年度計画及び次期中期計画に反映するとともに、令和5年度を予定している認証評価機関への改善報告に向け、対応の検討を行い、改善を進めた。 ※ 次期中期計画番号25を参照</p>	<p>・第2期中期計画（平成27年度～令和2年度）と、同計画に基づく各年度の年度計画、実績報告、実績評価結果、大学（認証）評価受審時の自己点検・評価と受審結果を本学ウェブサイト上でその都度公表した。</p> <p>・各年度の実績評価結果や大学（認証）評価において指摘された課題を次期中の年度計画及び次期中期計画に反映させ、それらのPDCAサイクル全体を公表することとで、大学運営の透明性向上を図った。</p>
	<p>(4) 評価の結果及び改善策については、大学の業務運営の向上に役立てるとともに、ウェブサイトなどにより公表する。</p>	III	III		
	128	III	III		
	129	III	III		



第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価	
		暫定	評定	評定	意見
法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績について積極的に情報を発信し、市民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。	(2) 戦略的な広報活動の実現に向け、ウェブサイトのアクセス分析体制を強化するなど、効果的・効率的な広報体制を確立する。	IV	III	<p>・大学が社会からの信頼や支持を得て存続しつづけるための重要なコミュニケーション手段である大学広報について、これまでの入款広報に軸を置いていた広報体制を改め、民間事業者の専門的なノウハウを導入し、ターゲット別に正確、迅速かつ安定的な情報発信を行うなど戦略的な広報を展開するため、平成30年度に「宮城大学広報基本方針」を策定した。（再掲）</p> <p>・これまでの広報体制では、実施された広報施策の効果検証がなされておらず、PDCAサイクルが機能していなかったことから、効果的・効率的な広報体制の確立のため、「宮城大学広報基本方針」に基づき、以下のような取組を進めた。</p> <p>①ウェブサイトを、大学案内、オーブンキャンパス等の主要な広報事業について、ターゲットごとに効果測定と検証を行い、その結果について翌年度の広報施策へフィードバックを行った。</p> <p>②質的評価として、ターゲットごとの広報アンケートを実施することにより、情報ニーズや理解度・満足度を把握し、コンテンツ構成等に反映した。</p> <p>③量的評価として、ウェブアクセス解析を実施するとともに、オーブンキャンパス等のイベント数や来場者数を把握し、ページ構成やイベントプログラム企画の検討に反映した。</p> <p>④質的評価及び量的評価により、展開している広報施策における改善すべき事項の明確化を進め、次の広報施策に反映するPDCAサイクルの定着を図った。</p>	
	(3) 平成29年度を迎える大学創立20周年に際し、市民をはじめ多くの人々にとって宮城大学がより身近な存在となるよう、記念事業を企画し、及び実施する。		III	<p>・平成29年8月に「宮城大学創立20周年・創基65周年記念式典」を開催し、約300名の来賓に対して、本学のこれまでの歩みと将来の展望を示すとともに、新聞、テレビ等の媒体や創立20周年記念誌を通じて、本学の20年の歴史と現状、将来について県民に広く周知した。</p> <p>・記念レセプションの会場となったホテルのシェフと本学学生サークルとの共作で新たなスイーツを開発し、ホテルで販売したところ、新聞に掲載されるなどの反響もあった。</p>	

第6 その他業務運営

その他業務運営に関する特記事項

	【評価委員会による意見記載欄】
<p>【法人記載欄】</p> <p>1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「IV」の項目）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul> <p>2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組</p> <p>【1 施設設備の整備・活用等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、大和キャンパスにおいて令和2年度までに4コモンズ（グローバルコモンズ、スチューデントコモンズ、データ&amp;メディアコモンズ、ディスカバリーコモンズ）の整備を進め供用を開始した。加えて太白キャンパスについても、令和元年度までに3コモンズ（グローバルコモンズ、ディスカバリーコモンズ、スチューデントコモンズ）を整備するとともに、残ったデータ&amp;メディアコモンズの整備内容を検討している。加えてデザイン研究棟も整備し、令和2年8月に供用開始した。【133】</li></ul> <p>【2 安全管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成28年度に「宮城大学ストレスチェック制度実施要領」、平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡視実施要領」を制定し、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図った。【137】</li></ul> <p>3 過年度との数値による実績対比が可能な事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul> <p>4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「II」「I」の項目）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul> <p>5 その他、法人が積極的に実施した取組</p> <p>【1 施設設備の整備・活用等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>大規模修繕について、一部実施時期の変更があったものの、施設整備計画に基づき実施した。【134】</li></ul> <p>【2 安全管理等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>情報セキュリティポリシーの整備として、「情報システム及び情報資産の利用等並びに情報セキュリティ対策に関する規程」を新たに定め、情報セキュリティポリシーに関する講習会を動画配信により実施した。【139】</li><li>令和元年度に学内における統一的な薬品管理支援システムを導入し、一元管理を行った。【140】</li></ul> <p>【3 人権の尊重】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>人権侵害防止の啓発カードを全教職員に配布して、周知徹底を行い、意識向上を図った。【142】</li></ul>	

第6 その他業務運営

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価													
		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）													
1 施設設備の整備・活用等に関する目標																	
全学的に施設設備の有効活用を図った上で、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、良好な教育研究環境を保持するとともに、施設等の適切な管理に努める。	133	(1) 土地建物などの活用状況の点検・評価を行い、有効利用を図る。	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に施設の有効活用促進を目的に作成した「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づき、大和キャンパスにおいて令和2年度までに4コモンズ（グローバルコモンズ、スチューデントコモンズ、データ&amp;メディアコモンズ、ディスプレイコモンズ）の整備を進め供用を開始した。加えて太白キャンパスについても、令和元年度までに3コモンズ（グローバルコモンズ、ディスプレイコモンズ、スチューデントコモンズ）を整備するとともに、残ったデータ&amp;メディアコモンズの整備内容を検討している。</li> <li>デザイン研究棟を整備し、令和2年8月に供用開始した。</li> <li>施設及び付帯設備の老朽化に対処するため、令和元年度に施設保全計画策定業務を委託し、その結果を基に計画的な修繕を図るべく、第3期中期計画に修繕計画を盛り込んだ。</li> </ul>	評定	H27	A	H28	A	H29	A	H30	暫定	A	R1	A
	134	(2) 施設の整備及び老朽化に伴う修繕・改修に当たっては、管理体制を含め、中・長期的な視点で計画的に整備する。	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模修繕については、一部実施時期の変更があったものの、施設整備計画に基づき実施した。</li> <li>中小規模修繕については、目的積立金等を有効に活用し、計画的かつ機動的に実施した。</li> </ul>												
	135	(3) 設備の更新に当たっては、財政負担及び省エネルギー等に配慮するとともに、学生参加型による、環境と共生し調和する取り組みを推進する。	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類のリサイクルについては、徐々に対象範囲を拡大して実施することができた。</li> <li>大学全体のLED照明への切替を、第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に盛り込んだ。</li> </ul>												
	136	(4) 施設設備の維持管理については、必要の都度管理規程を見直ししながら、適切かつ効率的に行う。	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の維持管理については、定期点検等の実施により、それぞれの状態を詳細に把握し、必要に応じて速やかに修繕等の対応を行った。また、委託業者との定期的な意見交換を実施するなど、詳細な情報収集等に努めた。さらに、複数の委託契約を一本化し、複数年契約とすることにより、事務量とコストの削減（約100万円/年）につなげた。</li> <li>デザイン研究棟の運用開始に合わせ、施設等管理使用規程の見直しを行った。</li> </ul>												

第6 その他業務運営

中期目標	中期計画	法人の自己評価		評価委員会による評価							
		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	意見					
2 安全管理等に関する目標		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	H27	H28	H29	H30	暫定	R1
安全衛生管理体制の整備に努め、より安全なキャンパス環境を創出する。また、高度化・複雑化するサイバー攻撃や、業務におけるICT活用機会の増加に伴う事故を未然に防ぐよう、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。	137	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生委員会を毎月実施し、快適な職場環境の形成に努めた。</li> <li>平成28年度に「宮城大学ストレスチェック制度実施要領」、平成30年度に「長時間の時間外勤務者に対する面接指導実施要領」及び「職場巡視実施要領」を制定し、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を図った。</li> </ul>		A	A	A	A	A	A
	138	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害及び犯罪等の不測の事態に備え、対応マニュアルの周知徹底を図るとともに、定期的な研修・訓練を実施する。</li> </ul>							
	139	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティポリシー等を整備し、情報管理を徹底するとともに、情報セキュリティ教育を徹底する。</li> </ul>							
	140	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物・劇物その他の危険を伴う薬品は、管理責任者に一元管理することともに、教育研究活動によって生じる廃棄物を適切に処理する。</li> </ul>							
3 人権の尊重に関する目標		暫定	評定	判断理由（年度計画の実施状況等）	評定	H27	H28	H29	H30	暫定	R1
人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備を図るとともに、研修会等を通じて人権尊重に対する意識向上を図る。	141	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権侵害を防止するため、人権侵害の防止等に関する規程などを整備するとともに、相談窓口の機能強化を図る。また、研修会等を通じて、人権侵害防止について周知徹底を図る。</li> </ul>							
	142	III	III	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の人権侵害等及び教職員の非違行為に対しては、迅速かつ一層の厳正な処置を行う。</li> </ul>							

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期計画

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成27年度～令和2年度）（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究費等収入及び寄附金	674
施設整備補助金	0
補助金	109
その他収入	311
目的積立金等取崩	173
計	22,240
支出	
教育研究費	14,749
（うち人件費）	(10,121)
一般管理費	6,290
（うち人件費）	(3,239)
施設整備費	1,201
補助金	0
災害復旧・復興支援費等	0
計	22,240

《参考》

【人件費の見積り】  
 中期目標期間中、総額13,360百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項目	内容
人件費	職員給与、非常勤職員報酬等
事業費	入学試験費、教育実践費、研究費、各センター運営費等
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費
修繕費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検等
自己収入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金等

※1 事業費及び管理運営費（一部を除く。）については、平成28年度から令和2年度までは、平成27年度をベースに、それぞれ前年度マイナス1%の効率化係数が適用される。

※2 大規模修繕費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途協議される。

中期計画に係る実績

1 予算執行実績（令和2年度まで）（単位：百万円）

区分	金額	計画との差額
収入		
運営費交付金	14,137	262
授業料等収入	6,555	△543
受託研究費等収入及び寄附金	739	65
施設整備補助金	0	0
補助金	495	386
その他収入	306	△5
目的積立金等取崩	1,379	1,206
計	23,612	1,371
支出		
教育研究費	13,865	△884
（うち人件費）	(9,358)	△763
一般管理費	6,720	430
（うち人件費）	(3,394)	155
施設整備費	1,561	360
補助金	0	0
災害復旧・復興支援費等	57	57
計	22,204	△37

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期計画

中期計画に係る実績

2 収支計画（平成27年度～令和2年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	22,541
経常費用	22,541
業務費	21,952
教育研究経費	3,945
受託研究等経費	404
人件費	13,360
一般管理費	4,243
財務費用	19
雑損	0
減価償却費	570
臨時損失	0
収入の部	22,541
経常収益	22,541
運営費交付金収益	13,926
授業料等収益	7,098
受託研究等収益（常附金を含む。）	796
財務収益	0
雑益	311
資産見返負債借入	301
資産見返運営費交付金等戻入	91
資産見返物品受贈額戻入	210
補助金収益	109
臨時利益	0
純利益	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	0

2 収支実績（令和2年度まで）（単位：百万円）

区 分	金 額	計画との差額
費用の部	22,147	△ 394
経常費用	21,656	△ 885
業務費	20,463	△ 1,489
教育研究経費	4,895	950
受託研究等経費	494	90
人件費	12,937	△ 423
一般管理費	2,137	△ 2,106
財務費用	17	△ 2
雑損	1	1
減価償却費	1,175	605
臨時損失	491	491
収入の部	22,647	106
経常収益	21,818	△ 723
運営費交付金収益	12,628	△ 1,298
授業料等収益	7,030	△ 68
受託研究等収益（常附金を含む）	860	64
財務収益	0	0
雑益	304	△ 7
資産見返負債借入	581	280
資産見返運営費交付金等戻入	180	89
資産見返物品受贈額戻入	401	191
補助金収益	415	306
臨時利益	829	829
純利益	500	500
前中期目標期間繰越積立金取崩額	222	222
総利益	722	722

3 資金計画（平成27年度～令和2年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	22,240
業務活動による支出	19,901
投資活動による支出	1,674
財務活動による支出	665
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	22,240
業務活動による収入	22,240
運営費交付金収入	13,875
授業料等収入	7,098
受託研究等収入	783
その他収入	484
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0

3 資金収支実績（令和2年度まで）（単位：百万円）

区 分	金 額	計画との差額
資金支出	24,367	2,127
業務活動による支出	20,133	232
投資活動による支出	2,584	910
財務活動による支出	556	△ 109
次期中期目標期間への繰越金	1,094	1,094
資金収入	24,367	2,127
業務活動による収入	22,091	△ 149
運営費交付金収入	14,137	262
授業料等収入	6,558	△ 540
受託研究等収入	1,076	293
その他収入	320	△ 164
投資活動による収入	1,304	1,304
財務活動による収入	0	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	972	972



<p>第8 短期借入金の限度額 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第10 剰余金の使途 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七号第一号から第三号関係）</p>	<p>中期計画</p>	<p>中期計画に係る実績</p>
<p>第8 短期借入金の限度額 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第10 剰余金の使途 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七号第一号から第三号関係）</p>	<p>中期計画</p>	<p>中期計画に係る実績</p>
<p>第8 短期借入金の限度額 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第10 剰余金の使途 第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七号第一号から第三号関係）</p>	<p>第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 ・ 5億円 2 想定される理由 ・ 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れることが想定される。</p>	<p>第8 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 ・ 短期借入は行わなかった。 2 想定される理由 一</p>
<p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・ なし。</p>
<p>第10 剰余金の使途</p>	<p>第10 剰余金の使途 ・ 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。</p>	<p>第10 剰余金の使途 ・ 決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てた。</p>
<p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 1 積立金の使途 ・ 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。 2 人事に関する計画 ・ 教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。 ・ 事務職員については、法人職員（プロパー職員）の採用を積極的に進めるとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。</p>	<p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 1 積立金の使途 ・ 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。 2 人事に関する計画 ・ これまで大学改革を進める中で、新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、全学共通の基盤教育科目群「コアカリキュラム」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか、平成29年度から学系別へ移行するなど教員組織の改善を図ってきた。 ・ しかしながら、本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかっただけでなく、中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し、平成30年度には、学系の再構築に取り組みるとともに、各学群・研究科による「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」を策定し、その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」を明示した。 ・ 事務職員については、これまで、計画的採用及び適正配置を適切に行ってきた。宮城県からの派遣職員による「将来構想」占めるプロパー化率は83%となり、当初目標の85%をほぼ達成した（令和3年3月末現在） ・ 平成30年度には、プロパー職員を幹部（課長職）登用したほか、女性初のグループリーダー2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーとした。また、令和元年度において、職員の定年後の雇用安定と有益な能力の確保の観点から、職員再雇用規程を新設し、令和2年4月から職員1名を再雇用した。 ・ 事務職員の養成のため、全学的FD・SDの開催、個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行うとともに、平成29年度からは県と協定を締結し、県の新規採用職員研修に本学法人採用職員（新卒者）1人を派遣し、職員の専門性の向上や資質向上に努めてきた。 ・ 平成30年度からは、県職員の階層別研修の受講、事務職員1名の県への派遣研修（1年間）の実施、自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めている。 ・ 令和2年4月からは、大学事務職員として、他大学の動向を俯瞰し、より広範で専門的な知識や実践力を養うため、公立大学協会に職員を1人派遣している（令和5年3月までの予定）。</p>	<p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 1 積立金の使途 ・ 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上に資する施設整備や実験実習機器等の購入費用に充てたほか、中小規模の修繕や施設整備に係る経費に充当した。 2 人事に関する計画（再掲） ・ これまで大学改革を進める中で、新たなカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、全学共通の基盤教育科目群「コアカリキュラム」の開設及び学群コアカリキュラムの再編成やディプロマ・ポリシーと講義科目との関連を示すカリキュラムマップの作成等に取り組んできたほか、平成29年度から学系別へ移行するなど教員組織の改善を図ってきた。 ・ しかしながら、本学の理念・目的に基づいた教員組織の編成方針等が明確に定められていなかっただけでなく、中期計画のPDCAサイクルを踏まえて課題を整理し、平成30年度には、学系の再構築に取り組みるとともに、各学群・研究科による「将来構想（次期教育研究体制スキーム）」を策定し、その中で「教員組織の編成方針」や「教員配置計画」を明示した。 ・ 事務職員については、これまで、計画的採用及び適正配置を適切に行ってきた。宮城県からの派遣職員による「将来構想」占めるプロパー化率は83%となり、当初目標の85%をほぼ達成した（令和3年3月末現在） ・ 平成30年度には、プロパー職員を幹部（課長職）登用したほか、女性初のグループリーダー2人を含む6人のプロパー職員をグループリーダーとした。また、令和元年度において、職員の定年後の雇用安定と有益な能力の確保の観点から、職員再雇用規程を新設し、令和2年4月から職員1名を再雇用した。 ・ 事務職員の養成のため、全学的FD・SDの開催、個別参加型の外部研修への職員派遣を積極的に行うとともに、平成29年度からは県と協定を締結し、県の新規採用職員研修に本学法人採用職員（新卒者）1人を派遣し、職員の専門性の向上や資質向上に努めてきた。 ・ 平成30年度からは、県職員の階層別研修の受講、事務職員1名の県への派遣研修（1年間）の実施、自主企画勉強会への支援により職員の資質向上に努めている。 ・ 令和2年4月からは、大学事務職員として、他大学の動向を俯瞰し、より広範で専門的な知識や実践力を養うため、公立大学協会に職員を1人派遣している（令和5年3月までの予定）。</p>
<p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 3 施設設備に関する計画 ・ 施設の整備及び老朽化に伴う修繕・改修に当たっては、管理体制を含め、中・長期的な視点で計画的に整備する。</p>	<p>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項 3 施設設備に関する計画 ・ 施設の整備及び老朽化に伴う修繕・改修に当たっては、管理体制を含め、中・長期的な視点で計画的に整備する。</p>	<p>3 施設設備に関する計画 ・ 施設設備の変更があったものの、施設整備計画に基づき実施した。 ・ 中小規模修繕については、目的積立金等を有効に活用し、計画的かつ機動的に実施した。</p>